

2013北海道内自治体行政の情報共有
と市民参加の環境整備に関する
調査報告書

平成25年12月25日

特定非営利活動法人
公共政策研究所

目 次

I. 調査の概要	3
II. 基礎事項	4
III. 情報共有	9
IV. 市民参加制度を浸透させるための具体的方策 について	14
V. 市民参加制度が効果的に活用されるための庁内 の取組について	27
VI. 市民参加の具体	35
VII. ホームページの活用について	45
VIII. 市民参加が促進された取組	48
IX. 市民参加を推進する上での課題	50
X. 補足設問	52
11. 自治体のポジショニング	54
12. 人口規模での情報共有と市民参加の関係	57
13. H20とH23とのデータ比較	58
14. 自治基本条例施行後の状況	61
資料編	71
あとがき	89

I. 調査の概要

1. 調査対象

北海道内179市町村

2. 調査期間

平成25年9月2日～10月25日

3. 調査実施主体

特定非営利活動法人 公共政策研究所

4. 回答の扱い

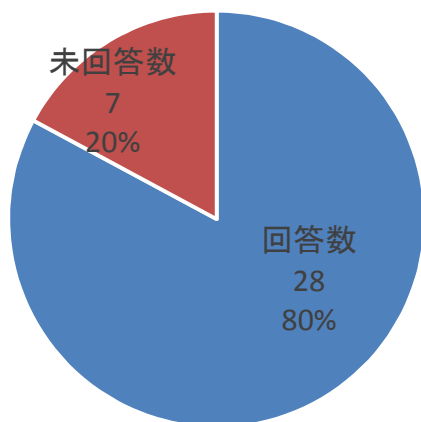
当NPOの評価基準に基づく自治体の自己評価を尊重した。

5. 回答率

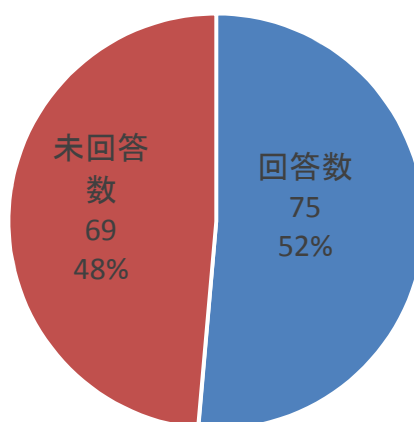
項目	総数	回答数	未回答数	回答率
市	35	28(32)	7(3)	80%(91%)
町村	144	75(78)	69(66)	52%(54%)
計	179	103(110)	76(69)	58%(61%)

注()は2011年度実施した調査結果

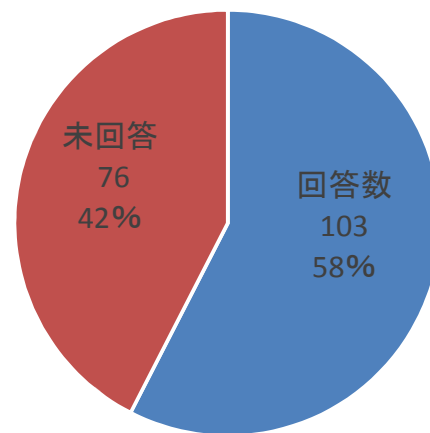
市(総数35)



町村(総数144)



全道(総数179)

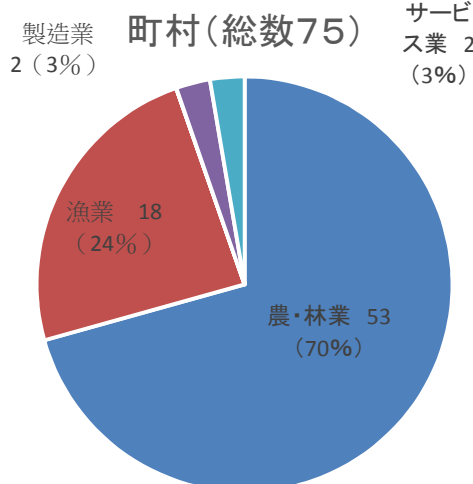
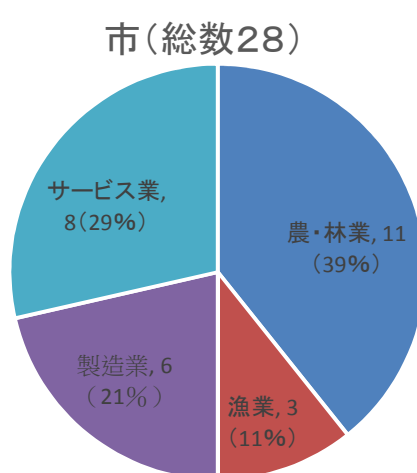


I. 基礎事項

1. 主な産業構造(代表的産業の割合) 回答数:市28(80%)、町村75(52%)

項番	内容	市	比率	町村	比率	全体	比率
1	農・林業	11	39%	53	70%	64	62%
2	漁業	3	11%	18	24%	21	20%
3	鉱業	0	0%	0	0%	0	0%
4	製造業	6	21%	2	3%	8	8%
5	サービス業	8	29%	2	3%	10	10%
6	その他	0	0%	0	0%	0	0%
計		28	100%	75	100%	103	100%

(注)まちの代表的産業として、項番1～6のうちから1つを選択

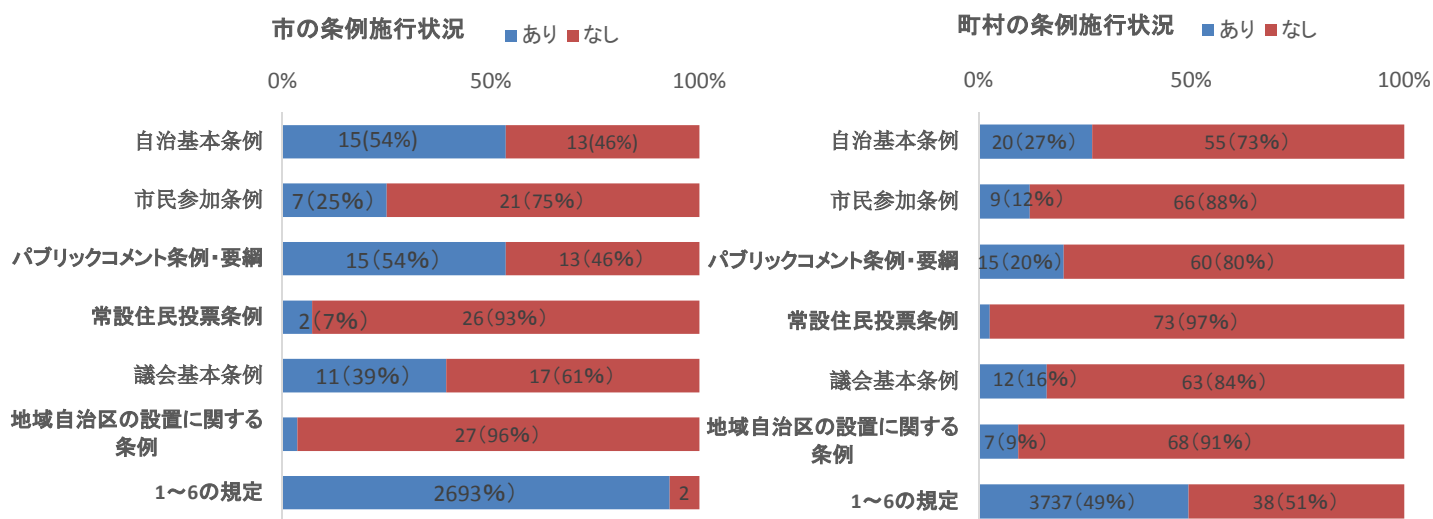


(注)市の50%、町村の94%が農林漁業の第一次産業が中心となっている。

2. 条例等施行状況(複数回答可) (市民参加を保障する条例等の整備状況を調査した)

(1)市の場合 *市の回答数は28市

(2)町村の場合 *町村の回答数は75町村



(注)自治基本条例・市民参加条例・パブリックコメント要綱がない市は3市(夕張市・岩見沢市・砂川市)(11%)、町村では46町村(61%)であった。特に、町村での市民参加に関する条例等の整備がされていない。

3. 自治体の課題

(自治体の政策づくりには、課題の設定が重要ですが、自治体の課題をどのように認識されているか調査した。自治体には課題を複数、そのうち一番の課題を1つ回答依頼)

(1) 市における課題

『2013年度調査』市の課題(複数回答可)

課題	課題と回答	比率	1番の課題
1 高齢化対策	26	93%	1
2 財政健全化対策	22	79%	7
3 子育て支援	22	79%	2
4 市民参加・協働	17	61%	3
5 災害対策	17	61%	2
6 病院経営	16	57%	3
7 行政事務の効率化	13	46%	0
8 職員の意識改革	12	43%	1
9 雪対策	12	43%	0
10 その他	10	36%	7

(注1) 回答総数28

(注2) 項番1～10の項目から自治体の課題を複数選択(課題)

そのうち、1番の課題を1つ選択

(参考)

『2011年度調査』市の課題(複数回答可)

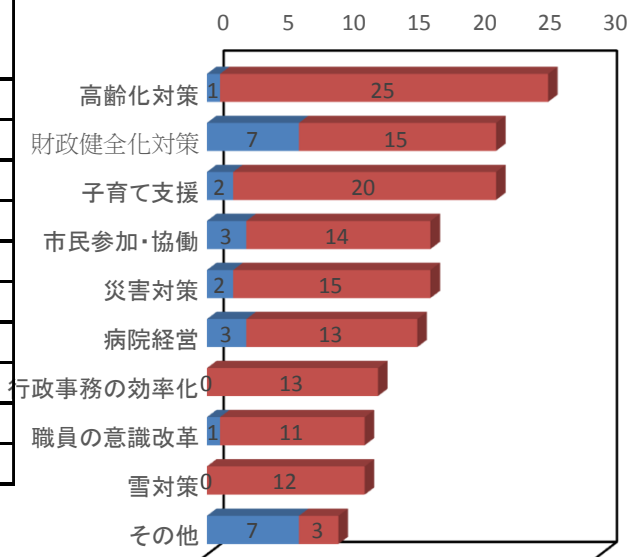
項目	課題と回答	比率	1番の課題
1 市民参加・協働	22	69%	5
2 高齢化対策	22	69%	3
3 財政健全化対策	21	66%	6
4 子育て支援	20	63%	3
5 病院経営	16	50%	3
6 その他	16	50%	8
7 災害対策	11	34%	0
8 職員の意識改革	11	34%	0
9 行政事務の効率化	9	28%	0

(注1) 回答総数32

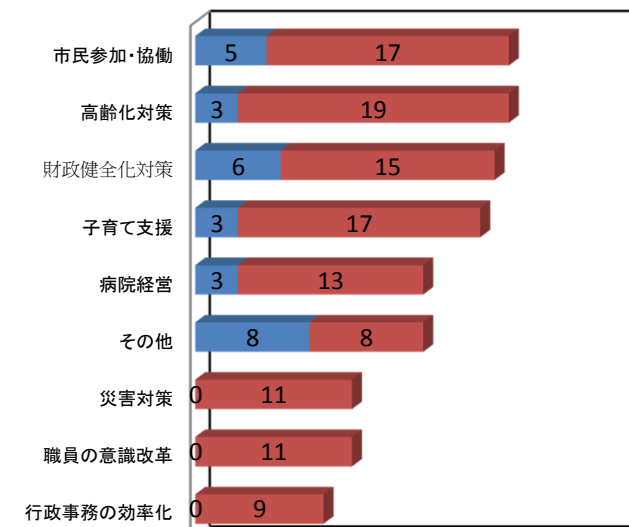
(注2) 項番1～9の項目から自治体の課題を複数選択(課題)

そのうち、1番の課題を1つ選択

■ 1番の課題 ■ 課題と回答



■ 一番の課題 ■ 課題



コメント

市における課題(複数回答)の2013年調査のトップは「高齢化対策」で、2011年調査のトップであった「市民参加・協働」は4番となっている。1番の課題(1つ回答)のトップは「財政健全化対策」で、次が「市民参加・協働」「病院経営」であった。

高齢者は病院にかかる頻度が多くなるので、近くに病院があるかどうか地域で生活できる条件になる。もし、近くに病院がなければ、人口流失となるか、近くの病院までの足の確保が問題となる。災害対策も高齢者の避難が課題となる。高齢者は介護・医療費など自治体財政への負担ともなるなど、高齢者を中心とした課題は相互に関係性があり、高齢者対策の重要度が高まっている。高齢者対策の一つとして市民参加と協働がある。市民参加と協働は対策の合意と実行の関係にあるので、市民参加で合意をしないうちに協働を優先しようとするとうまくいかない。

その他の課題(自由記述)の内訳

「2013年度調査」

	1 番の課題	課題
函館市	経済の活性化	
旭川市	地域産業の育成・振興と雇用創出	中心市街地の活性化、環境に配慮した社会の形成
室蘭市		産業振興・雇用創出、都市再生(まちなか再生・公共施設跡地利用等)
釧路市		道路、港湾、空港などの社会資本整備
帯広市	地域産業の振興	
北見市		産業振興・都市再生事業
江別市	人口減少	
名寄市	経済対策(産業育成等)	
千歳市	定住促進	
石狩市	きめ細かな子育て、教育環境の整備による次世代の人材育成	

(参考)

「2011年度調査」

市	1 番の課題	課題
札幌市		雪対策(除雪・排雪)
函館市		地域経済の活性化
旭川市	地域産業の育成・振興と雇用創出	中心市街地の活性化、境に配慮した社会の形成
室蘭市	産業振興・雇用創出	都市再生(まちなか再生・公共施設跡地利用等)
帯広市	地域産業の振興	
北見市		産業振興、都市再生事業
苫小牧市		中心市街地対策
芦別市		基幹産業の整備・促進(農商工連携による農林業の活性化)
江別市	人口流出	
紋別市	医療の充実	少子化対策
富良野市	雇用対策	
伊達市	地域活性化・産業振興へ向けた取り組みを官民協働で取り組むとともに、取り組みを通じて次世代を担う官民双方の人材育成を行う	
石狩市	地域経済の回復が喫緊の課題。そのほか、企業誘致、健康推進、農林水産業の活性化など	

(2) 町村における課題

(自治体の政策づくりには、課題の設定が重要ですが、自治体の課題をどのように認識されているか調査した。自治体には課題を複数、そのうち一番の課題を1つ回答依頼)

■ 1番の課題 ■ 課題と回答

『2013年度調査』町村における課題(複数回答可)

課題	課題と回答	比率	1番の課題
1 高齢化対策	66	88%	21
2 子育て支援	39	52%	3
3 災害対策	38	51%	3
4 市民参加・協働	37	49%	5
5 財政健全化対策	36	48%	7
6 病院経営	28	37%	7
7 その他	26	35%	15
8 職員の意識改革	22	29%	0
9 雪対策	21	28%	0
10 行政事務の効率化	18	24%	0

(注1) 回答総数75

(注2) 項番1～10の項目から自治体の課題を複数選択(課題)

そのうち、1番の課題を1つ選択

(参考)

『2011年度調査』町村における課題(複数回答可)

項目	課題と回答	比率	1番の課題
1 高齢化対策	67	86%	19
2 財政健全化対策	47	60%	12
3 市民参加・協働	42	54%	9
4 子育て支援	41	53%	1
5 災害対策	31	40%	2
6 病院経営	31	40%	7
7 行政事務の効率化	29	37%	1
8 職員の意識改革	26	33%	1
9 その他	22	28%	11

(注) 回答総数78

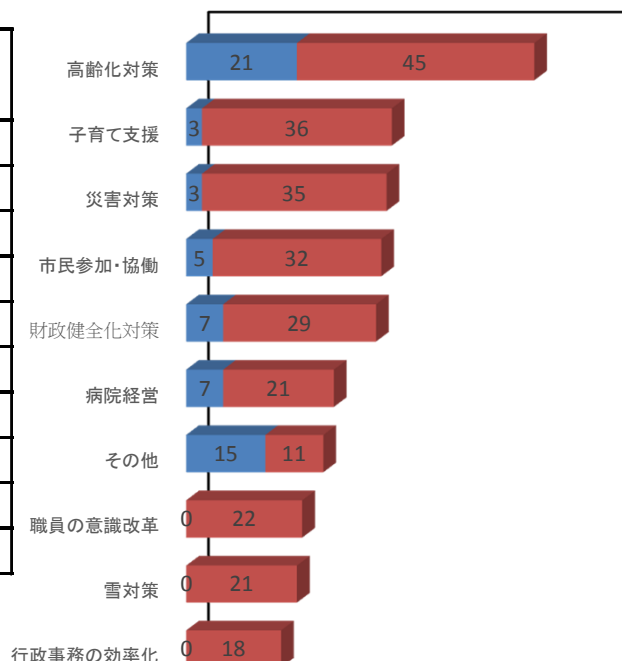
(注2) 項番1～9の項目から自治体の課題を複数選択(課題)

そのうち、1番の課題を1つ選択します。

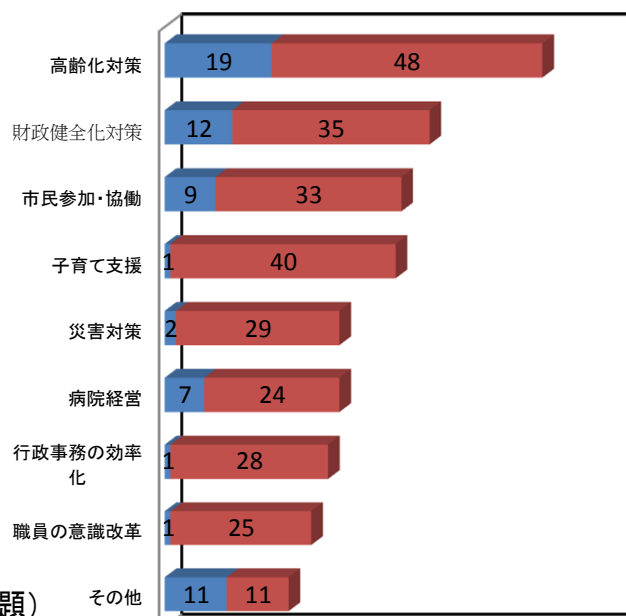
コメント

町村における課題(複数回答)のトップは「高齢化対策」で、2011年調査と同様となっている。次が「子育て支援」「災害対策」であった。1番の課題(1つ回答)もトップが「高齢化対策」で、次が「財政健全化対策」「病院経営」であった。

町村では高齢化対策としての市民参加と協働が機能していない実態がある。地域が生き残るためにも市民参加と協働を地域に根付かせる取り組みをしていかなければ将来の展望が開けない結果に成り兼ねない。



■ 1番の課題 ■ 課題



その他の課題(自由記述)の内訳
「2013年度調査」

	1 番の課題	課題
当別町		人口減少対策、少子化対策
福島町	人口減対策	
鹿部町		雇用対策、地域交通
倶知安町	観光振興(国際観光リゾート地の創出)	
共和町		町の産業・過疎化
仁木町	人口の減少	
赤井川村	過疎対策、産業振興	
幌加内町		人口の高齢化による、買い物支援等支援、地域公共交通対策
比布町		市街地の活性化、過疎対策、デマンド交通(移動支援)
上富良野町		福祉医療環境
和寒町	雇用対策	
美深町	商業の活性化対策、観光の振興	
増毛町	産業基盤・生活基盤の強化	
猿払村	人口の減	
礼文町	産業活性化対策	
西興部村		雇用の場の確保、定住人口の確保、交流人口の増大
雄武町		観光対策
壮瞥町	人口減少	
むかわ町		町の基幹産業である一次産業の担い手及び後継者対策、過疎化
浦河町	地域医療対策、障害者福祉対策	
新ひだか町	人口減少	
音更町	基幹産業と他の産業との連携による新事業の創出、企業誘致による雇用の拡大	
更別村	定住・人口対策	
浦幌町	雇用の創出	
標茶町		雇用の場がなく、人口の流出に歯止めがかからず過疎化に拍車がかかっている状況にあり、維持困難な集落が表面化しつつある
羅臼町		地域産業活性化

(参考)

「2011年度調査」

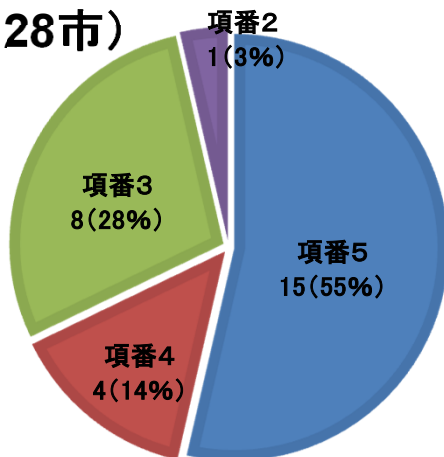
町村	1 番の課題	課題
当別町		・人口減 ・少子化対策
八雲町		東日本大震災(津波)による漁業被害
奥尻町	離島交通対策	
共和町		農業後継者・過疎化
仁木町	人口の減少	
赤井川村		地域振興
上砂川町	人口減少対策	産業振興
上川町	地域活性化対策(観光施策等)	
下川町	産業振興対策	
増毛町	地場産業振興	
斜里町		廃棄物対策
西興部村		雇用対策
えりも町		過疎・地域活性化
新ひだか町	人口減少(特に生産年齢人口の減少)対策	
音更町	基幹産業と他の産業との連携による雇用の創出	
新得町	・医療問題(入院施設を持った医療機関がない。) ・人口減少、雇用問題	
中札内村	定住の促進	
広尾町		人口減少による地域の衰退
陸別町		雇用対策
弟子屈町		経済活性化、雇用
標津町	人口減少対策	

Ⅲ. 情報共有

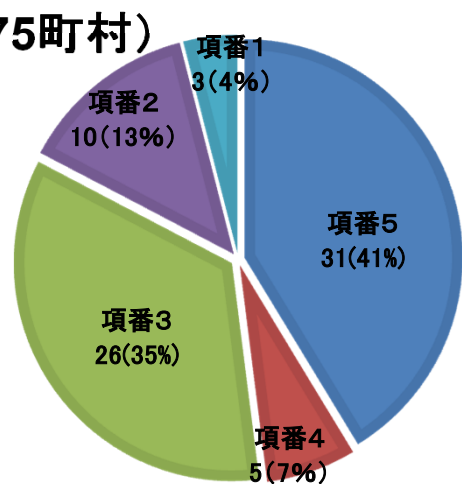
2(1) 市民との行政課題の共有

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	2013 全体	2013 比率	2011 比率
5	首長が一般市民向けに年1回以上行政執行方針や自治体の政策課題を直接説明や意見交換する会合を設けている(広報紙やホームページではなく)	15	札幌市、旭川市、釧路市、帯広市、岩見沢市、留萌市、苫小牧市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市	53%	28%	31		41%	20%	46	45%	23%
4	首長がホームページや記者会見で、自治体の政策課題を説明することを行っている(行政執行方針以外)	4	函館市、小樽市、北見市、名寄市	14%	6%	5	今金町、寿都町、上砂川町、増毛町、池田町	7%	6%	9	8%	6%
3	首長が「首長室開放」や町内会等との懇談のための「ふれあいトーク」を行っている(市民要望時)	8		29%	57%	26		35%	58%	34	33%	57%
2	職員による行政情報を説明する出前講座がある(市民要望時)	1		4%	9%	10	福島町、古平町、南幌町、比布町、愛別町、猿払村、むかわ町、大樹町、白糠町、羅臼町	13%	13%	11	11%	12%
1	首長等(行政)と市民との課題共有の具体的な方法がない	0		0%	0%	3	鹿部町、赤井川村、陸別町	4%	3%	3	3%	2%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」 注:()は2011年の調査結果

首長と市民の情報共有が「行政課題の共有」レベルなのか「政策実施後の結果共有」までのレベルなのかを調査した設問。

地域課題のトップに高齢化が挙げられ、高齢化と病院や高齢化と財政健全化と課題が関連する。これは、少子化も災害対策も同様である。これらの地域課題の対策の1つとして、市民参加・協働や職員の意識改革などが挙げられている。これらの課題と対策を首長と市民の対話により、共感し、協力することで、地域の自治が成り立つ。地域に自治があるかどうか地域課題を克服できるかの分かれ道になるのではない。

「行政課題の共有」として項番2・3を設定し、「政策実施後の結果共有」として項番4・5を設定した。

項番4・5の「首長が直接市民に課題を説明する」「行政報告会の開催」は、市の19市67%(34%)、町村の36町村48%(26%)で行われている。

項番2・3の「出前講座」「ふれあいトーク」は、市の9市33%(66%)、町村の36町村48%(71%)で行われている。項番1の「行政課題共有なし」が町村の3町村4%(3%)であった。

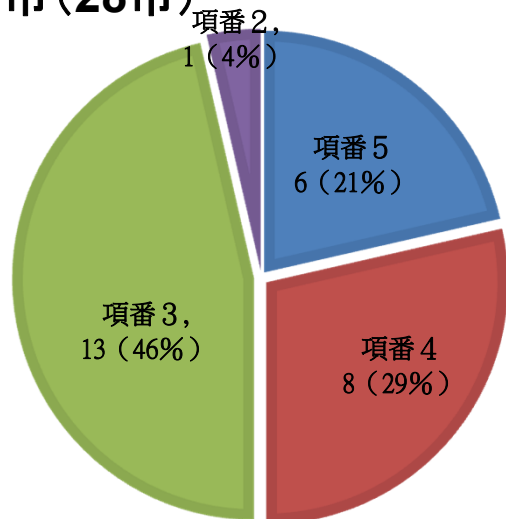
2011年調査と比較し、市町村共に、首長と市民の情報共有は「政策実施後の結果共有」レベルまでに上昇している。

首長と市民の情報共有の実態は、市町村共に、「行政報告会の開催」が実態である。首長が直接市民に行政課題を対話を通じて共有が行われている。

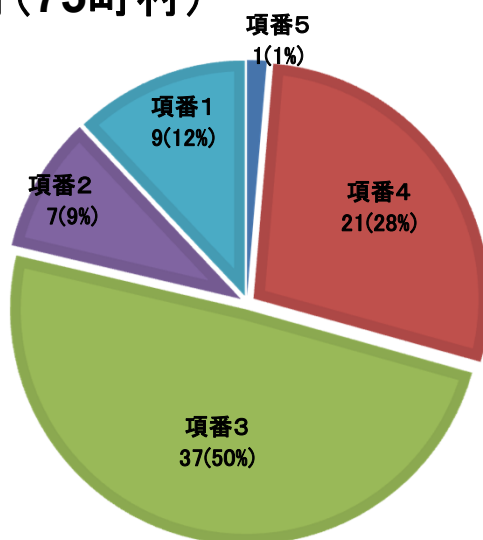
2(2)市民参加のための情報提供

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	前年度の年間の審議会の開催結果やパブリックコメントの実施状況等市民参加の状況が集計され、ホームページや広報紙で、すべて公表がされている	6	旭川市、帯広市、江別市、伊達市、北広島市、石狩市	21%	44%	1	八雲町	1%	10%	7	6%	20%
4	公募委員の募集やパブリックコメントなど市民参加のための情報がホームページや広報紙にすべて公表されている	8	札幌市、函館市、小樽市、芦別市、士別市、名寄市、千歳市、登別市	29%	40%	21		28%	28%	29	28%	32%
3	公募委員の募集やパブリックコメントなど市民参加のための情報がホームページや広報紙に一部のみ公表されている	13		46%	16%	37		50%	50%	50	49%	40%
2	市民が行政に参加のための情報がホームページのみに公表されている	1		4%	0%	7		9%	9%	8	8%	6%
1	市民が行政に参加のための情報がホームページや広報紙で公表されていない	0		0%	0%	9		12%	3%	9	9%	2%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」 注:()は2011年の調査結果

市民参加を行う前の情報共有(事前情報)と市民参加を実施した後の結果情報(事後情報)の共有がされているか調査した設問。

項番5の事後情報の共有である「前年度の審議会・パブリックコメント等実施状況報告が公表されている」は、市の6市21%(44%)、町村の1町1%(10%)と、市町村共に、市民参加の事後情報の共有がされていない。

項番2～4の事前情報の共有である「公募委員の募集やパブリックコメントなど市民参加の情報が公表されている」は、市は22市79%(56%)、町村は65町村87%(87%)と、市民参加の事前情報の共有はされている。

項番1の「市民参加の情報が公表されていない」は、市の0市0%(0%)、町村の9町村12%(3%)であった。

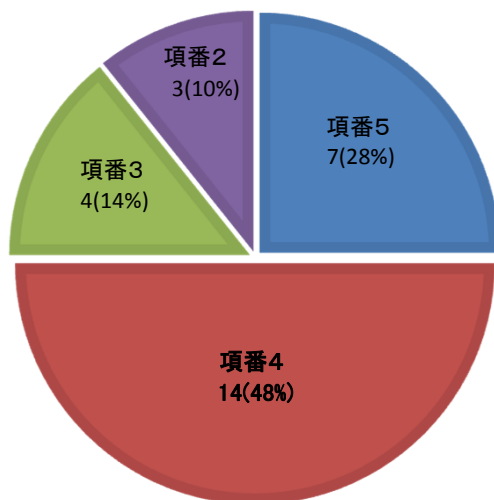
市民参加の情報共有の実態は、市町村共に、「市民参加の事前情報の共有」が実態である。

市民参加の情報共有は事前情報が中心となっている。今後は、事前情報の改善を図るためにも事後情報を把握することが重要と考える。

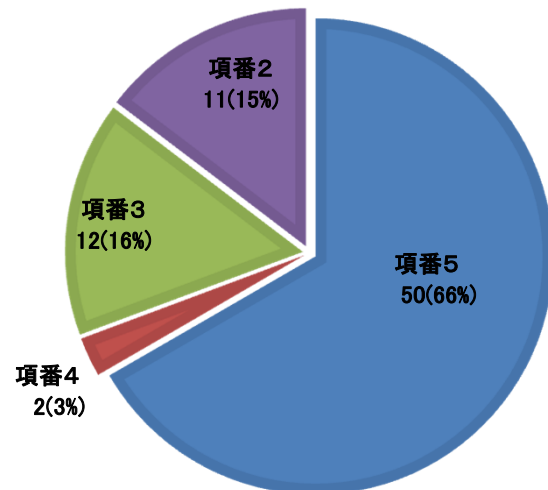
2(3) 総合計画の共有のための情報提供

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	総合計画のダイジェスト版(単独冊子)を住民に配布している(広報紙とは別)	7	帯広市、赤平市、士別市、名寄市、千歳市、砂川市、恵庭市	25%	44%	50		66%	65%	57	55%	59%
4	総合計画を閲覧又は配布する情報コーナーが庁内にある	14		50%	41%	2		3%	8%	16	16%	17%
3	総合計画の策定時、パブリックコメントを行い、結果をホームページや広報紙で公表している	4		14%	12%	12		16%	13%	16	16%	13%
2	広報紙で総合計画の概要等の行政情報を提供している	3		11%	3%	11		15%	14%	14	13%	11%
1	総合計画の公表を行っていない	0		0%	0%	0		0%	0%	0	0%	0%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」

注:()は2011年の調査結果

具体的に総合計画の情報が、市民と共有されているかを調査した設問。

項番5の「総合計画の単独冊子の住民配布」が、市の7市25% (44%)、町村の50町村66% (65%)で実施されている。総合計画の冊子配布による総合計画の共有なので、世帯数が少ない町村の方が共有されている。ちなみに、項番5を選択した最高人口は、帯広市の16.8万人(H25.3末)であった。

また、市では項番4の「情報コーナーでの閲覧又は配布」が14市50% (41%)と多かったことも、世帯数の数が多いという実態から高率であったこともうなずける。

さすがに、項番1の「公表していない」は市・町村共に0%であった。これも当然の結果である。

総合計画の情報共有の実態は、市では、「情報コーナーでの閲覧又は配布」が、町村では、「総合計画の単独冊子の住民配布」が実態である。

実際、配布された総合計画のダイジェスト版を市民が見て理解ができているか、単なる、配布していますといった形式的情報提供に陥っていないか危惧する。出来れば、市民参加手法の一つである市民説明会とセットで行うと、より理解が深まるのではないかと。

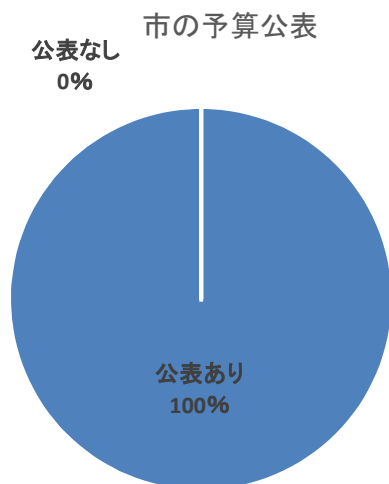
(補足設問) 予算・決算の情報公開状況を検証

(1) 予算の情報公開状況

① 市の場合 * 市の回答数28

市の予算公表

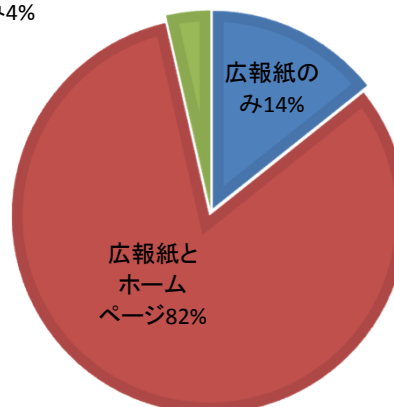
あり	なし
28	0



市の予算公表手段

公表手段	数	比率
広報紙のみ	4	14%
広報紙とホームページ	23	82%
ホームページのみ	1	4%
計	28	100%

市の予算公表手段(28市)

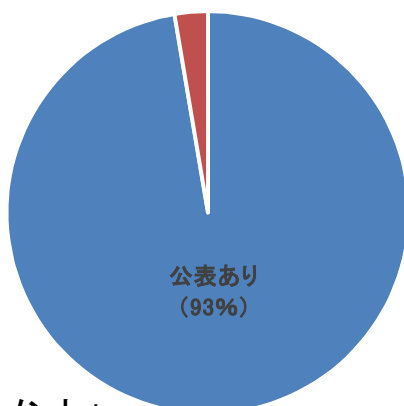


② 町村の場合 * 町村の回答数73

町村の予算公表

あり	なし
73	2

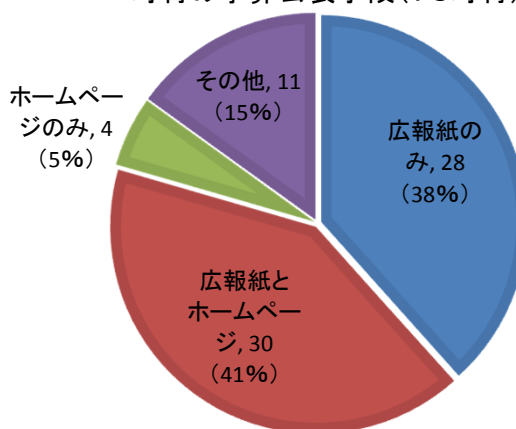
町村の予算公表



町村の予算公表手段

公表手段	数	比率
広報紙のみ	28	38%
広報紙とホームページ	30	41%
ホームページのみ	4	5%
その他	11	15%
計	73	85%

町村の予算公表手段(73町村)



「コメント」

予算の公表は、市で100%、町村で97%実施されている。公表手段は広報紙とホームページが市では82%、町村では41%と1番行われている手段ではあるが、町村ではホームページを見る環境の問題から広報紙のみが38%となっている。

(2) 決算の情報公開状況

① 市の場合

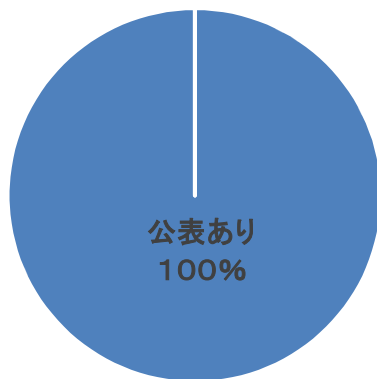
* 市の回答数28

市の決算公表

あり	なし
28	0

市の決算公表

公表なし
0%



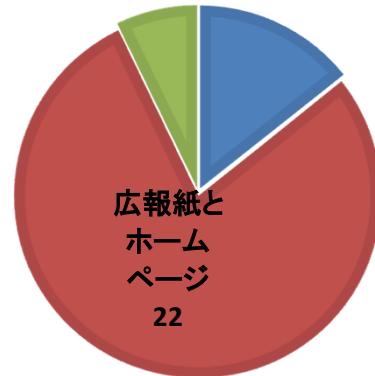
市の決算公表手段

公表手段	数	比率
広報紙のみ	4	14%
広報紙とホームページ	22	79%
ホームページのみ	2	7%
計	28	100%

市の決算公表手段(28市)

ホームページのみ
2

広報紙のみ
4



② 町村の場合

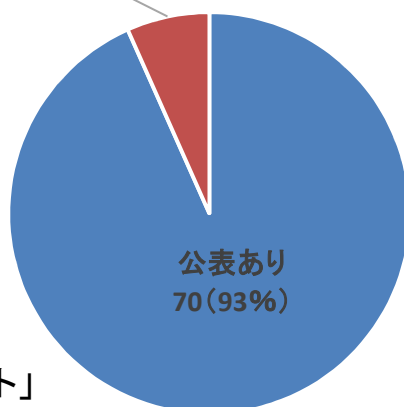
* 町村の回答数70

町村の決算公表

あり	なし
70	5

町村の決算公表

公表なし
5(7%)



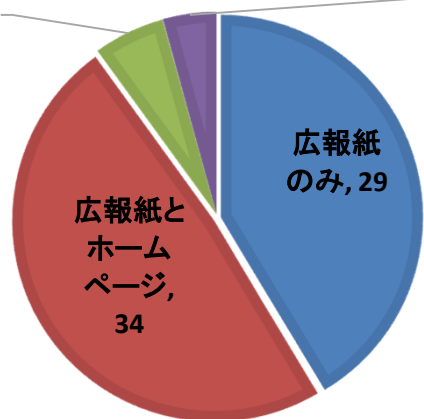
町村の決算公表手段

公表手段	数	比率
広報紙のみ	29	41%
広報紙とホームページ	34	49%
ホームページのみ	4	6%
その他	3	4%
計	70	96%

町村の決算公表手段(70町村)

ホームページのみ, 4

その他, 3



「コメント」

決算の公表は、市で100%、町村で93%実施されている。公表手段は広報紙とホームページが市では79%、町村では49%と1番行われている手段ではあるが、町村ではホームページを見る環境の問題(高齢化・ネット環境等)から広報紙のみが41%となっている。

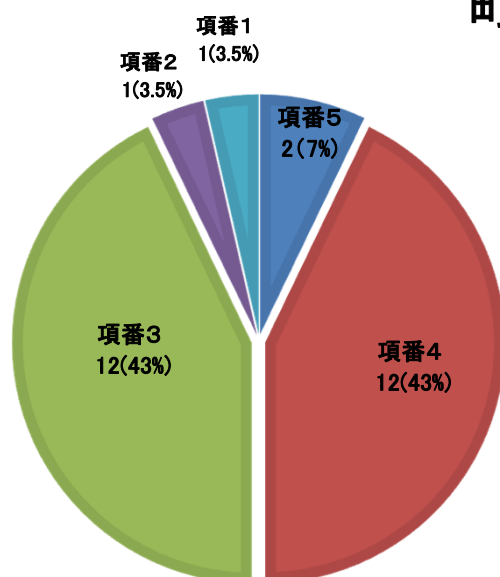
町村での決算公表なしは、ホームページ等での公表なしということで、決算を行っていないではない。

Ⅳ. 市民参加制度を浸透させるための具体的方策について

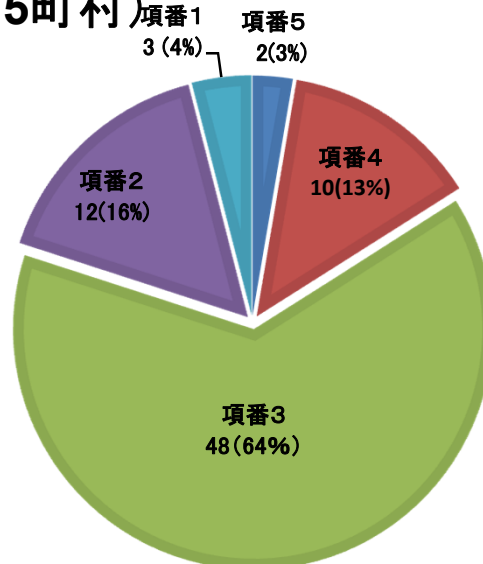
3(1) 市民参加手法の整備

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	常設型住民投票条例を定めている	2	芦別市、北広島市	7%	6%	2	増毛町、遠軽町	3%	1%	4	4%	3%
4	2つ以上の市民参加手法を組み合わせる市民参加を行っている	12	札幌市、函館市、小樽市、釧路市、帯広市、北見市、苫小牧市、美瑛市、士別市、名寄市、根室市、石狩市	43%	35%	10	福島町、ニセコ町、中川町、清里町、白老町、むかわ町、音更町、清水町、釧路町、中標津町	13%	13%	22	21%	19%
3	意見交換会、アンケート調査、説明会、パブリックコメントといった市民の意見を求めることを行っている(市民参加手法が1つ)	12		43%	56%	48		64%	58%	60	58%	57%
2	首長への手紙等市民からの意見を伝える機会が設けられている	1	稚内市	3.5%	3%	12		16%	23%	13	13%	17%
1	市民参加手法を講じていない	1	赤平市	3.5%	0%	3	天塩町、佐呂間町、陸別町	4%	5%	4	4%	4%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」

注：()は2011年の調査結果

市民参加の手法として、パブリックコメント等の「1つの市民参加手法」か、市民意見の収集に効果がある双方向型説明会とパブリックコメント等「2つ以上組み合わせた市民参加手法」を採っているかを調査した設問。

議会の議決を経ず住民の意思を直接確認できる常設型住民投票(市民参加手法)を項番5としたのは、市民意思を確認する最終手段であることから、最上位と位置付けた。道内自治体では、回答があった103市町村で4市町(4%)で整備がされていた。

項番4の「パブリックコメント等市民参加手法を2つ以上行っている」では、市の12市43%(35%)、町村の10町村13%(13%)で行っている。ただ、常に「2つ以上行っている」ではなく、案件によって「2つ以上行っている」も含んでいる回答内容であった。

項番3の「パブリックコメント等の1つの市民参加手法が採られている」の比率は、市の12市43%(56%)、町村の48町村64%(58%)、町村では、1つの市民参加手法が採られている比率が高い。

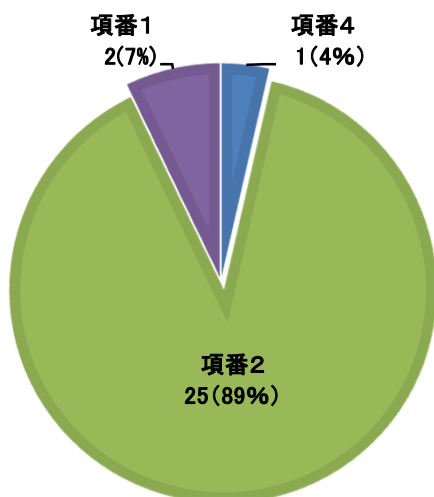
項番1・2の「首長への手紙」「市民参加手法を講じていない」は市の2市7%(3%)、町村の15町村20%(28%)であった。

市民参加手法の組み合わせの実態は、市では、「2つ以上」又は「1つ」が混在、町村では、「1つ」が実態である。

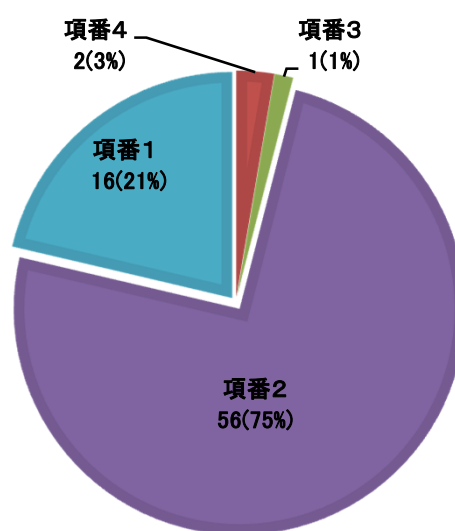
3(2) 審議会等委員への公募市民の選任状況

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	審議会委員に公募市民が選任されている比率が40%以上である	0		0%	0%	0		0%	0%	0	0%	0%
4	審議会委員に公募市民が選任されている比率が30%以上40%未満である	1	士別市	4%	3%	2	新十津川町、 中標津町	3%	4%	3	3%	5%
3	審議会委員に公募市民が選任されている比率が20%以上30%未満である	0		0%	13%	1	福島町	1%	5%	1	1%	7%
2	審議会委員に公募市民を選任されている(公募市民が一部の審議会にはいる程度)	25		89%	78%	56		75%	67%	81	79%	69%
1	審議会委員への公募は行っていない	2	夕張市、根室市	7%	6%	16		21%	24%	18	17%	19%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」 注:()は2011年の調査結果

審議会等委員への公募市民の選任状況を調査した設問。

項番4以上の「審議会等委員に公募市民が30%以上選任されている」をみると、市の1市4%(3%)、町村の2町村3%(4%)と、比率が低い結果であった。市民に審議会等委員の成り手がいないという問題があると言われているが、対策として、伊達市の「まちづくり人材バンク」のような市民参加者登録制度など参考になるのではないかな。

項番2の「一部審議会にはいる程度」は、市の25市89%(78%)、町村の56町村75%(67%)で、審議会委員への公募市民がいる程度が実態のようだ。項番2を選択した市町村には、「公募の委員を把握していない」や「審議会すべてを把握していない」という理由で選択した市町村もあった。庁内の審議会等を一元管理がされていない実態があるのではないかな。

さらに、項番1の「審議会等委員への公募は行っていない」は、市の2市7%(6%)、町村の16町村21%(24%)であった。

公募比率の高い自治体は、市では士別市の31.6%、町村では新十津川町の33%、中標津町の30.8%、福島町の22%であった。

審議会等委員への公募市民の選任の実態は、市町村共に、「一部の審議会にはいる程度」が実態である。

審議会等委員への公募市民の選任について《3(2)》

(市町村における審議会等委員に、どれくらいの公募委員が選任されているかを調査した)

*は自治基本条例・市民参加条例が施行されている自治体

(1)市の公募比率

NO	自治体名	比率
1	*士別市	31.6%
2	砂川市	17.5%
3	*石狩市	15.0%
4	*伊達市	14.0%
5	*北広島市	12.32%
6	*苫小牧市	10.5%
7	*旭川市	9.0%
8	*帯広市	6.1%
9	*函館市	5.9%
10	*札幌市	4.0%
11	恵庭市	3.98%
12	*江別市	2.8%
13	小樽市	2.0%

注)28市中15市(54%)は公募比率を把握していない。

(2)町村の公募比率

NO	自治体名	比率
1	*新十津川町	33.0%
2	*中標津町	30.8%
3	*福島町	22.0%
4	*釧路町	18.0%
5	仁木町	17.7%
6	様似町	15.0%
7	*和寒町	12.7%
8	*白老町	11.6%
9	*音更町	9.8%
10	妹背牛町	6.0%
11	*八雲町	5.3%
12	南幌町	2.0%

注)75町村中63町村(84%)は公募比率を把握していない。

「コメント」 注:()は2011年の調査結果

市民参加手法の一つである審議会等では、公募委員の選任比率の高さが市民参加制度のレベルを表していると考え、公募比率が市では15市54%(50%)、町村では63町村84%(74%)が把握されていない現実から、市民参加制度のレベルは高いとは言えそうもない。

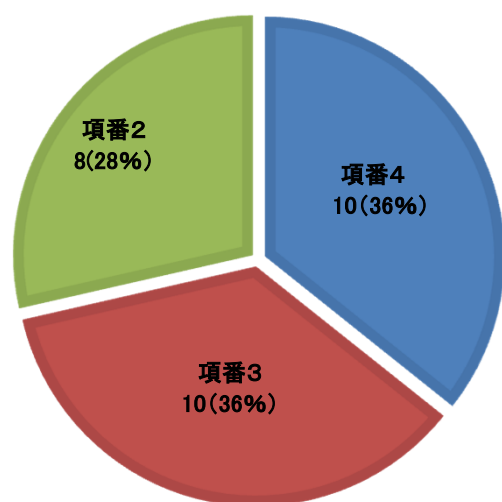
調査結果は、公募比率20%に達しているのは、市が1市(3市)、町村は3町村(4町村)であった。

市民が公募委員に応募しないということは地域の自治が機能していないとも取れるので、一層の努力が待たれる。

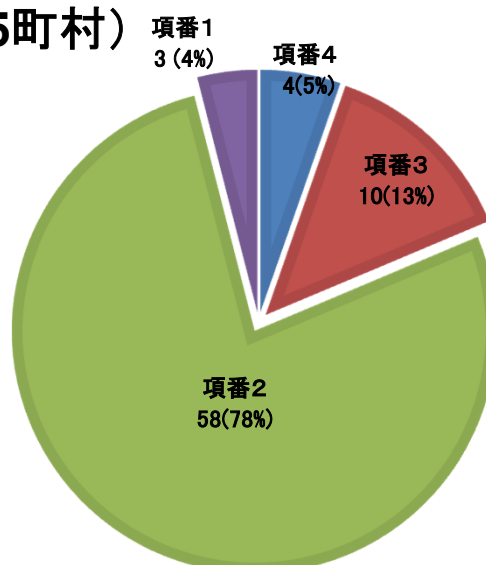
3(3) 審議会等委員への女性の登用状況

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の40%以上である	0		0%	0%	0		0%	1%	0	0%	1%
4	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の30%以上40%未満である	10	札幌市、小樽市、旭川市、帯広市、北見市、留萌市、士別市、千歳市、北広島市、石狩市	36%	38%	4	新十津川町、北竜町、比布町、芽室町	5%	9%	14	14%	17%
3	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の20%以上30%未満である	10	函館市、室蘭市、釧路市、苫小牧市、美唄市、江別市、名寄市、三笠市、恵庭市、伊達市	36%	28%	10	八雲町、倶知安町、和寒町、増毛町、白老町、日高町、音更町、清水町、釧路町、弟子屈町	13%	28%	20	19%	28%
2	審議会等委員に女性が選任されている(女性が一部の審議会にはいる程度)	8		28%	34%	58		78%	62%	66	64%	54%
1	審議会等委員への女性の登用は行っていない	0		0%	0%	3		4%	0%	3	3%	0%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」 注:()は2011年の調査結果

審議会等委員への女性の登用について調査した設問。

項番4・5の国の男女共同参画社会実現の目安である「女性の登用比率30%以上」が達成出来ている市の10市36%(38%)、町村の4町村5%(10%)であった。

項番2・3の「登用比率30%以下」は、市の18市64%(62%)、町村の68町村91%(90%)であった。審議会等への女性の登用の現状がここにある。

項番2の「女性が一部の審議会にはいる程度」は、公募委員の比率把握同様、審議会に女性委員がどれくらいいるかの全庁的管理がされていないことを示している。

項番1の「審議会等委員への女性の登用は行っていない」は、市の0%(0%)、町村の3町村4%(0%)であった。

女性登用比率の高い市町村は、市では札幌市の36.2%、士別市の34.8%、帯広市の34.7%、町村では、新十津川町の39%、比布町の33.3%、芽室町の32.4%であった。

審議会等委員への女性の登用の実態は、市では、「女性の登用比率20%以上」、町村では、「女性が一部の審議会にはいる程度」が実態である。

審議会等委員への女性の登用について《(3(3))》

(市町村における審議会等委員に、どれくらいの女性が選任されているかを調査した)

*は自治基本条例・市民参加条例が施行されている自治体

(1)市の女性登用比率

NO	自治体名	比率
1	*札幌市	36.2%
2	*土別市	34.8%
3	*帯広市	34.7%
4	*旭川市	34.3%
5	*北広島市	33.61%
6	*石狩市	33.0%
7	根室市	32.3%
8	*留萌市	31.9%
9	小樽市	31.0%
10	*北見市	30.4%
11	恵庭市	27.7%
12	*名寄市	27.1%
13	*苫小牧市	25.3%
14	*江別市	24.9%
15	*三笠市	24.0%
16	*函館市	22.5%
17	釧路市	22.2%
18	*伊達市	22.0%
19	室蘭市	21.8%
20	*美唄市	21.4%
21	岩見沢市	18.6%
22	砂川市	16.7%

(注)28市中6市(21%)は女性登用比率が把握されていない。

(2)町村の女性登用比率

NO	自治体名	比率
1	*新十津川町	39.0%
2	比布町	33.3%
3	*芽室町	32.4%
4	北竜町	30.4%
5	*清水町	27.7%
6	*釧路町	26.0%
7	*白老町	25.0%
8	日高町	25.0%
9	*音更町	23.3%
10	倶知安町	23.0%
11	*和寒町	22.2%
12	増毛町	21.9%
13	*弟子屈町	21.8%
14	*八雲町	20.5%
15	様似町	20.0%
16	*浦幌町	19.2%
17	妹背牛町	19.0%
18	*別海町	19.0%
19	*新ひだか町	18.8%
20	*奈井江町	17.7%
21	*福島町	17.0%
22	南幌町	14.9%
23	*中標津町	14.2%
24	羅臼町	13.2%
25	仁木町	11.8%

(注)75町村中50町村(67%)は女性登用比率が把握されていない。

「コメント」 注:()は2011年の調査結果

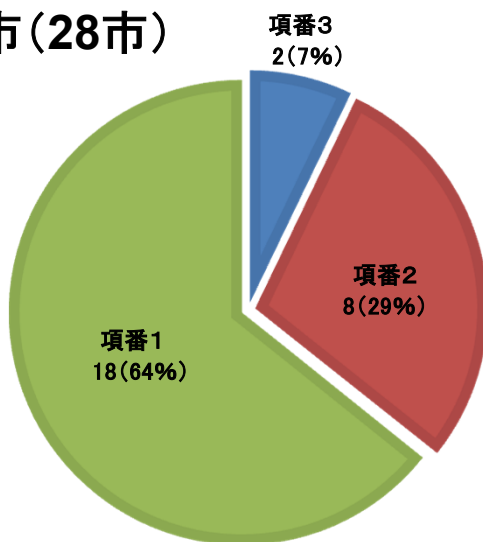
審議会等委員への女性登用についても公募比率の把握同様、市民参加手法としての審議会等を一元管理していないという市町村の課題がある。

審議会等委員への女性の登用も30%に達している市町村は、市が10市(6市)、町村は4町村(3町村)と、増加傾向にあるが、まだ女性登用のレベルが低いことを示している。

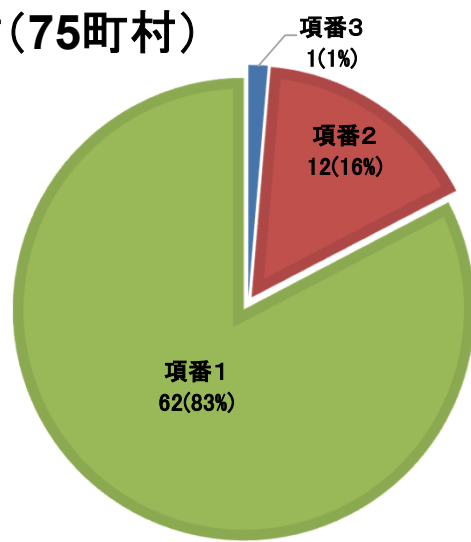
3(4) 審議会等委員の選考機関への市民参加

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募の市民が参加している	0		0%	0%	0		0%	0%	0	0%	0%
4	審議会等委員の選考機関(条例・規則)に、公募ではないが市民が参加している	0		0%	0%	0		0%	0%	0	0%	0%
3	審議会等委員の選考機関(条例・規則)の制度がある(行政職員のみ)	2	稚内市、三笠市	7%	6%	1	南富良野町	1%	0%	3	3%	2%
2	条例・規則に基づかない選考機関が庁内にある(行政職員のみ)	8	札幌市、帯広市、北見市、留萌市、苫小牧市、芦別市、砂川市、恵庭市	29%	31%	12	今金町、南幌町、奈井江町、幌加内町、上富良野町、美深町、礼文町、小清水町、湧別町、音更町、清水町、釧路町	16%	14%	20	19%	19%
1	審議会等委員の選考機関はない	18		64%	63%	62		83%	86%	80	78%	79%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」 注:()は2011年の調査結果

これからは、審議会等での市民議論の重要性が増すことから、審議会等委員の選考は一定のルールによって可視化される必要があるとの考えに基づき、審議会等委員の選考の実態を調査した設問。

項番4・5は、市の0%(0%)、町村の0%(0%)と審議会等委員の選任は市民参加の選考機関で選任がされていない結果であった。

項番1の「審議会委員の選考機関はない」は、市の18市64%(63%)、町村の62町村83%(86%)と、特に、町村では「選考機関はない」というのが実態である。これは、2011年調査からまったく進展がない。首長が指名する委員についても、選考理由の説明が求められる。さらに、審議会等委員の選考を担う機関にも市民参加が行われ、公正が担保される必要がある。

項番2の「審議会等委員の選考機関が庁内にある」は、市の8市29%(31%)、町村の12町村16%(14%)であった。

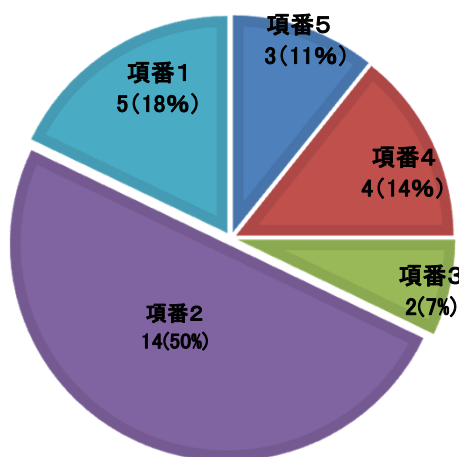
項番3の「審議会等委員の選考機関の制度が条例・規則である」と回答した市では、稚内市と三笠市、町村では、南富良野町のみであった。

審議会等委員の選考の実態は、市町村共に、「審議会委員の選考機関はない」が実態である。

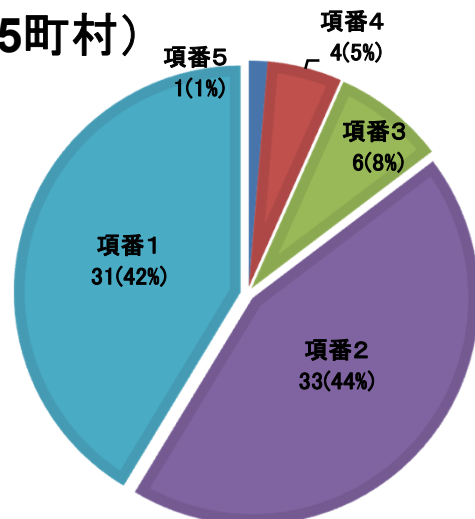
3(5)市民参加結果のまとめと公開

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	前年度の全庁の市民参加の結果が報告書にまとめられ、報告書は全庁で共有、研修が行われ、次年度の市民参加事業に活用されている。さらに、ホームページに公開されている	3	帯広市、伊達市、北広島市	11%	3%	1	八雲町	1%	1%	4	4%	2%
4	公募市民などが入る審議会で、前年度の全庁の市民参加結果が審議され、審議会の評価結果を全庁で共有されている	4	札幌市、旭川市、苫小牧市、石狩市	14%	16%	4	南幌町、清水町、芽室町、釧路町	5%	3%	8	8%	6%
3	各担当課で前年度の市民参加結果のまとめが行われ、全庁で市民参加結果を文書レベルで共有している	2	名寄市、千歳市	7%	13%	6	七飯町、鹿部町、今金町、比布町、上富良野町、音更町	8%	3%	8	8%	5%
2	各担当課で市民参加結果がまとめられている	14		50%	34%	33		44%	20%	47	45%	25%
1	市民参加結果がまとめられていない	5	函館市、小樽市、芦別市、江別市、赤平市	18%	34%	31		42%	73%	36	35%	62%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」 注:()は2011年の調査結果

行政が行った市民参加の結果(「ふりかえり」)がどのように行政内で生かされているかを調査した設問。

この設問の「ふりかえり」は、市民参加実施状況を行政全体で共有され、研修や市民参加手法の改善に反映されているかを確認した。

項番4・5の「全庁共有」は、市の7市25%(18%)、町村の5町村6%(4%)と、町村の比率が低い。

項番2・3の「担当課内共有」は、市の16市57%(47%)、町村の39町村52%(23%)と、市町村共に比率が高い。

項番1の「ふりかえりが実施されていない」は、市の5市18%(34%)に対し、町村の31町村42%(73%)と、2011年調査から改善が見られる。

市民参加結果の活用の実態は、市では「担当課内での活用」、町村では「担当課内での活用」又は「市民参加結果がまとめられていない」が実態である。

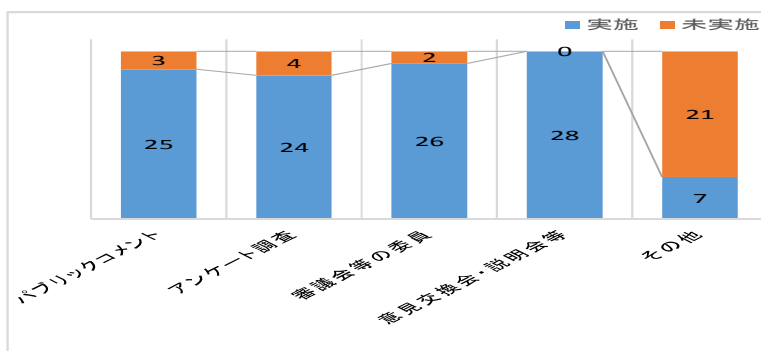
市民参加において、市民参加結果を行政組織内で生かす取り組みは市民参加の持続性・継続性を担保することになるので多くの市町村で実施して欲しい。

(補足設問)市民参加手法の整備の具体を検証

(1)参加手法の具体として実施している事項 (市民参加の具体的手法がどのくらい普及しているかを調査した)

①市の場合 *市の回答数28

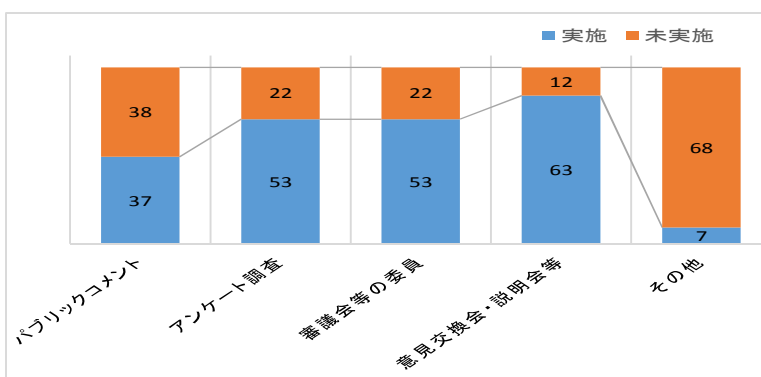
市	メ パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト	査 ア ン ケ ー ト 調 査	員 審 議 会 等 の 委 員	説 明 会 ・ 意 見 交 換 会 等	そ の 他
実施	25	24	26	28	7
未実施	3	4	2	0	21
2013比率	89%	86%	93%	100%	25%
2011比率	91%	88%	94%	94%	22%



(注)実施事項を複数回答

②町村の場合 *町村の回答数78

町村	メ パ ブ リ ッ ク コ メ ン ト	査 ア ン ケ ー ト 調 査	員 審 議 会 等 の 委 員	説 明 会 ・ 意 見 交 換 会 等	そ の 他
実施	37	53	53	63	7
未実施	38	22	22	12	68
2013比率	49%	71%	71%	84%	9%
2011比率	50%	64%	83%	78%	9%



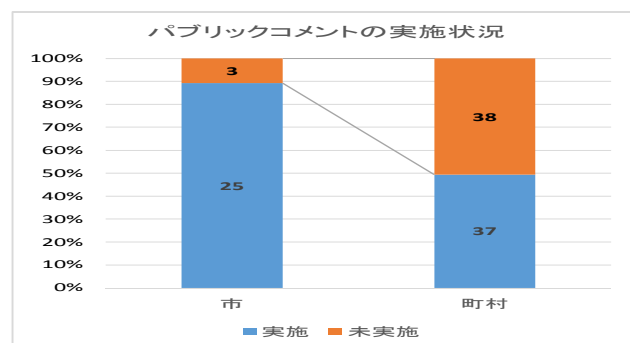
(注)実施事項を複数回答

コメント:パブリックコメントは市の25市89%(91%)が実施しているが、町村では37町村49%(50%)と実施比率が低い。町村では意見交換会が63町村84%とパブリックコメントに変わる新たな参加の形態となっているようだ。注:()は2011年の調査結果

(2)パブリックコメントの実施状況

①実施状況 *市の回答数28 *町村の回答数75

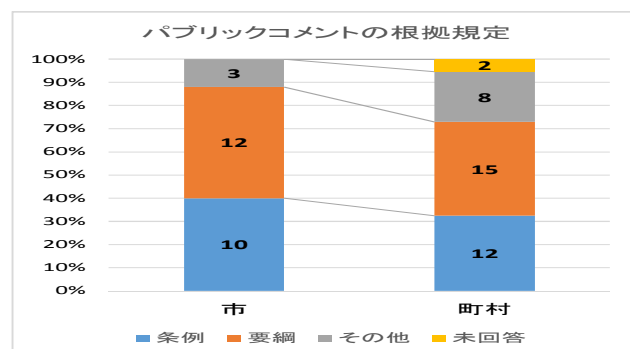
	市	町村
実施	25	37
未実施	3	38
比率	89%	49%



②根拠規定

	市	比率	町村	比率
条例	10	40%	12	32%
要綱	12	48%	15	41%
その他	3	12%	8	22%
未回答	0	0%	2	5%
計	25	100%	37	100%

(その他は、「案件ごとに決裁をとりパブリックコメントを実施している」であった)



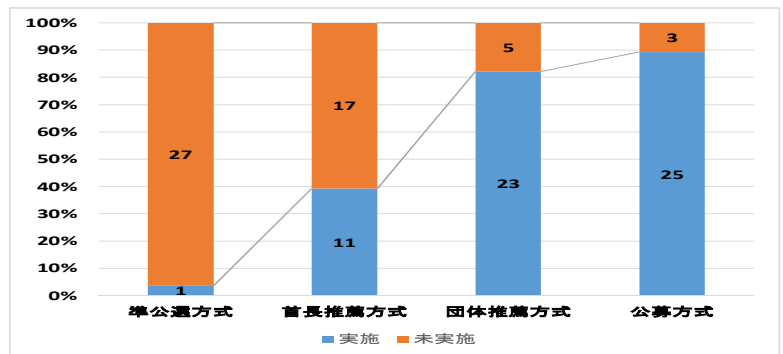
コメント:パブリックコメントが条例・要綱によるは、市の25市88%、町村の37町村73%となっている。

(3) 審議会等委員の選考方式

①市の場合 *市の回答数28

市	準公選方式	首長推薦方式	団体推薦方式	公募方式
実施	1	11	23	25
未実施	27	17	5	3
2013比率	4%	39%	82%	89%
2011比率	0%	66%	91%	97%

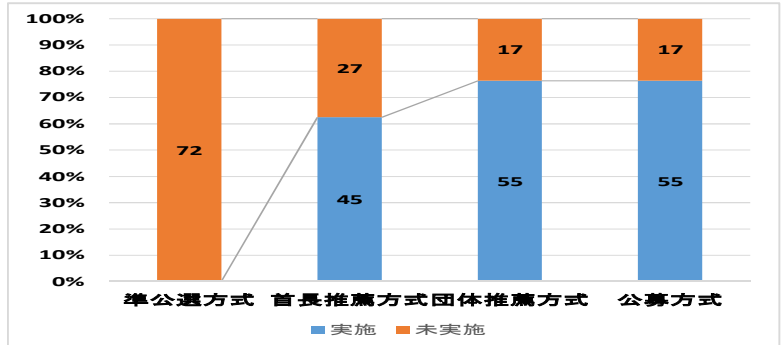
(注)実施事項を複数回答



②町村の場合 *町村の回答数72

町村	準公選方式	首長推薦方式	団体推薦方式	公募方式
実施	0	45	55	55
未実施	72	27	17	17
2013比率	0%	63%	76%	76%
2011比率	5%	72%	69%	73%

(注)実施事項を複数回答



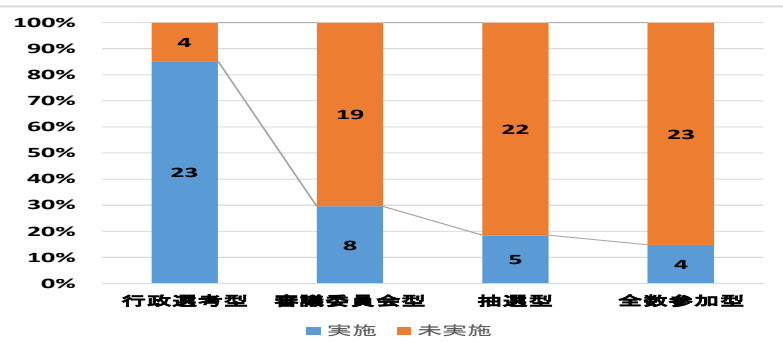
コメント: 審議会等委員の選考方式は、市町村共に、公募方式と団体推薦方式が中心である。

(4) 公募委員の選考型

①市の場合 *市の回答数27

市	行政選考型	審議委員会型	抽選型	全数参加型
実施	23	8	5	4
未実施	4	19	22	23
2013比率	85%	30%	19%	15%
2011比率	81%	19%	13%	16%

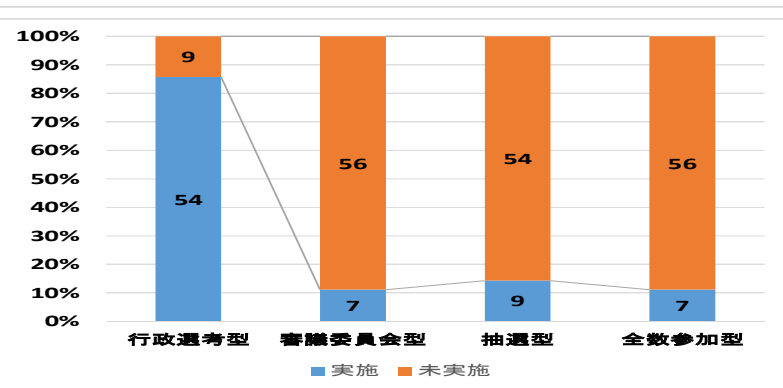
(注)実施事項を複数回答



②町村の場合 *町村の回答数63

町村	行政選考型	審議委員会型	抽選型	全数参加型
実施	54	7	9	7
未実施	9	56	54	56
2013比率	86%	11%	14%	11%
2011比率	64%	8%	13%	10%

(注)実施事項を複数回答



コメント: 公募委員の選考は市町村共に行政選考型が中心で、2011年調査と変わっていない。

(5) 審議会委員の再任制限

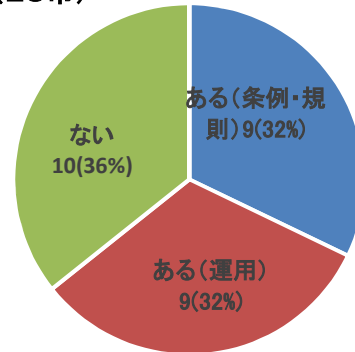
(審議会委員に、長期にわたり同じ人が委員を再任することを制限しているかを調査した)

①市の場合 *市の回答数28

市	規則 ある (条例・)	ある (運用)	ない	無記 入
実施	9	9	10	0
2013比率	32%	32%	36%	0%
2011比率	31%	22%	44%	3%

(注)実施事項を1つ回答

市(28市)

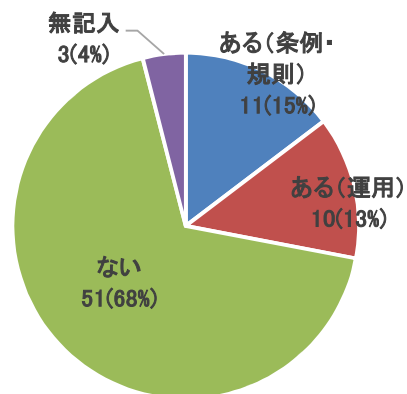


②町村の場合 *町村の回答数75

町村	規則 ある (条例・)	ある (運用)	ない	無記 入
実施	11	10	51	3
2013比率	15%	13%	68%	4%
2011比率	13%	13%	69%	5%

(注)実施事項を1つ回答

町村(75町村)



コメント: 審議会委員の再任制限は、市は「ない」から「ある」に変化があるが、町村は変化がない。

(6) 審議会委員の年齢制限

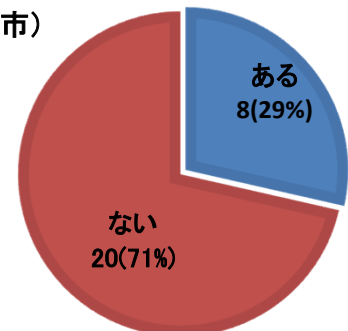
(審議会委員に定年制を設けているかを調査した)

①市の場合 *市の回答数28

市	ある	ない
実施	8	20
比率	29%	71%

江別市	70歳
名寄市	70歳
千歳市	70歳
北広島市	65歳

市(28市)

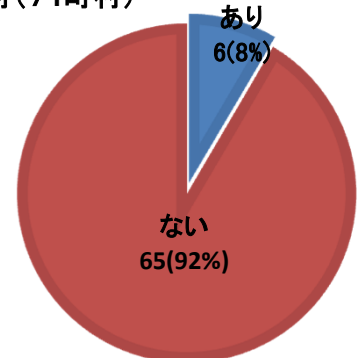


②町村の場合 *町村の回答数71

町村	ある	ない
実施	6	65
比率	8%	92%

上富良野町	69歳
雄武町	70歳

町村(71町村)



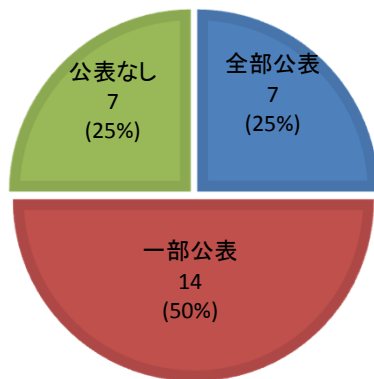
コメント: 審議会委員の年齢制限は、「ない」の比率が市(71%)より町村(92%)の方が高い。

(7) 審議会の開催日時・場所の公表範囲

①市の場合 *市の回答数28

(注)実施事項を1つ回答

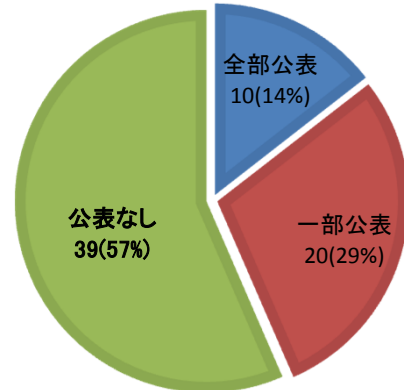
市	全部公表	一部公表	公表なし
実施	7	14	7
比率	25%	50%	25%



②町村の場合 *町村の回答数69

(注)実施事項を1つ回答

町村	全部公表	一部公表	公表なし
実施	10	20	39
比率	14%	29%	57%

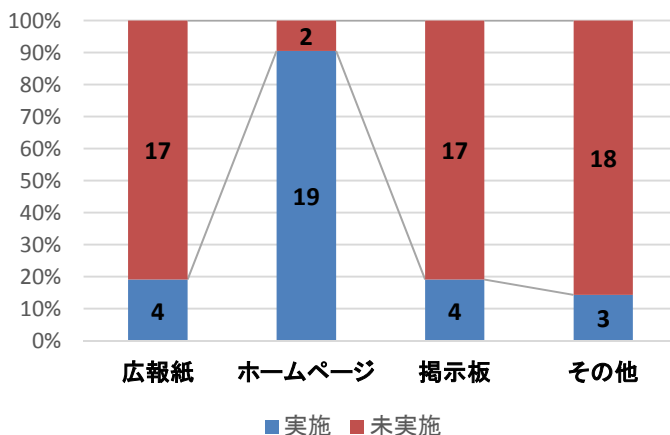


コメント: 審議会の開催日時・場所の公表がされていないは、市の7市25%、町村の39町村57%と、町村での公表がされていない比率が高い。また、全ての審議会の開催日時・場所が公表されているは、市の7市25%、町村の10町村14%と、審議会でどんなことを審議しているか傍聴することが難しいのではないかな。

(8) 審議会の開催日時・場所の公表方法 (注)実施事項を複数回答

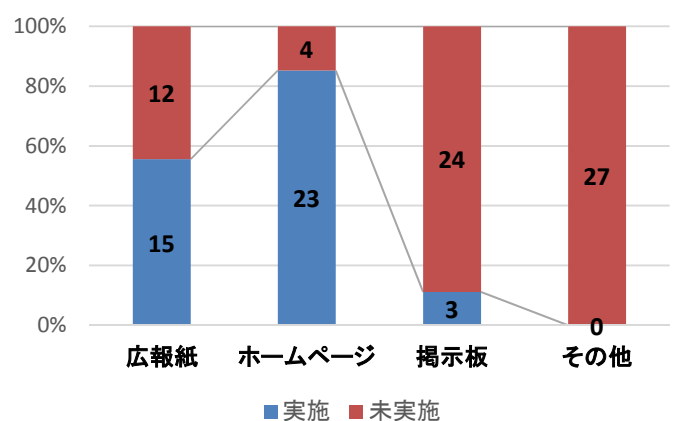
①市の場合 *市の回答数21

市	広報紙	ホームページ	掲示板	その他
実施	4	19	4	3
未実施	17	2	17	18
比率	19%	90%	19%	14%



②町村の場合 *町村の回答数27

町村	広報紙	ホームページ	掲示板	その他
実施	15	23	3	0
未実施	12	4	24	27
比率	56%	85%	11%	0%



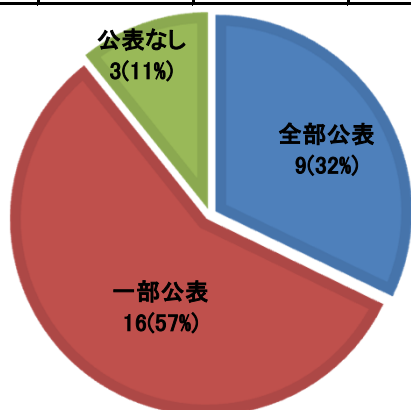
コメント: 審議会の開催日時・場所の公表方法は、市はホームページが90%、町村はホームページが85%、広報紙が56%であった。市町村のホームページの更新周期(2週間又は月1回更新している比率は、市46%、町村22%)を考えれば市民に審議会の開催日時・場所が伝わるのか心配になる。

(9) 審議会の審議結果の公表

(注)実施事項を1つ回答

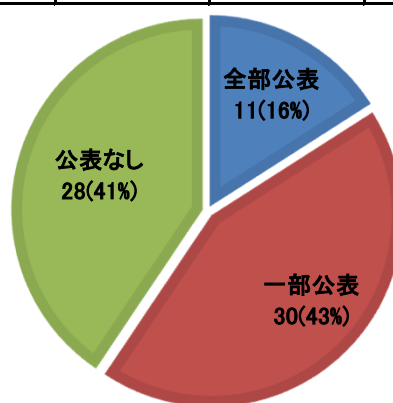
①市の場合 *市の回答数28

市	全部公表	一部公表	公表なし
実施	9	16	3
比率	32%	57%	11%



②町村の場合 *町村の回答数69

町村	全部公表	一部公表	公表なし
実施	11	30	28
比率	16%	43%	41%

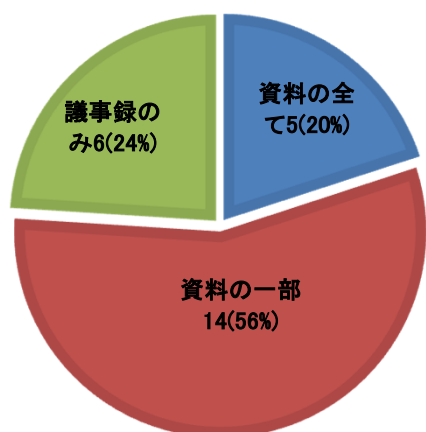


コメント: 審議会の審議結果の公表は、公表なしが市の3市11%、町村の28町村41%と、町村での審議会の審議結果の公表がされていない。全部公表は、市の9市32%、町村の11町村16%と審議会の審議結果を市民が知る機会が保障されていないのではないか。

(10) 審議会の審議結果の公表範囲 (注)実施事項を1つ回答

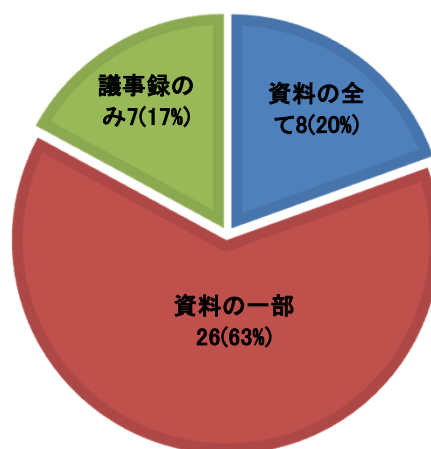
①市の場合 *市の回答数25

市	全資 て料 の	一資 部料 の	の議 み事 録
実施	5	14	6
比率	20%	56%	24%



②町村の場合 *町村の回答数41

町村	全資 て料 の	一資 部料 の	の議 み事 録
実施	8	26	7
比率	20%	63%	17%

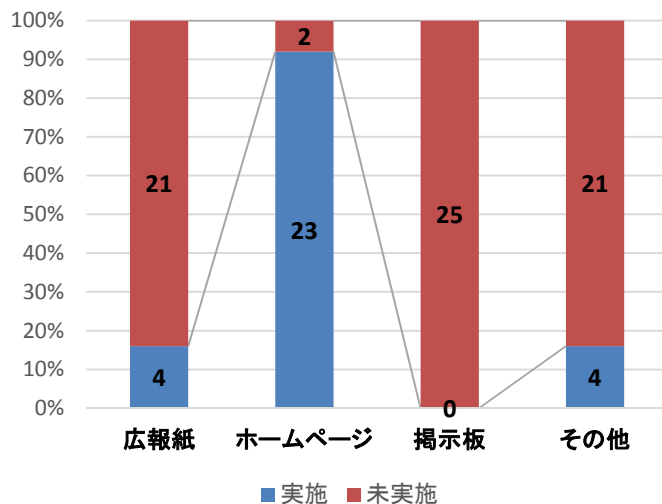


コメント: 審議会の審議結果を公表している市町村の資料等の公表範囲は、資料全て公表は市・町村共に20%であり、市の14市56%、町村の26町村63%が一部の資料のみ公表となっている。市民が審議会の審議内容を全て知ることができないのではないか。

(11) 審議会の審議結果の公表方法 (注)実施事項を複数回答

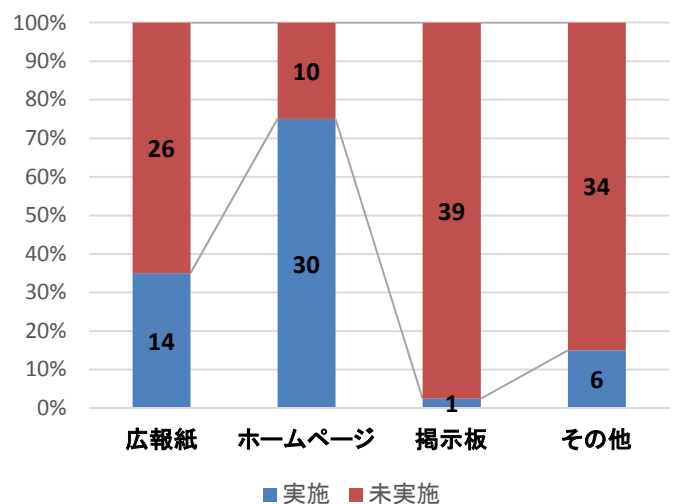
①市の場合 *市の回答数25

市	広報紙	ホームページ	掲示板	その他
実施	4	23	0	4
未実施	21	2	25	21
比率	16%	92%	0%	16%



②町村の場合 *町村の回答数40

町村	広報紙	ホームページ	掲示板	その他
実施	14	30	1	6
未実施	26	10	39	34
比率	35%	75%	3%	15%



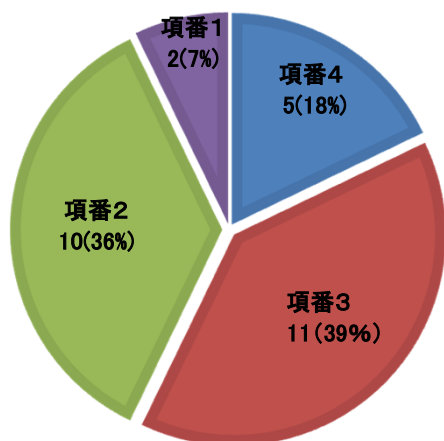
コメント: 審議会の審議資料はデータ量が多いことから広報紙では結論のみになり、データ量を多く提供可能なホームページが中心とならざるを得ない。調査結果も市の23市92%、町村の30町村75%がホームページでの公表を行っているであった。公表範囲は一部の資料が多かったが、審議会資料を毎回審議会終了時にすべて公表している市町村もある。

V. 市民参加制度が効果的に活用されるための庁内の取組について

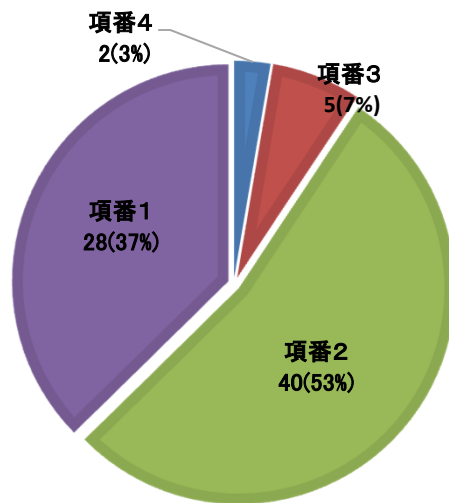
4(1) 市民参加を推進するための庁内体制の確立

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	各部署に市民参加推進担当者置き、市民参加案件を検討するための調整会議等が定期的に開催されている	0		0%	3%	0		0%	0%	0	0%	1%
4	市民参加を推進するための全庁的な会議または学習会を定期的に開催している	5	札幌市、帯広市、砂川市、伊達市、石狩市	18%	6%	2	八雲町、中川町	3%	0%	7	7%	2%
3	市民参加を推進するための手引き(事務マニュアル)を作成している	11	函館市、旭川市、室蘭市、釧路市、北見市、苫小牧市、美瑛市、芦別市、名寄市、千歳市、北広島市	39%	38%	5	当別町、むかわ町、音更町、清水町、芽室町	7%	8%	16	16%	16%
2	全庁的な推進体制の整備について検討中または準備中である	10	小樽市、岩見沢市、留萌市、稚内市、江別市、赤平市、士別市、三笠市、根室市、恵庭市	36%	44%	40		53%	60%	50	48%	56%
1	全庁的な推進体制の整備については全く考えていない	2	夕張市、登別市	7%	9%	28		37%	32%	30	29%	25%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」 注:()は2011年の調査結果

市民参加を推進するためには行政組織内に推進する体制がなければ、市民参加制度の持続がむずかしい。したがって、市民参加を推進するための庁内体制があるか調査した設問。

項番5の「各担当が行う市民参加を定期的に調整する調整会議の設置」は、市町村共に0%(3%)であった。

項番4の「定期的学習会の開催」は、市の5市18%(6%)、町村の2町村3%(0%)で行われている。

項番3の「市民参加の事務マニュアル作成」は、市の11市39%(38%)、町村の5町村7%(8%)で行われている。

項番2の「体制整備検討中」は、市の10市36%(44%)、町村の40町村53%(60%)であった。

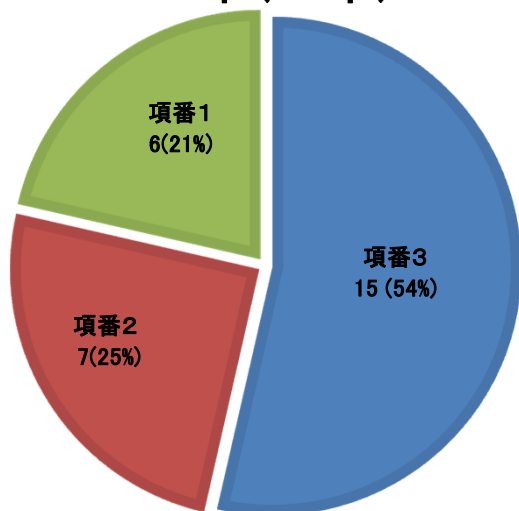
項番1の「体制整備考えてない」は、市の2市7%(9%)、町村の28町村37%(32%)であった。

市民参加を推進するための庁内体制は、市では「市民参加の事務マニュアル作成」又は「体制整備検討中」、町村では「体制整備検討中」又は「体制整備考えてない」が実態である。

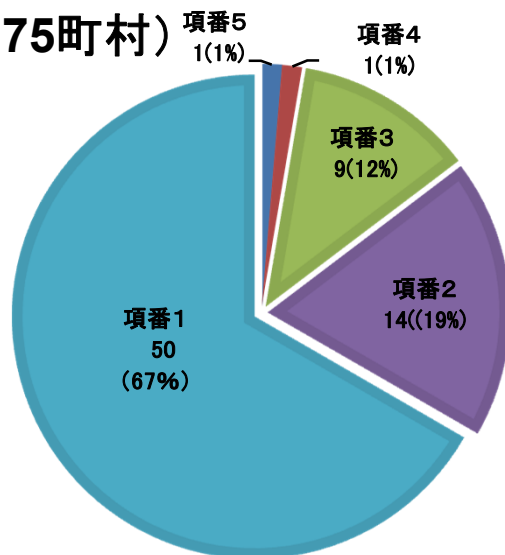
4(2)情報共有と市民参加の重要性を知る職員の育成

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	全職員が、毎年1回以上、情報共有と市民参加の制度等に関する研修を受けている	0		0%	0%	1	八雲町	1%	1%	1	1%	1%
4	全職員が、過去2年以内に、1回以上、情報共有と市民参加の制度等に関する研修を受けている	0		0%	0%	1	清水町	1%	3%	1	1%	2%
3	一部の職員に対し、情報共有と市民参加の制度等に関する資料を配布し、かつ、職員研修を行っている	15		54%	31%	9	二セコ町、和寒町、豊富町、清里町、湧別町、むかわ町、様似町、音更町、芽室町	12%	8%	24	23%	15%
2	一部の職員に、情報共有と市民参加の制度等に関する資料を配布した	7	函館市、室蘭市、釧路市、留萌市、美唄市、士別市、恵庭市	25%	28%	14		19%	14%	21	20%	18%
1	特に何もしていない	6	夕張市、岩見沢市、芦別市、根室市、砂川市、登別市	21%	41%	50		67%	74%	56	55%	64%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」 注:()は2011年の調査結果

市民参加の重要性を知る行政職員の育成体制について調査した設問。

項番4・5の「全職員対象の研修実施」は、市の0市0%(0%)、町村の2町村2%(2%)と、市民参加の重要性を知る職員を育成する全職員対象の研修が行われていない実態がある。

項番1の「職員の育成や能力向上について何もしていない」は、市の6市21%(41%)、町村の50町村67%(74%)と、2011年調査から改善が進んではいるが、町村での育成体制づくりがほとんど進んでいない。全庁的継続的な情報共有や市民参加の重要性を知る職員の育成が進んでいない実態がある。これでは、市民参加による地域課題の解決には、ほど遠い現状にある。

項番2・3の「資料配布し、(担当課で)研修実施」は、市の22市79%(59%)、町村の23町村31%(22%)で、最低限の育成体制になっているのが実態である。

市民参加の重要性を知る行政職員の育成体制の実態は、市では「資料配布し、(担当課で)研修実施」、町村では「特に、何もしていない」が実態である。

(補足設問) 1. 市民参加等の窓口・専担課の設置状況

(市民参加・協働の推進のためには、行政の組織的支援が必要であるとの考えに基づき、調査した)

(1)市民参加の窓口・専担課の設置状況

①市の場合(市の回答数28)

窓口			専担課			市民参加専担課設置市
あり	23	82%	あり	9	32%	・札幌市・旭川市・北見市 ・留萌市・苫小牧市・芦別市 ・恵庭市・伊達市・石狩市
なし	4	14%	なし	18	64%	
無回答	1	4%	無回答	1	4%	
計	28	100%	計	28	100%	

* 市民参加窓口設置の39%(43%)が市民参加専担課を設置している。注()は2011年調査結果

* 市民参加窓口ありは82%(66%)と窓口ありが増加傾向。専担課は32%(28%)と増加傾向にある。

市民参加窓口82%(66%)と協働窓口82%(84%)の設置比率が同じ比率になった。

②町村の場合(町村の回答数75)

窓口			専担課			市民参加専担課設置市
あり	41	55%	あり	9	12%	・当別町・七飯町・新十津川町 ・北竜町・比布町 ・上富良野町・遠軽町 ・新ひだか町・清水町
なし	33	44%	なし	65	87%	
無回答	1	1%	無回答	1	1%	
計	75	100%	計	75	100%	

* 市民参加窓口設置の22%(16%)専担課を設置している。注()は2011年調査結果

* 町村の市民参加窓口設置55%(48.7%)と専担課は12%(8%)と2011年調査から増加傾向にある。

* 町村の市民参加専担課設置12%(8%)は市の市民参加専担課設置比率32%(28%)よりかなり低い。

(2)協働の窓口・専担課の設置状況

①市の場合(市の回答数28)

窓口			専担課			協働専担課設置市
あり	23	82%	あり	12	43%	・函館市・旭川市・室蘭市 ・北見市・留萌市・苫小牧市 ・芦別市・三笠市・千歳市 ・砂川市・恵庭市・石狩市
なし	5	18%	なし	16	57%	
無回答	0	0%	無回答	0	0%	
計	28	100%	計	28	100%	

* 協働の窓口設置の52%(67%)が専担課を設置している。注()は2011年調査結果

* 市では協働窓口設置は82%(84%)、協働専担課設置は43%(56%)と協働の縮小傾向が見える。

* 協働専担課43%(56%)の設置比率は、市民参加専担課32%(28%)の設置比率より高い。

②町村の場合(町村の回答数75)

窓口			専担課			協働専担課設置市
あり	51	68%	あり	11	15%	当別町・七飯町・新十津川町 北竜町・比布町・上富良野町 新ひだか町・清水町・別海町 中標津町・羅臼町
なし	23	31%	なし	63	84%	
無回答	1	1%	無回答	1	1%	
計	75	100%	計	75	100%	

* 協働窓口設置の22%(27%)が協働専担課を設置している。注()は2011年調査結果

* 町村の協働窓口設置68%(62%)、協働専担課設置は15%(17%)と協働環境の変化がない傾向。

* 町村の協働専担課設置15%(17%)は市の協働専担課設置比率43%(56%)よりかなり低い。

(補足設問)2. 情報共有・市民参加マニュアルの研修

①市の場合 * 市の回答数26 (注)実施事項を1つ回答

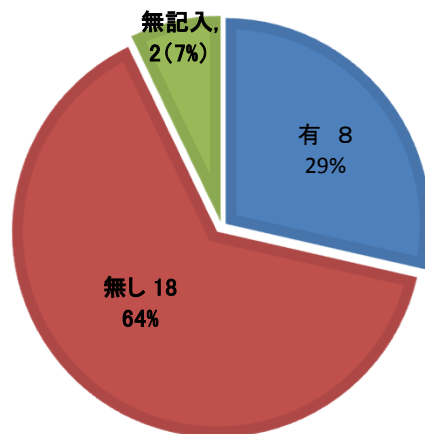
マニュアル等研修

	数	比率
有	8	29%
無し	18	64%
無記入	2	7%
計	28	100%

研修等実施担当課

自治体名	担当課	実施日
札幌市	市民自治推進課	H21.2
旭川市	人事課	H25.7.25
帯広市	職員課	H23.10.17
苫小牧市	市民参加条例担当課	H24.2.1
名寄市	総務課	H25.5.21
千歳市	市民協働推進担当課	H25.4.3
伊達市	企画課	H25.8.26
石狩市	協働推進・市民の声を聴く課	H23.7.22

(注)H24.4～H25.9の期間では4市のみ



コメント: 市民参加事務マニュアルや市民参加の成功事例集などの職員研修は8市で行ったと回答があったが、実際過去1年半では4市(14%)のみしか職員研修が行われていない。

②町村の場合 * 町村の回答数69

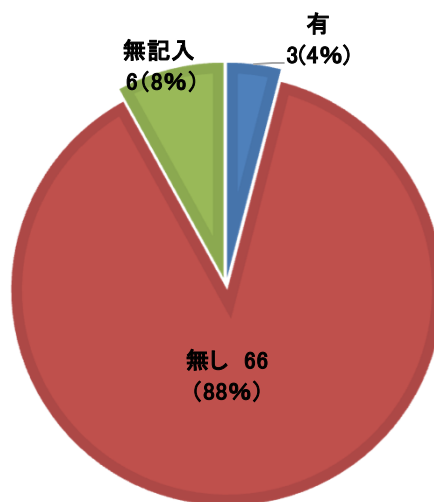
マニュアル等研修

	数	比率
有	3	4%
無し	66	88%
無記入	6	8%
計	75	100%

研修等実施担当課

自治体名	担当課	実施日
八雲町	企画振興課	H25.5.29
むかわ町	総務企画課	H25.5.29
清水町	企画課	H25.4.1

(注)H24.4～H25.9の期間では3町のみ



コメント: 町民参加事務マニュアルや町民参加の成功事例集などの職員研修は3町で行ったと回答があったが、実際過去1年半では3町(4%)のみしか職員研修が行われていない。

3. 前年度の市民参加結果の庁内共有と市民参加の庁内体制等のクロス

(1) 市の場合

4(1) 庁内体制		専担課	マニュアル等 研修実施 (H24.4～ H25.9)	2(2) 前年度の 参加状況のま とめ公表実施 《評価指標5》	自治・参加 条例施行
4 市民参加の庁内会 議又は学習会開催	札幌市	○			○
	帯広市			○	○
	砂川市				
	伊達市	○	○	○	○
	石狩市	○		○	○
3 事務マニュアル 作成	函館市				○
	旭川市	○	○	○	○
	室蘭市				
	釧路市				
	北見市	○			○
	苫小牧市	○			○
	美唄市				○
	芦別市	○			○
	名寄市		○		○
	千歳市		○		○
	北広島市			○	○
計		7	4	5	13

(2) 町村の場合

4(1) 庁内体制		専担課	マニュアル等 研修実施 (H24.4～ H25.9)	2(2) 前年度の 参加状況のま とめ公表実施 《評価指標5》	自治・参加 条例施行
4 市民参加の庁内会 議又は学習会開催	八雲町		○	○	○
	中川町				○
3 事務マニュアル 作成	当別町	○			
	むかわ町		○		○
	音更町				○
	清水町	○	○		○
	芽室町				○
計		2	3	1	6

コメント：市民参加は、庁内の市民参加を統括する担当（専担課）と市民参加を推進する庁内会議の設置、市民参加のマニュアルを作成し、前年度の市民参加状況のまとめ・公表を行い、職員研修がされ、自治基本条例や市民参加条例が制度化されるという多くのことを積み重ねて、ようやく生きた仕組みとなる。したがって、市民参加は条例・制度があれば自ずと成り立つものではない。それぞれに携わる人（職員）を有機的に結び付ける人（首長）がいなければ機能しない。

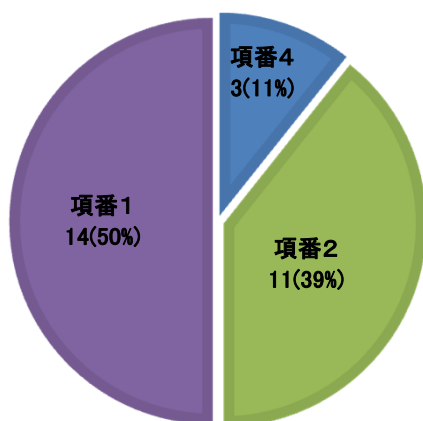
首長が市民参加によって地域課題の解決するという強い意思を持つかどうかにかかっていると言っても過言ではない。その意思の表れとしての5項目（「庁内会議」「専担課」「マニュアル等研修」「前年度の参加状況のまとめ・公表」「条例」）を検証した。

5項目すべて実施されていたのは、伊達市のみであった。なお、石狩市はマニュアル等の研修が最近行われていない、旭川市は「市民参加庁内会議」の設置がない、八雲町は庁内の市民参加を統括する担当（専担課）がない、という結果であった。

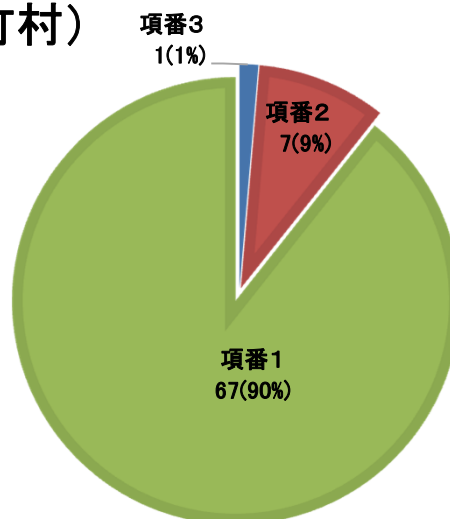
4(3) 市内における市民参加の実践事例の共有及び活用

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	市民参加のアイデア事例集(他自治体の事例を含む)を教材として、庁内で定例の学習会が開催されている	0		0%	0%	0		0%	0%	0	0%	0%
4	市民参加に関するアイデアや事例がデータベース化されており、すべての職員が情報を入手できる状態になっている	3	札幌市、帯広市、千歳市	11%	6%	0		0%	0%	3	3%	2%
3	市民参加で行った施策の事例等について毎年度とりまとめを行い、全職員に配布されている	0		0%	6%	1	八雲町	1%	1%	1	1%	3%
2	市民参加で行った施策の取り組みのリストを作成し、公表している	11	函館市、小樽市、旭川市、北見市、苫小牧市、名寄市、三笠市、砂川市、伊達市、北広島市、石狩市	39%	25%	7	七飯町、上砂川町、栗山町、比布町、上富良野町、音更町、清水町	9%	17%	18	17%	19%
1	特に何もしていない	14		50%	63%	67		90%	82%	81	79%	76%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」 注:()は2011年の調査結果

市民参加の実践事例の共有及び活用とは、こういった課題にはどのような参加手法を組み合わせること、どのような効果があったのかを記録し、これらを庁内で情報共有することで、各担当が実施する市民参加手順がスムーズに行える。庁内で市民参加の実践事例の共有及び活用を行っているかを調査した設問。

項番5の「市民参加の実践事例集の学習会開催」は、市の0市0%(0%)、町村の0町村0%(0%)であった。

項番4の「市民参加の実践事例のデータベース化」は、市の3市11%(6%)、町村の0町村0%(0%)であった。

項番3の「市民参加事例のまとめ」は、市の0市0%(6%)、町村の1町1%(1%)であった。

項番2の「市民参加の施策のリスト化」は、市の11市39%(25%)、町村の7町9%(17%)であった。

項番1の「何もしていない」は、市の14市50%(63%)、町村の67町村90%(82%)であった。

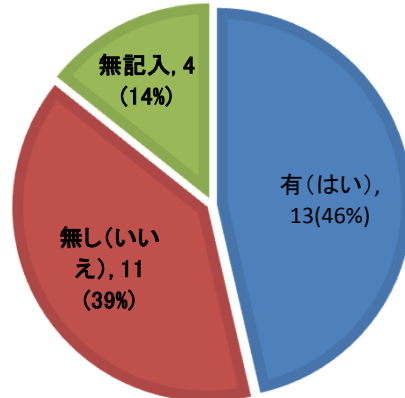
庁内で市民参加の実践事例の共有及び活用の実態は、市は「市民参加の施策のリスト化」又は「何もしていない」の混在、町村は「何もしていない」が実態である。

ほとんどの市町村では市民参加の実践事例の共有がされていないことがわかる。

(補足設問) 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例制定、改正若しくは廃止をするような場合で市民参加の有無

①市の場合 * 市の回答数24

項目	数	比率
有(はい)	13	46%
無し(いいえ)	11	39%
無記入	4	14%
計	28	100%

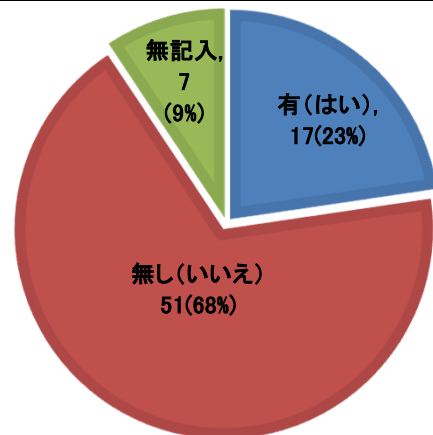


具体的参加の案件と参加手法

自治体名	条例名	パブリックコメント	市民説明会	審議会	その他
札幌市	改正 札幌市環境影響評価条例・規則	○			
函館市	改正 函館市空き家等の適正管理に関する条例	○			
小樽市	改正 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例	○			
旭川市	改正 市営住宅条例	○		○	
室蘭市	制定 室蘭市空き家等の適正管理に関する条例				
釧路市	廃止 釧路市フィットネスセンター条例	○	○		
帯広市	制定 帯広市暴力団排除条例	○			○
苫小牧市	改正 苫小牧市営住宅管理条例	○		○	
三笠市	制定 三笠市未来づくり基本条例		○		
砂川市	制定 砂川市暴力団排除条例	○			
登別市	制定 福祉のまちづくり条例				
伊達市	改正 伊達市総合体育館条例の一部改正	○			
石狩市	改正 海浜植物等保護条例	○			

②町村の場合 * 町村の回答数68

項目	数	比率
有(はい)	17	23%
無し(いいえ)	51	68%
無記入	7	9%
計	75	100%



具体的参加の案件と参加手法

自治体名	条例名	パブリックコメント	市民説明会	審議会	その他
当別町	改正 当別町水道事業給水条例	○	○		
八雲町	改正 廃棄物の減量及び適正処理に関する条例				
ニセコ町	改正 町税条例	○			
栗山町	制定 栗山町景観条例	○	○	○	
新十津川町	制定 空き家対策条例			○	
上富良野町	制定 自治基本条例	○			
和寒町		○			
猿払村	改正 使用料関係			○	
清里町	制定 清里町景観条例	○		○	
遠軽町	改正 遠軽町町営住宅管理条例				
湧別町	制定 自治基本条例	○	○	○	
白老町	制定 空き家等の適正管理に関する条例	○		○	
むかわ町	制定 むかわ町まちづくり基本条例				
音更町	制定 まちづくり基本条例	○	○	○	
浦幌町	制定 浦幌町町民参加条例				○
別海町	改正 別海町営住宅条例	○			
中標津町		○			

(補足設問) 広く市民が利用する公の施設の利用方法に関する事項で市民参加の有無

①市の場合 * 市の回答数25

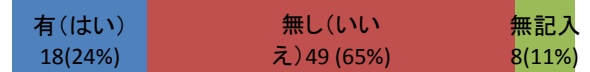
項目	数	比率
有(はい)	16	57%
無し(いいえ)	9	32%
無記入	3	11%
計	28	100%



自治体名	公共施設名	対象事項	コメント	パブリック	市民説明会	審議会	その他
札幌市	札幌市保養センター駒岡	施設の活用		○		○	
函館市	(仮称)函館アリーナ	整備にあたっての基本方針、基本計画		○			
旭川市	駅前広場駐輪場	利用方法・料金		○			
室蘭市	(仮称)複合公共施設	基本計画策定に向けたアイデア出しをワークショップにて実施			○		○
釧路市	釧路市勤労青少年ホームの閉館に伴う釧路市中高年齢労働者福祉センターへの機能統合	利用料金等の見直し			○		
帯広市	市民活動プラザ	廃校となった中学校を地域住民の支え合いのまちづくりを進めていくための拠点施設にリニューアルする際に市民説明会やアンケートを実施			○		○
苫小牧市	ふるさと農園	利用方法など		○	○		
江別市	子育て広場	開設にあたり開設時間などを定めるため		○			
士別市	士別市あけぼの子どもセンター	子ども建設委員会で施設の概要や運営方法を検討				○	
三笠市	下水道使用料	下水道使用料引上げ			○		
砂川市	砂川市地域交流センターゆう	設立に先立ち、施設の利活用についての学習や協議を行った					○
登別市	登別市市民活動センター	会議室の利用、開設時間等			○		○
恵庭市	図書館	図書館における開館時間					○
伊達市	(仮称)地域交流センター	運用計画		○		○	
北広島市	学校跡施設	小学校統合に伴い、用途廃止となる学校跡施設の利活用方法に関する計画を策定するもの		○		○	
石狩市	こども未来館(児童館)	開館時間と休館日について		○			

②町村の場合 * 町村の回答数67

項目	数	比率
有(はい)	18	24%
無し(いいえ)	49	65%
無記入	8	11%
計	75	100%



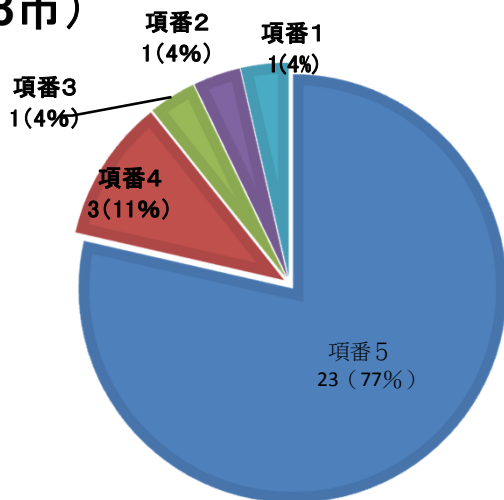
自治体名	公共施設名	対象事項	コメント	パブリック	町民説明会	審議会	その他
七飯町	廃校舎	利活用方法		○			
八雲町	火葬場	使用料改正		○			
長万部町	社会教育施設	利用状況		○			○
今金町					○		
ニセコ町	町民センター	建物改修内容			○		
南幌町	公民館	移設に関して			○		○
上砂川町	球場	利活用について			○		
栗山町	公共施設	利用料金の改定			○	○	○
妹背牛町	町営バス	バス路線・スクール混乗等				○	○
上富良野町	パークゴルフ場	管理運営、利用料金					○
和寒町	ほっとプラザ☆スマイル	指定管理			○		
猿払村						○	
豊富町	公民館的施設	利用方法等				○	
湧別町	コミュニティ施設	建替えに伴う利用の方法			○		○
西興部村	活性化センター	今後のあり方				○	
安平町	公民館	減免規定改正					○
池田町	郷土資料館	移転改築			○		
浦幌町	留真温泉	改築にあたっての施設形状、運営等					○

VI. 市民参加の具体(総合計画、行政評価、地域社会への市民参加)

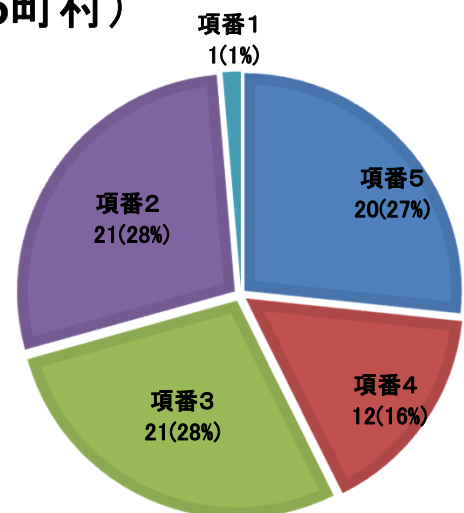
5(1) 総合計画への市民参加

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	市民アンケート調査、分野別団体及び中・高校生との意見交換、市民ワークショップ、市民及び職員による提案機会を設けるなど総合的な調査及び検討を行い、総合計画を策定している	22		77%	69%	20		27%	56%	42	41%	59%
4	総合計画審議会による総合計画案市民説明会の開催やパブリックコメントを実施し、総合計画を策定している	3	岩見沢市、芦別市、伊達市	11%	16%	12		16%	14%	15	15%	15%
3	総合計画審議会に市が公募する市民が参加している	1	根室市	4%	9%	21		28%	17%	22	21%	15%
2	総合計画審議会に市長が指名する市民が委員として参加している	1	室蘭市	4%	6%	21		28%	13%	22	21%	11%
1	総合計画の策定に市民参加の機会を設けていない(庁内のみで策定)	1	夕張市	4%	0%	1		1%	0%	2	2%	0%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」 注:()は2011年の調査結果

総合計画の策定はあらゆる市民参加手法を講じて行われるべきであるが、本当にそうなのか調査した設問。

項番4・5の「パブリックコメント、市民説明会、ワークショップ、アンケート調査など市民意見を反映する仕組みを工夫している」は、市の25市88%(85%)、町村の32町村43%(70%)であった。

項番2・3の「市民が公募又は指名委員として参加している」は、市の2市8%(15%)、町村の42町村56%(30%)であった。

項番1の「市民参加の機会を設けていない」は当然のように、市・町村共に0%(0%)であった。

市では総合計画の策定時には多様な市民参加手法が採られている。町村では総合計画策定時にパブリックコメントを除く市民参加手法が行われた町村が多かったことから項番3以下の評価が多かった。

総合計画の策定時の市民参加手法の実態は、市は「あらゆる市民参加手法を講じて行われる」、町村は「審議会委員としての参加」が実態である。

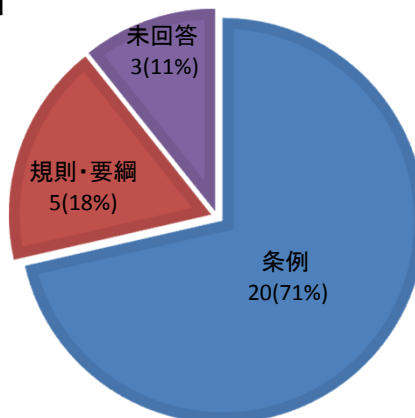
課題としては、総合計画審議会が一過性の組織であることから、常設化や行政評価と連動させた継続的市民参加となっていないことである。

(補足設問)総合計画に関する項目

(1)総合計画策定根拠

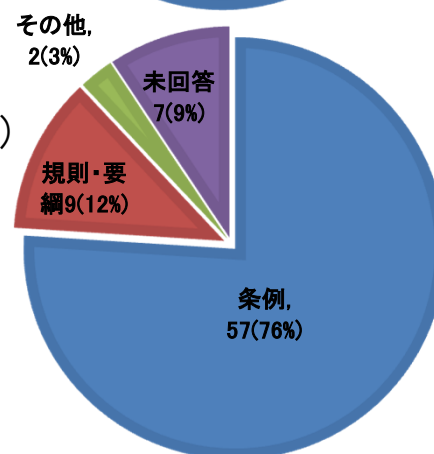
①市の総合計画策定根拠規定(総数28)

項目	条例	規則・要綱	その他	未回答
数	20	5	0	3
比率	71%	18%	0%	11%



②町村の総合計画策定根拠規定(総数75)

項目	条例	規則・要綱	その他	未回答
数	57	9	2	7
比率	76%	12%	3%	9%

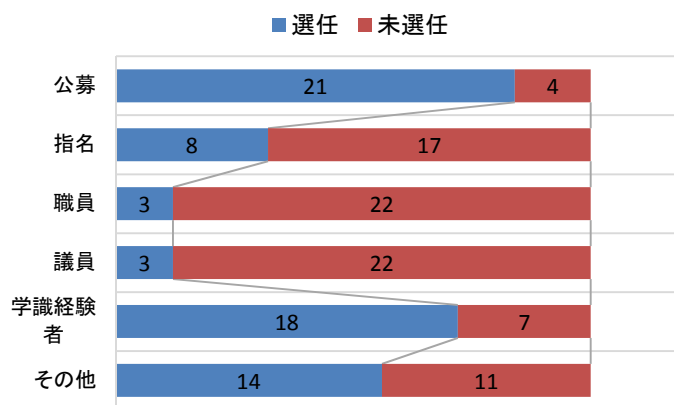


コメント:法律改正後の総合計画は市町村ともに7割が条例を根拠に基づき策定されている。

(2)総合計画策定メンバー

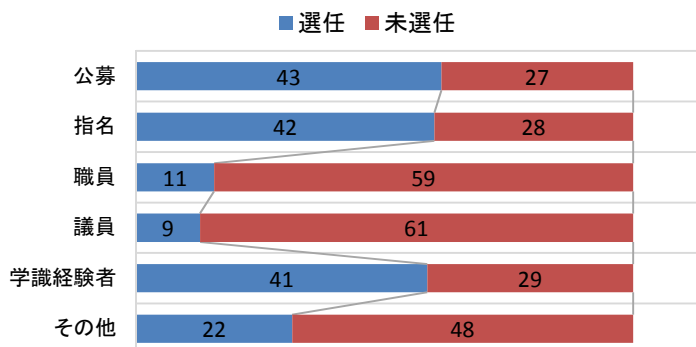
①市の総合計画策定メンバー(総数25)

項目	公募	指名	職員	議員	学識経験者	その他
選任	21	8	3	3	18	14
未選任	4	17	22	22	7	11
比率	84%	32%	12%	12%	72%	56%



②町村の総合計画策定メンバー(総数70)

項目	公募	指名	職員	議員	学識経験者	その他
選任	43	42	11	9	41	22
未選任	27	28	59	61	29	48
比率	61%	60%	16%	13%	59%	31%



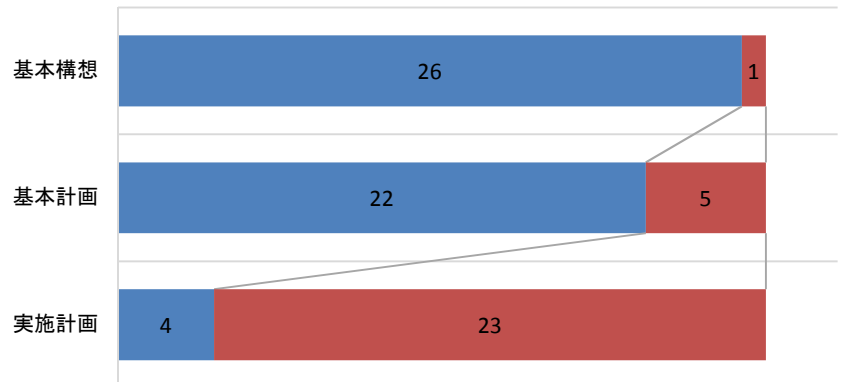
コメント:市は公募・学識経験者が、町村は公募・指名・学識経験者が総合計画策定メンバーになっている。

(3) 総合計画への市民参加

①市の総合計画への市民参加(総数27)

■実施 ■未実施

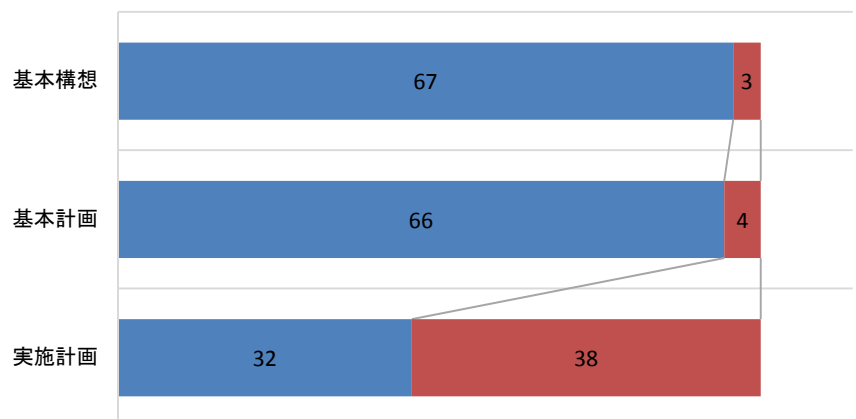
項目	基本 構 想	基本 計 画	実 施 計 画
実施	26	22	4
未実施	1	5	23
2013比率	96%	81%	15%
2011比率	94%	84%	25%



②町村の総合計画への市民参加(総数70)

■実施 ■未実施

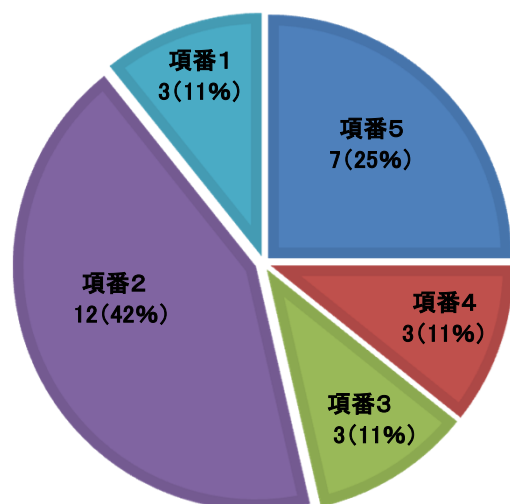
項目	基本 構 想	基本 計 画	実 施 計 画
実施	67	66	32
未実施	3	4	38
2013比率	96%	94%	46%
2011比率	92%	91%	36%



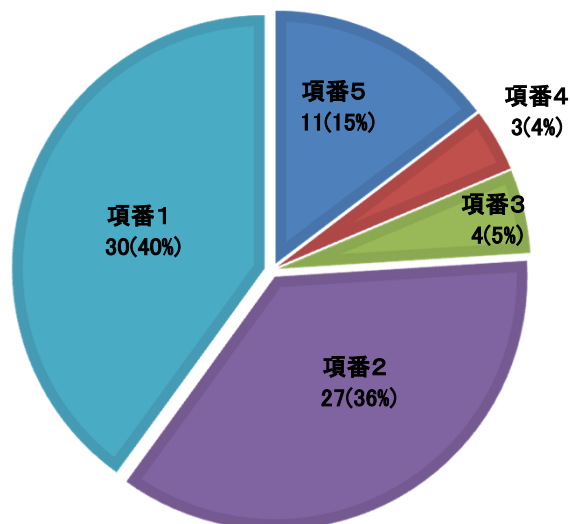
5(2)行政評価への市民参加

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	首長が指名する学識経験者(専門家)及び公募の市民が行政評価(外部評価)を行っている	7	札幌市、室蘭市、稚内市、江別市、名寄市、北広島市、石狩市	25%	25%	11	当別町、福島町、七飯町、八雲町、栗山町、新十津川町、遠軽町、白老町、音更町、池田町、中標津町	15%	9%	18	17%	14%
4	首長が指名する学識経験者(専門家)が行政評価(外部評価)を行っている	3	北見市、士別市、千歳市	11%	6%	3	南幌町、美深町、芽室町	4%	4%	6	6%	4%
3	行政評価(外部評価)の実施を検討している	3	函館市、小樽市、三笠市	11%	6%	4	今金町、中川町、新ひだか町、弟子屈町	5%	13%	7	7%	11%
2	行政評価(内部評価)を行っている	12	旭川市、釧路市、帯広市、留萌市、苫小牧市、美瑛市、芦別市、根室市、砂川市、登別市、恵庭市、伊達市	42%	41%	27		36%	40%	39	38%	40%
1	行政評価を行っていない	3	夕張市、岩見沢市、赤平市	11%	22%	30		40%	34%	33	32%	31%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」 注:()は2011年の調査結果

行政評価(外部評価)は総合計画(実施計画＝予算執行)を市民参加で評価し、次年度の予算づくりに反映するという行政サイクル(PDCA)を担う重要な市民参加であり、その実態を調査した設問。

項番4・5の「外部評価を行っている」は、市の10市36%(31%)、町村は14町村19%(13%)であった。

項番2・3の「内部評価のみ」は、市の15市53%(47%)、町村は31町村41%(53%)であった。

項番1の「行政評価を行っていない」は、市の3市11%(22%)、町村の30町村40%(34%)であった。

行政評価の実態は、市は「外部評価」が進んでいるが、町村では「外部評価」が進んでいないのが実態である。行政評価は内部評価が中心で、外部評価に市民参加が行われているのは、市の7市25%、町村の11町村15%でしか行われていない。特に、町村では行政評価そのものも行われていない実態もあり、行政サイクル(PDCA)が機能しているとは言い難い状態である。

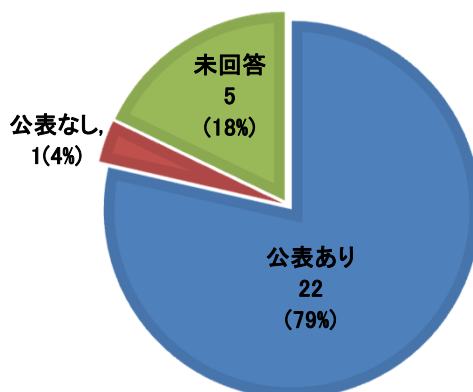
行政評価の実態は、市町村共に、「内部評価」又は「行政評価を行っていない」が混在しているのが実態である。

(補足設問)行政評価に関する項目

(1)行政評価(内部評価)の公表

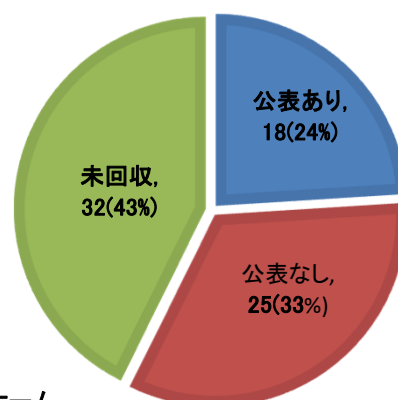
①市の行政評価(内部評価)の公表(総数28)

項目	市	比率
公表あり	22	79%
公表なし	1	4%
未回答	5	18%
計	28	100%



②町村の行政評価(内部評価)の公表(総数75)

項目	町村	比率
公表あり	18	24%
公表なし	25	33%
未回答	32	43%
計	75	100%

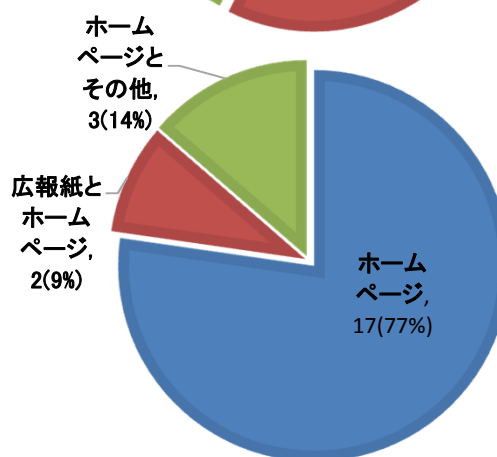


コメント:町村における内部評価の公表比率が24%と市の79%と比較して非常に低い。

(2)行政評価(内部評価)の公表方法

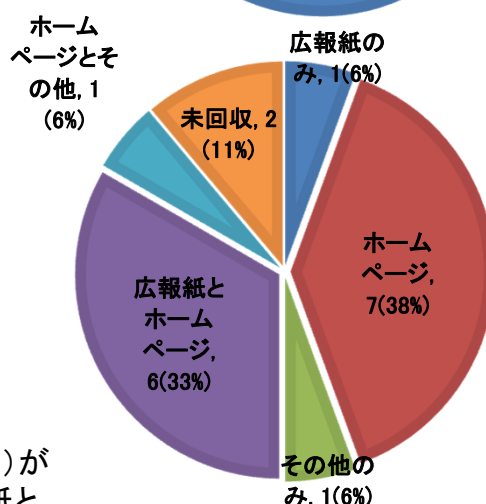
①市の行政評価(内部評価)の公表方法(総数22)

	市	比率
ホームページのみ	17	77%
広報紙とホームページ	2	9%
ホームページとその他	3	14%
計	22	100%



②町村の行政評価(内部評価)の公表方法(総数18)

	町村	比率
広報紙のみ	1	6%
ホームページのみ	7	38%
その他のみ	1	6%
広報紙とホームページ	6	33%
ホームページとその他	1	6%
未回答	2	11%
計	18	100%

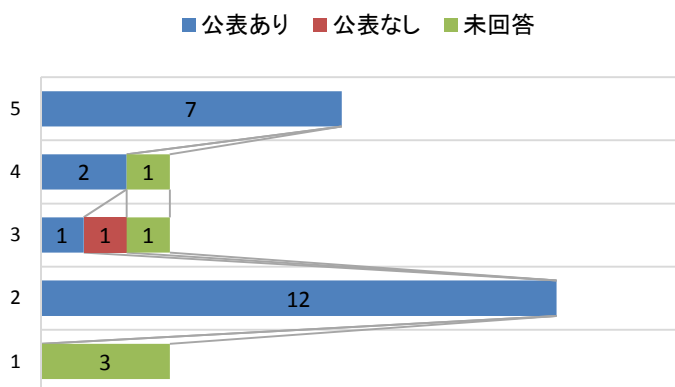


コメント:内部評価の公表は、市はホームページのみ(77%)が中心なのに対し、町村はホームページのみ(38%)と広報紙とホームページ(33%)とわかれている。

(3) 行政評価指標選択と行政評価の公表とのクロス結果

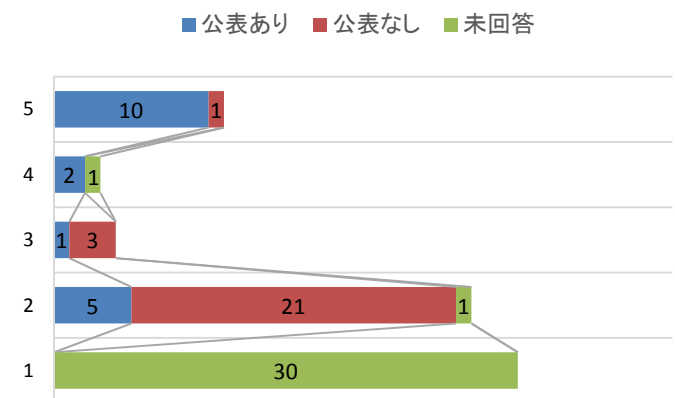
①市のクロス結果

評価指標	公表あり	公表なし	未回答	計
5	7	0	0	7
4	2	0	1	3
3	1	1	1	3
2	12	0	0	12
1	0	0	3	3
計	22	1	5	28



②町村のクロス結果

評価指標	公表あり	公表なし	未回答	計
5	10	1	0	11
4	2	0	1	3
3	1	3	0	4
2	5	21	1	27
1	0	0	30	30
計	18	25	32	75

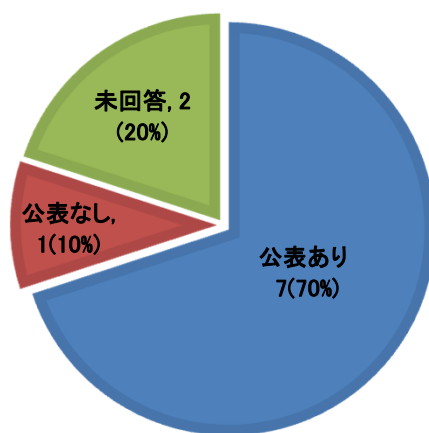


(4) 外部評価の公表方法

①市の外部評価の公表(総数10)

項目	市	比率
公表あり	7	70%
公表なし	1	10%
未回答	2	20%
計	10	100%

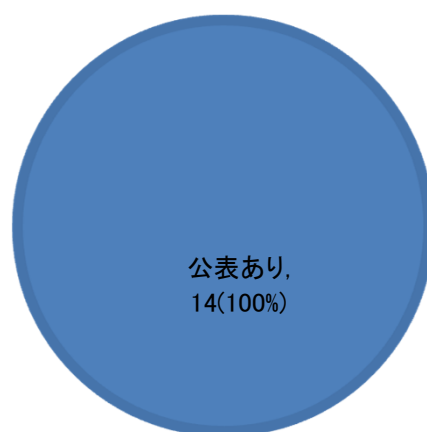
(注) 外部評価公表市: 札幌市、室蘭市、北見市、江別市、名寄市、千歳市、北広島市、石狩市



②町村の外部評価の公表(総数14)

項目	町村	比率
公表あり	14	100%
公表なし	0	0%
未回答	0	0%
計	14	100%

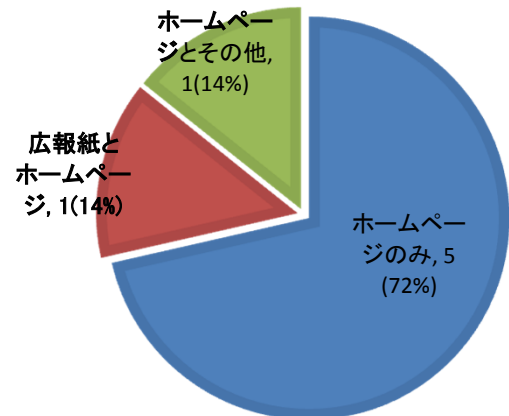
(注) 外部評価公表町村: 当別町、福島町、七飯町、八雲町、南幌町、栗山町、新十津川町、美深町、遠軽町、白老町、音更町、芽室町、池田町、中標津町



(5) 外部評価の公表方法

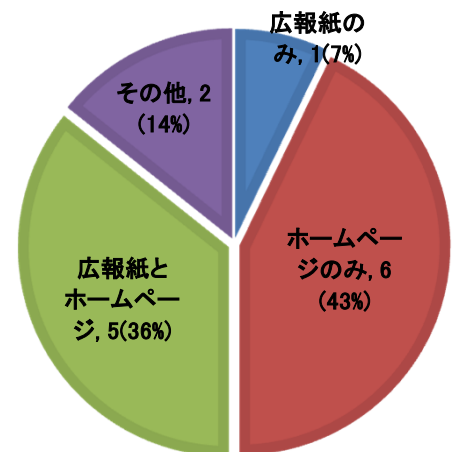
① 市の外部評価の公表方法(総数7)

項目	市	比率
ホームページのみ	5	72%
広報紙とホームページ	1	14%
ホームページとその他	1	14%
計	7	100%



② 町村の外部評価の公表方法(総数14)

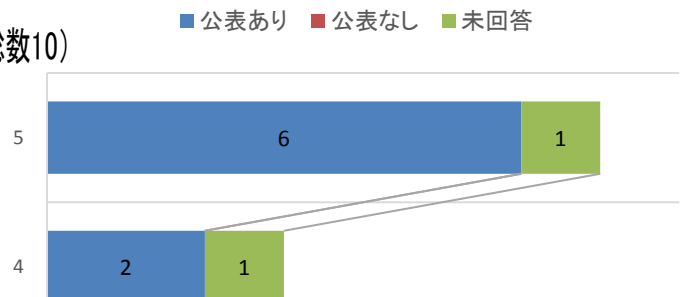
項目	町村	比率
広報紙のみ	1	7%
ホームページのみ	6	43%
広報紙とホームページ	5	36%
その他	2	14%
計	14	100%



(6) 外部評価公表の有無と評価指標とのクロス結果

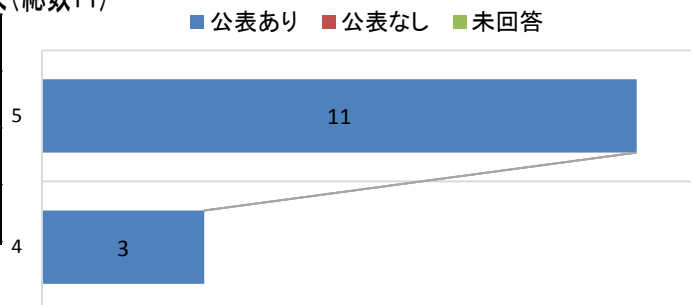
① 市の外部評価公表の有無と評価指標とのクロス結果(総数10)

評価指標	公表あり	公表なし	未回答	計
5	6	0	1	7
4	2	0	1	3
計	8	0	2	10



② 町村の外部評価公表の有無と評価指標とのクロス結果(総数14)

評価指標	公表あり	公表なし	未回答	計
5	11	0	0	11
4	3	0	0	3
計	14	0	0	14



評価指標の内容

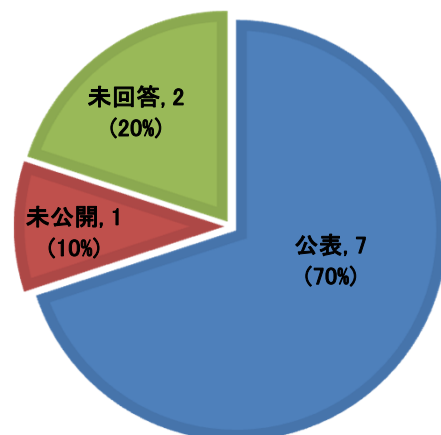
5	市長が指名する学識経験者(専門家)及び公募の市民が行政評価(外部評価)を行っている
4	市長が指名する学識経験者(専門家)が行政評価(外部評価)を行っている

(7) 外部評価委員会の公表の有無

① 市の外部評価委員会の公表の有無

項目	数	比率
公開	7	70%
未公開	1	10%
未回答	2	20%
計	10	100%

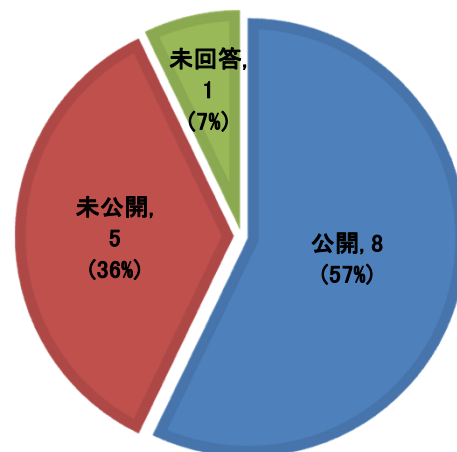
(注) 外部評価委員会の公表市: 札幌市、北見市、
江別市、名寄市、千歳市、北広島市、石狩市



② 町村の外部評価委員会の公表の有無

項目	数	比率
公開	8	57%
未公開	5	36%
未回答	1	7%
計	14	100%

(注) 外部評価委員会公表町村:
当別町、八雲町、栗山町、新十津川町、遠軽町、
音更町、芽室町、中標津町

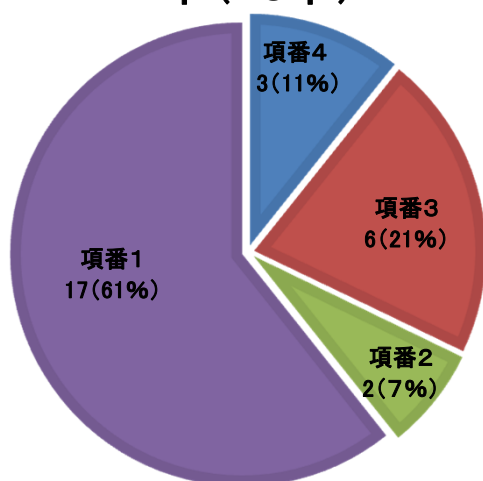


コメント: 外部評価委員会の公表は、市は70%なのに対し、町村は57%と町村での公開が進んでいない。

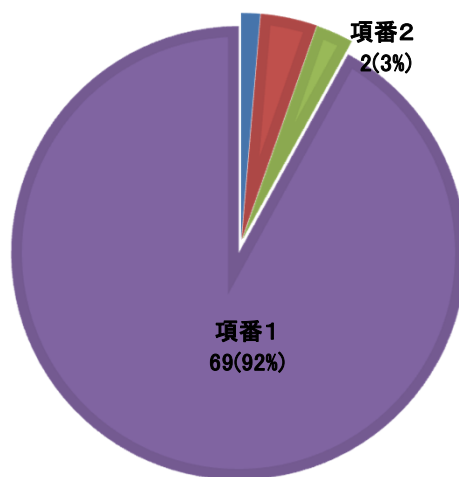
5(3) 地域社会への市民参加の取り組み

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	条例によって、公募市民による地域協議会が設置され、地域計画の策定、行政から予算化され、地域協議会で執行がされている	0		0%	3%	0		0%	0%	0	0%	1%
4	条例によって、地域協議会が設置され、地域課題が話し合わせ、地域計画が策定され、これを基に行政の実施計画に反映され予算化される	3	釧路市、北見市、岩見沢市	11%	0%	1	むかわ町	1%	1%	4	4%	1%
3	条例によらず、自主的に小・中学校区単位の地域協議会が設置され、地域課題が話し合われている	6	札幌市、旭川市、帯広市、稚内市、名寄市、三笠市	21%	16%	3	七飯町、栗山町、遠軽町	4%	4%	9	9%	7%
2	地域協議会の設置が検討されている	2	恵庭市、石狩市	7%	6%	2	白老町、中標津町	3%	5%	4	4%	5%
1	地域協議会の設置がされていない	17		61%	75%	69		92%	90%	86	83%	86%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村) 項番3 3(4%)



「コメント」 注：()は2011年の調査結果

今、高齢化に伴う病院や介護の問題、人口減少に伴うコンパクトシティの問題など地域社会で起きている課題を地域住民と行政が課題を共有し、対策案を作成し、実行していく取組が求められる。その時、地域社会の住民同士の自治の仕組みが具体的になければ地域社会はまとまって行けない。地域社会のまとまる組織として、ボトムアップ型の地域協議会の設置がどのように取組まれているかを調査した設問。したがって、合併協議会は法律に基づくトップダウン型であることから対象外とした。しかし、今回の調査回答は両方が混在した評価となっている。

項番4以上の「条例による地域協議会の設置」は、市の3市11%(3%)、町村の1町村1%(1%)であった。

項番3の「条例によらず地域協議会が設置されている」は、市の6市21%(16%)、町村の3町村4%(4%)であった。

項番1・2の「地域協議会の設置がない」は、市の19市68%(81%)、町村の71町村95%(95%)であった。ほとんどの市町村には地域社会の課題を市民自ら考え、解決する取組みがされていない。

項番3以上の地域社会の自治の具体としての協議会の設置は、市の9市32%、町村の4町村5%と、市では地域社会の自治の仕組みづくりが定着しつつあるが、今後人口減少の影響を受ける町村ではほとんど定着していない実態がある。

地域協議会の設置の実態は、市町村共に、「地域協議会の設置がない」が実態である。

地域協議会の具体的実施(検討)状況

(1)市の場合

釧路市	(参考)釧路市地域協議会条例(抜粋) (設置区域) 第2条 協議会は、合併(平成17年10月11日の3市町の合併をいう。以下同じ。)前の釧路市、阿寒町及び音別町のそれぞれの区域ごとに置く。 (所掌事項) 第4条 各協議会は、その所管区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議するものとする。 (1) 総合計画に基づく施策の実施に関すること。 (2) 地域固有の事務事業に関すること。 (3) 市民協働の推進に関すること。 2 各協議会は、その所管区域に関し必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。
北見市	北見市自治区設置条例 活動内容は条例8条による 条例によって、地域協議会が設置され、地域課題が話し合われ、地域計画が策定され、これを基に行政の実施計画に反映され予算化される
岩見沢市	「岩見沢市地域審議会運営規程」に基づき、合併に伴い北村、栗沢町において地域審議会を設置している
札幌市	札幌市には、まちづくり協議会(地域の団体や個人が主体となって、地域の課題を考え、課題解決等に向けて行動する場)はあるが、条例に基づくものは設置していない
旭川市	市内全域の12か所に、市長の私的諮問機関である地域まちづくり推進協議会を設置し、地域の諸課題について検討している。 ※地方自治法に基づく地域自治区に設置する地域協議会ではない
帯広市	地区連合町内会単位で「地域連携会議」というものを設置している地区がある
稚内市	地域と行政が入ったまちづくり委員会【15地区】を設置 条例によらず、自主的に小・中学校区単位の地域協議会が設置され、地域課題が話し合われている
名寄市	「地域連絡協議会」は一定の広さの小学校区域を単位として、いくつかの町内会や地域活動団体などによる「地域連絡協議会」を小学校区ごとに組織しています。取組は各協議会で異なりますが、主に「スノーランタン」イベントや安全安心、防災についての取組みなどが見られます
三笠市	各地区に行政と連合町内会との間で、住民主体のまちづくりを目的とした連絡調整機関の協働ルームが設置されている
恵庭市	地区別に委員会が設置されている。 (恵庭地区まちづくり委員会、島松地区まちづくり委員会、恵み野商店街活性化振興計画策定委員会)
石狩市	本市では、合併特例法に基づき合併した旧2村に地域協議会を設置しており、旧市域におけるこのような協議会の導入について、検討会議を設置し検討を開始したところ

(2)町村の場合

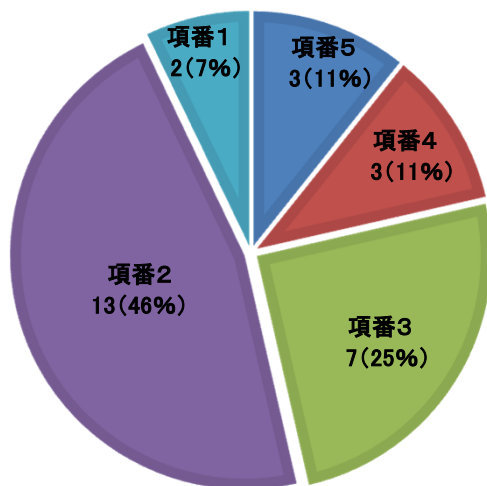
むかわ町	合併時に旧町単位(地域自治区)で地域協議会を設置し、地域の課題や特色を踏まえて、まちづくり計画策定時に地域計画を策定。 地域の核となる組織として、多様な意見調整を行うとともに、地域の特色ある活動や事業の実施に対する補助等について審議を行っている
七飯町	条例による地域協議会の設置はないが、地域課題等に取り組む組織は設置されている
栗山町	小学校区単位に近い地域で組織化されている。(要綱)
遠軽町	地域協議会は旧遠軽町地域のみで組織されている。したがって、生田原地域、丸瀬布地域、白滝地域は該当無し。 遠軽地域には学田地域協議会を含め8地域協議会があり、各自治会が構成団体となって組織されている。各地域協議会を構成する自治会数 全57自治会
白老町	地域協議会の設置が検討されている
中標津町	地域協議会の設置が検討されている

Ⅶ. ホームページの活用について

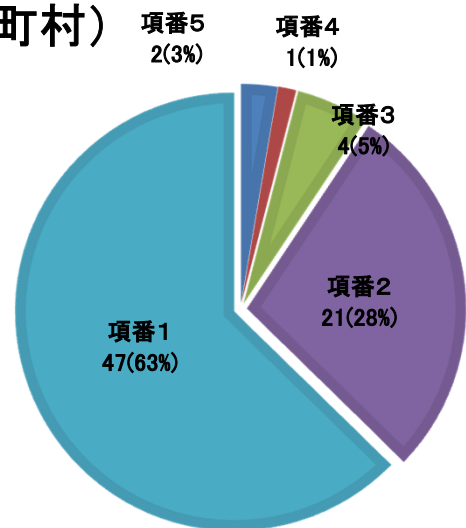
6. 市民参加のためのホームページの活用

項番	内 容	市	自治体名	2013 比率	2011 比率	町村	自治体名	2013 比率	2011 比率	全体	2013 比率	2011 比率
5	トップページに「市民参加」に関するコーナーがあり、市民参加情報が見つけやすい工夫や配慮がされている	3	苫小牧市、江別市、士別市	11%	6%	2	八雲町、茅室町	3%	0%	5	5%	2%
4	トップページに「市民参加」のキーワードがあり、市民参加情報が1クリックで該当ページが開ける	3	恵庭市、北広島市、石狩市	11%	16%	1	むかわ町	1%	3%	4	4%	6%
3	トップページから「市民参加」のキーワードで、市民参加情報が2クリック以上で該当ページが開ける	7	札幌市、室蘭市、芦別市、赤平市、名寄市、千歳市、伊達市	25%	9%	4	ニセコ町、南幌町、清里町、音更町	5%	4%	11	10%	5%
2	トップページの部局名やメニューから類推すれば、市民参加情報にたどり着ける	13	函館市、小樽市、旭川市、帯広市、北見市、岩見沢市、留萌市、稚内市、美幌市、三笠市、根室市、砂川市、登別市	46%	31%	21		28%	8%	34	33%	15%
1	ホームページに市民参加に関するページがない	2	釧路市、夕張市	7%	38%	47		63%	85%	49	48%	72%
計		28		100%	100%	75		100%	100%	103	100%	100%

市(28市)



町村(75町村)



「コメント」 注:()は2011年の調査結果

この設問は市民参加に関する情報がホームページから一目で入手できるかについて調査した設問。項番4以上の「市民参加の情報がトップページから1クリックで開ける」は、市の6市22%(22%)、町村の3町村4%(3%)であった。

項番2・3の「なんとか探せる程度」は、市の20市71%(40%)、町村の25町村33%(12%)であった。

項番1の「市民参加の情報がホームページにない」は、市の2市7%(38%)、町村47町村の63%(85%)であった。

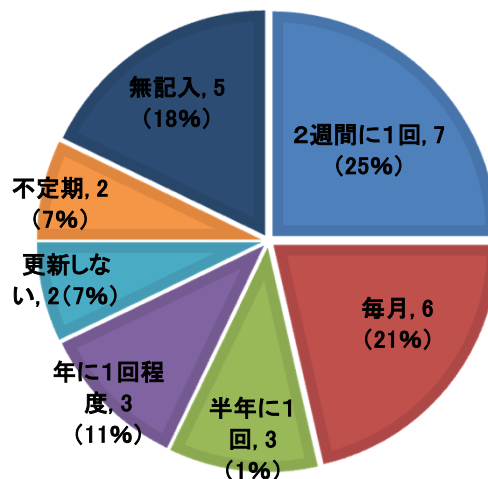
ホームページの実態は、市は「市民参加に関する情報はなんとか探せる程度」、町村は「市民参加に関する情報は入手できない」が実態である。特に、町村では、行政情報の発信を住民の高齢化を理由にホームページから広報紙に移し、ホームページに市民参加情報がなくても不便ではないという町村もある。しかし、広報紙の情報量とホームページの情報量の差は一目瞭然である。それぞれの長所を生かした情報提供が、住民には必要ではないか。

ホームページは市民が行政活動に参加をするための重要な情報を提供するツールであり、市民が一目で情報を見つけられることができるのは行政の努力で出来ることである。

(補足設問)ホームページの更新周期

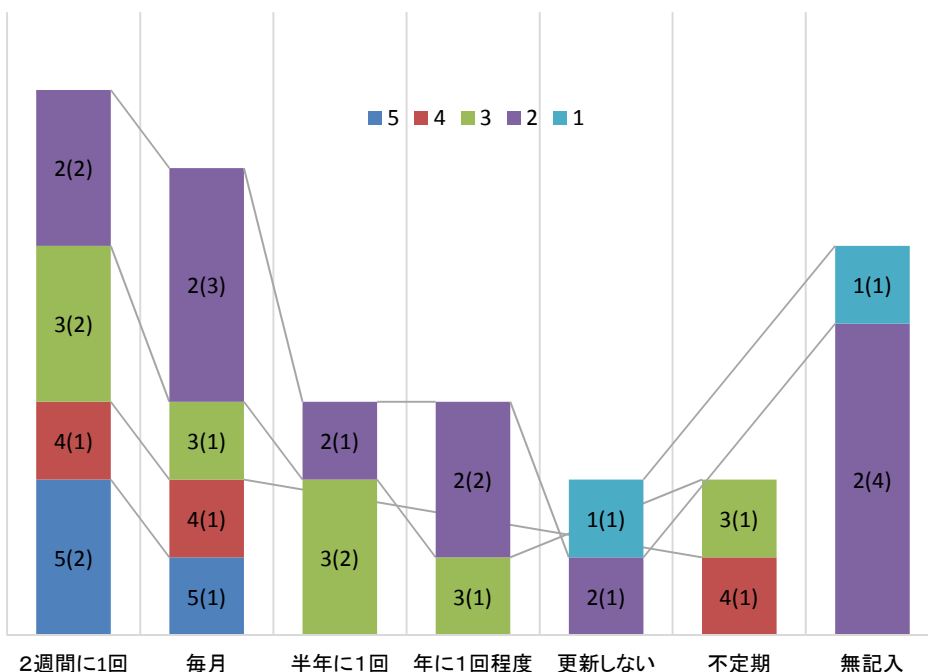
(1)市のホームページ更新周期とホームページ活用評価のクロス結果

評価	2週間に1回	毎月	半年に1回	年に1回程度	更新しない	不定期	無記入	計	比率
5	2	1						3	11%
4	1	1				1		3	11%
3	2	1	2	1		1		7	25%
2	2	3	1	2	1		4	13	46%
1					1		1	2	7%
計	7	6	3	3	2	2	5	28	100%
比率	25%	21%	11%	11%	7%	7%	18%	100%	



(注)2週間に1回更新町村は札幌市(3)、函館市(2)、旭川市(2)、苫小牧市(5)、江別市(5)、恵庭市(4)、伊達市(3)

* ()は自治体の自己評価による評価



評価指標の内容

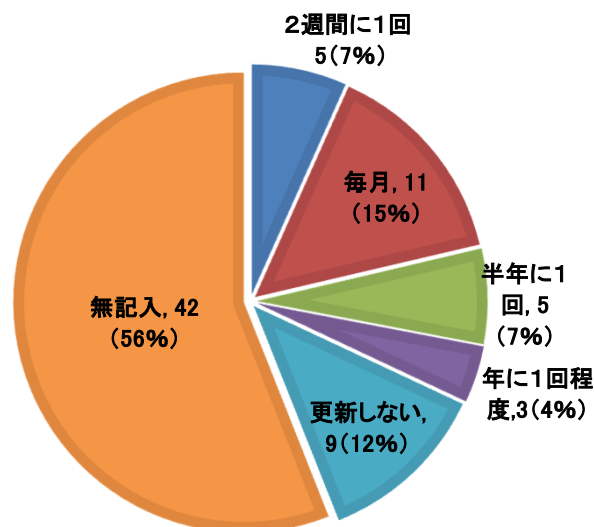
5	トップページに「市民参加」に関するコーナーがあり、市民参加情報が見つけやすい工夫や配慮がされている
4	トップページに「市民参加」のキーワードがあり、市民参加情報が1クリックで該当ページが開ける
3	トップページから「市民参加」のキーワードで、市民参加情報が2クリック以上で該当ページが開ける
2	トップページの部局名やメニューから類推すれば、市民参加情報にたどり着ける
1	ホームページに市民参加に関するページがない

「コメント」

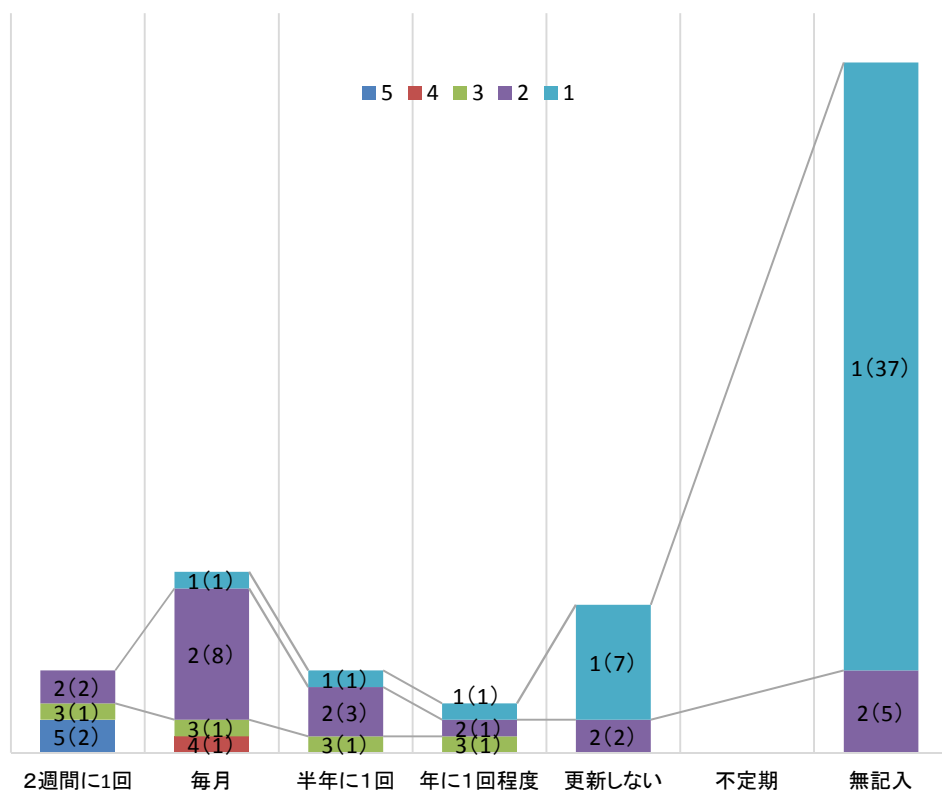
2週間又は毎月1回更新している比率は46%、半年又は年1回、更新しない・無記入は54%である。市では毎月ホームページが更新され住民に情報提供や説明責任を果たしているのはほぼ半数であることがわかった。予算・決算の報告やパブリックコメントが半年や年1回の更新では住民に情報提供や説明責任が果たされているとは言えない実態がある。

(2) 町村のホームページ更新周期とホームページ活用評価のクロス結果

評価	2週間に1回	毎月	半年に1回	年に1回程度	更新しない	不定期	無記入	計	比率
5	2							2	3%
4		1						1	1%
3	1	1	1	1				4	5%
2	2	8	3	1	2		5	21	28%
1		1	1	1	7		37	47	63%
計	5	11	5	3	9	0	42	75	100%
比率	7%	15%	7%	4%	12%	0%	55%	100%	



(注) 2週間に1回更新町村は八雲町(5)、上富良野町(2)、清里町(3)、芽室町(5)、浦幌町(2) * ()は自治体の自己評価による評価



評価指標の内容

5	トップページに「市民参加」に関するコーナーがあり、市民参加情報が見つけやすい工夫や配慮がされている
4	トップページに「市民参加」のキーワードがあり、市民参加情報が1クリックで該当ページが開ける
3	トップページから「市民参加」のキーワードで、市民参加情報が2クリック以上で該当ページが開ける
2	トップページの部局名やメニューから類推すれば、市民参加情報にたどり着ける
1	ホームページに市民参加に関するページがない

「コメント」

2週間又は毎月1回更新している比率は22%、半年又は年1回、更新しない・無記入は78%である。町村では毎月ホームページが更新され住民に情報提供や説明責任を果たしているのはほぼ2割であることがわかった。予算・決算の報告やパブリックコメントが半年や年1回の更新では住民に情報提供や説明責任が果たされているとは言えない実態があり、町村ではホームページ(多くの情報量の提供可能)に変わる情報提供や説明責任を果たす手段の提供が問われている。(広報紙の情報量は少ない)

Ⅷ. 市民参加が促進された取組(設問自由記述)

(1) 市の場合)

札幌市	「市民による集中評価会議」住民基本台帳から無作為抽出した市民のうち参加を承諾した方に参加いただき、自治基本条例に基づき実施している市民自治の取組について、評価をしていただいている
室蘭市	H24年度、街区公園のリニューアル事業を市民参加にて実施 (ワークショップ) http://www.city.muroran.lg.jp/main/org7330/takasago5parkrenew.html
釧路市	安心・安全なまちづくりに積極的な地域の町内会や民生委員、防災関係団体などに所属する住民が主体となり、災害時に一人での避難が困難な方々の安否確認や避難誘導を支援する組織を設立して、行政が保有する該当者の情報をもとに安否確認の手法などをプランニングしており、実際の災害時にこの組織がある地域では、プランに基づき迅速な安否確認や避難誘導が実施されている。た、同じ地域に存在する様々な組織が、一つの目的に会する機会ができることにより、組織同士の連携強化、日頃の見守りにもつながっている。
帯広市	第六期総合計画の策定にあたり、まちづくり基本条例の趣旨を踏まえ、様々な手法により市民参加機会の充実に努めた
夕張市	都市計画マスタープラン策定委員会
江別市	平成26年度から開始される次期総合計画の策定にあたり、自治会や子育て団体などの各界各層との意見交換や中・高・大学生と市長との意見交換会、38名の市民委員と6名の学識者で構成される市民会議を10回にわたり開催した
三笠市	協働ルーム(市内各連合町内会単位で構成される市民と市幹部職員による協働活動の場)の設置による取組み
千歳市	千歳市第6期総合計画の策定に係る都市経営会議、アンケート調査、パブリックコメント等の実施
登別市	総合計画基本計画の策定、事業仕分け、事務事業評価における外部評価、市民活動センターの開設
北広島市	①事業の企画段階からの市民参加・協働の仕組みの構築 ②地域コミュニティの自主的な取組みの形成
石狩市	自治基本条例の制定

(2) 町村の場合

八雲町	・地域住民による「吉田川」清掃活動、JR八雲駅前「花いっぱい」運動の実施など。また、これら町民活動について、町広報紙で活動内容などを紹介し広く町民に周知している。 ・総合病院改築にあたり、国補助金の申請締め切りの関係から町民参加を行う期間がなく、政策の決定過程で町民参加を得ることができなかったが、改築事業について町民説明会、総合開発委員会、町内会等への出前説明会、パブリックコメントなどを積極的に実施するとともに、事業実施のなかで町民意見を取り入れることで円滑に事業が推進されている。 なお、設計図面を病院HPで公開するなど、事業の進ちょく状況に応じて町民への情報提供を積極的に実施している。
寿都町	市民の提案による事業に補助金を出し、地域の活性化が図られた
ニセコ町	町民学習交流センター建設時において、計画段階から町民と一緒に建設を行った結果、運営は町民を中心とした団体が行うこととなり、現在はNPO法人となり指定管理者として管理運営を行っている
京極町	住民が立等・企画・運営したイベントが運営困難となり、事務局が行政移行した
南幌町	平成24年度職員出前講座：開催回数39回、延べ人数677名、延べ講師64名 平成24年度地域担当職員制度：対応地域15地域、延べ対応回数34回、延べ対応職員96名
斜里町	斜里町自治基本条例の策定過程
遠軽町	太陽の丘えんがる公園虹のひろばコスモス園での町民ボランティアによる除草作業
白老町	集会施設の新設において、構想段階から住民が参加し、管理運営についても地域住民による管理運営委員会が指定管理者として施設の管理を行っている
安平町	今後、制定する条例に基づき取り組みを推進する
むかわ町	本年度から条例が施行されているため、現段階で事例なし
音更町	重要な計画の策定などについて、常に町民目線を意識した施策を立案するようになった
清水町	総合計画の策定、まちづくり基本条例の策定
芽室町	自治基本条例の制定

Ⅸ. 市民参加を推進する上での課題(解決したい問題点) (設問自由記述)

(1)市の場合(1/2)

札幌市	市政への市民参加を促進するため、事業実施にあたってはこれまで以上に多様な参加手法を取り入れるとともに、市民が参加しやすい環境づくりを進める必要がある
室蘭市	H23年度より、ワークショップを取り入れた市民参加による政策形成に力を入れているが、ほぼすべてを自前で行っているため、ノウハウの蓄積が課題となっている
釧路市	雇用先の確保、子育て支援環境の整備、地域コミュニティの維持、学力向上、地域公共交通機関の維持、都市景観の保全、環境美化、地域間交流の促進、ホスピタリティの醸成、地産地消による域内循環促進、地域の将来を担う人材育成、公共施設の維持、中心市街地の活性化、防犯防火防災
帯広市	・参加に関する情報提供の充実、市民の関心や参加意識の向上が必要 ・参加機会の充実など、一層の取り組みが必要 ・参加者の固定化や高齢化がみられ、幅広い市民の参加の促進が必要
北見市	住民投票制度の整備、パブリックコメントの制度化
三笠市	人口減少や高齢化などにより、リーダー的な人材が不足している地域もあり人材の育成及び確保が課題
登別市	市民参加による施策の推進は、協働のまちづくりを進めるうえで重要であり、当市においても取り入れています。協働のまちづくりを推進し市民自治の実現を図ることを目的とする「登別市まちづくり基本条例」の理念が市全体に浸透しておらず、条例の目的を達成するための役割や責任に対する認識も薄いため、市民を含めた市全体の意識の底上げを図ることが必要と考えています
伊達市	市民参加に対する庁内職員の意識の向上
北広島市	①参加者の固定化、特定化 ②効率性の問題 ③成熟した議論が難しい ④補助金制度の周知や制度の見直し検討
石狩市	市民参加手続の運用は安定しているので、今後は市民参加制度全体について、効率面に配慮しながら、職員・市民双方にとって効果的な運用を探っていく必要があると思われる

(2) 町村の場合

福島町	まちづくり基本条例を制定し、まちづくりに町民が参画する機会を保障しているが、現状では参画する町民が少ないため、町民のまちづくりへの参画に対する意識高揚を図ることが課題である
八雲町	・町民活動団体等の情報集約、各団体間の連携強化 ・情報の共有手段の改善（行政から町民だけではなく、町民から行政といった、情報共有、伝達手段の構築） ・町民参加のより一層の向上（まちづくりに対する意識の向上） ・情報共有や町民参加について、職員のより一層の意識改善
京極町	まちづくりの主役であるという意識がけ。（消費者意識の払拭）
南幌町	今後の課題 ・一部の住民に偏らずに、幅広い層の住民の積極的な参加を促すこと。 また、そのための周知方法・情報発信の仕方の見直し。 解決したい課題 ・自主防災組織の設置
上富良野町	課題としては、職員の協働に対する意識向上が必要。 これから、研修や講演内容について、要検討
礼文町	人口減少と高齢化
白老町	住民参加に係る全庁的な意識啓発および情報共有が必要と考えられる。また、住民との情報共有も重要と考える。住民参加の窓口を一本化し、組織体制を強化したい
むかわ町	庁内体制の確立
音更町	町民への効果的な情報提供を行うなど、町民がより町政に参加しやすくなる仕組みづくりが必要である
清水町	町民参加の関心度を向上させる方策。取り組み方
芽室町	参加する町民が限られている
大樹町	小規模自治体のため、積極的にまちづくり等への参画を求める住民が少ない。市民参加型審議会と住民代表である議会による審議の明確な線引きが困難
浦幌町	本町では、高齢化が進んでいるため「パブリックコメント」のようなカタカナ表記やあるいは、メールを使つての意見・質疑について現実的ではないと感じています。 そこで、昨年より「町民参加条例」の制度説明や、地域との意見交換を目的とした「まちづくり出張説明会」を開催しています。昨年は58ある行政区中50の行政区にお伺いし、それぞれの地域課題や要望等について話し合いをすることができました。 我が町の場合は、条例や要綱は難しいととらわれがちで、パブコメで意見を出してくる方はほとんどいませんが、上記の説明会だといろいろなご意見をいただくことができました。いただいたご意見は、役場に持ち帰り担当課と協議した上で後日、回答をしています。 やや泥臭いかもしれませんが、デスクで町民からの意見を待つよりも、足を使って地域に 出向く方が、町民の方を交えたまちづくりにつながるのではないかなと思っています。 今年は、行政区に加えて、老人クラブ等のグループも対象にしながら説明会を開催しています。いずれにしても、やるからには継続することが最大の課題だと感じています。
別海町	町民への効果的な情報提供と町民が町政により参加しやすくなるような仕組みづくり
中標津町	パブリックコメントを実施しても意見等がほとんど無いこと

X. 補足設問

1. NPO等の活動を支援する中間支援組織の有無等

(新しい公共を担うNPO等を支援する中間支援組織が、地域にあることが重要との考えに基づき、調査した)

(1) 市におけるNPO等の活動を支援する中間支援組織の有無

項目	回答数	比率
あり	9	32%
なし	16	57%
検討中	3	11%
計	28	100%

(注1) 検討中は室蘭市、江別市、恵庭市

(注2) 市の回答数28

(注3) NPO等の等は市民活動団体(サークル)・社会福祉協議会を指す

(2) 市における中間支援組織が拠点としている施設の設置・運営等形態

	市	設置形態	運営形態	条例有無
1	札幌市	公設	民営	有
2	函館市	公設	民営	有
3	旭川市	民設	民営	無
4	釧路市	公設	公営	有
5	帯広市	公設	公営	有
6	北見市	民設	民営	無
7	江別市	民設	民営	無
8	登別市	公設	民営	有
9	石狩市	公設	民営	有

(3) 町村におけるNPO等の活動を支援する中間支援組織の有無

項目	回答数	比率
あり	2	3%
なし	69	92%
検討中	3	4%
無記入	1	1%
計	75	100%

(注1) 検討中は寿都町・栗山町・釧路町

(注2) 町村の回答数75

(4) 町村における中間支援組織が拠点としている施設の設置・運営等形態

	市	設置形態	運営形態	条例有無
1	白老町	公設	民営	無
2	芽室町	公設	民営	無

コメント:

地域における自治では、地域課題である高齢化や子育て支援といった活動をしているNPOと市町村がどのように役割分担ができるかにかかっている。さらに、地域社会の自治の一部を担うNPO等が地域に定着するかどうかは、NPO等を支援する中間支援組織の存在が重要である。今回の調査では、中間支援組織の有無を調査した。中間支援組織ありは、市の9市32%(31%)、町村の2町村3%(4%)であった。調査結果は2011年調査とほとんど変化がない結果であった。

特に、町村ではNPOそのものが少ない実態はあるが、町村とNPO・住民が協力して中間支援組織を立ち上げ、NPO同士やNPOと住民、住民同士を結び付ける活動を通じ、地域の自治を守り抜く活動が待たれる。

注:()は2011年の調査結果

2. 行政と定期的に情報共有を行っている団体

(行政が、行政課題や地域課題を、どんな団体と共有を行っているかを調査した)

(1)行政(市)と定期的に情報共有を行っている団体(市の回答数28)

NO	団体名	回答数	比率
1	連合町内会	25	89%
2	NPO	18	64%
3	社会福祉協議会	24	86%
4	その他	19	68%
5	なし	1	4%

(注)NO1～5の団体から市が定期的に情報共有している団体を複数選択し回答

(2)行政(町村)と定期的に情報共有を行っている団体(町村の回答数73)

NO	団体名	回答数	比率
1	連合町内会	60	82%
2	NPO	14	19%
3	社会福祉協議会	63	86%
4	その他	40	55%
5	なし	5	7%

(注)NO1～5の団体から町村が定期的に情報共有している団体を複数選択し回答

コメント: 連合町内会と定期的に情報共有しているは、市は89%(94%)、町村は82%(82%)と、若干市の方が町内会を活用している。NPOとの定期的情報共有は、市は64%(50%)、町村は19%(19%)と、町村はNPOの数が少ないことから課題共有の対象とほとんど見なしていない。社会福祉協議会との定期的情報共有は、市は86%(81%)、町村は86%(74%)と、市も町村も社会福祉協議会と課題共有をしている。市は地域社会との定期的情報共有の順は連合町内会、社会福祉協議会、その他、NPOの順であったが、町村は社会福祉協議会、連合町内会、その他、NPOの順と人口規模によって、担い手が異なることと、NPOへの地域社会における信頼度が低いことがうかがえる。

注:()は2011年の調査結果

3. 行政が行っているNPO等への活動支援内容

(行政がNPO等へ行っている支援の内容を調査した)

(1)行政(市)が行っているNPO等への活動支援内容(市の回答数27)

NO	支援内容	回答数	比率
1	補助・助成金による資金援助	20	74%
2	事業委託(指定管理者等)	17	61%
3	活動の場の提供	15	56%
4	事業共催・後援	17	61%
5	その他	4	15%
6	なし	2	7%

(注)NO1～6の支援内容から市が行っているNPO等への支援内容を複数選択し回答

(2)行政(町村)が行っているNPO等への活動支援内容(町村の回答数72)

NO	支援内容	回答数	比率
1	補助・助成金による資金援助	25	35%
2	事業委託(指定管理者等)	32	44%
3	活動の場の提供	24	33%
4	事業共催・後援	33	46%
5	その他	4	6%
6	なし	16	22%

(注)NO1～6の支援内容から町村が行っているNPO等への支援内容を複数選択し回答

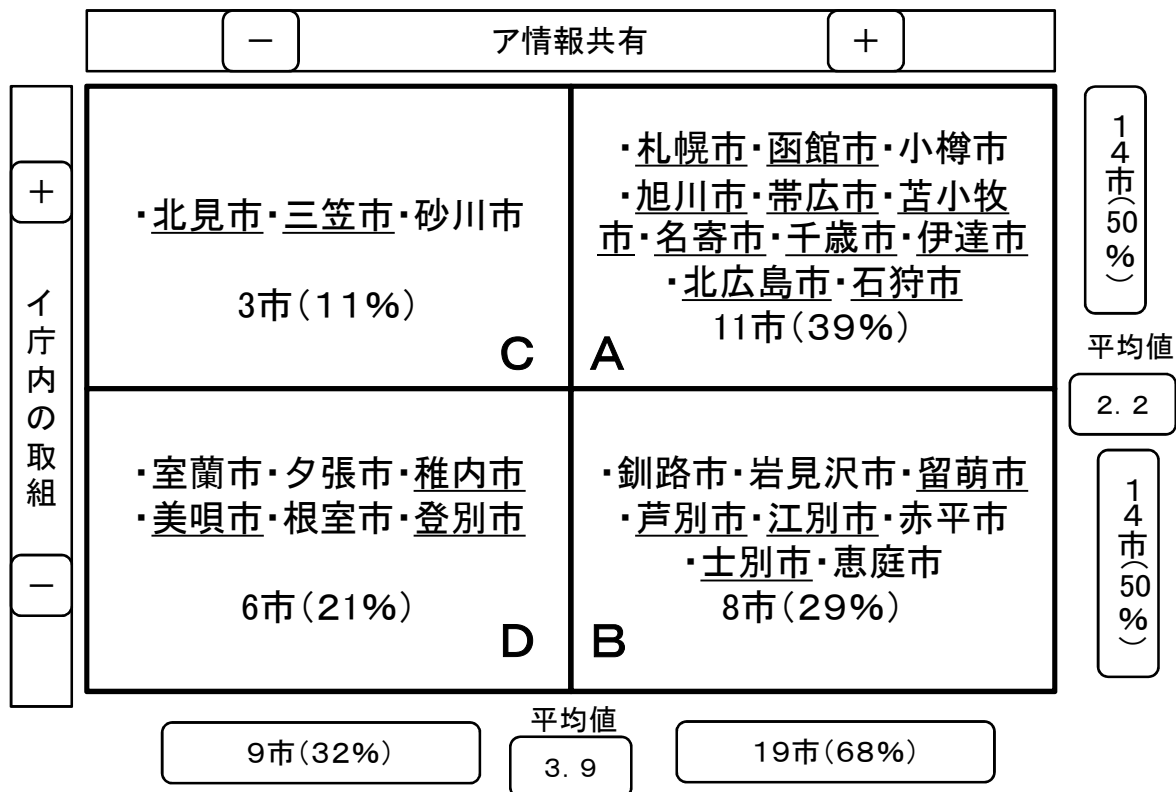
コメント: 市町村がNPO等にどのような支援活動を行っているかを、市と町村で比較してみた。市の1番は補助・助成金(2011年度は指定管理者等事業委託)で、町村の1番は事業共催・後援(2011年度は補助・助成金)であった。これは、市は、事業委託から直接お金の補助に軸足を移しているのに対し、町村では、直接お金の補助からお金のかからない事業共催・後援に軸足を移していることがわかる。

11. ポジショニング

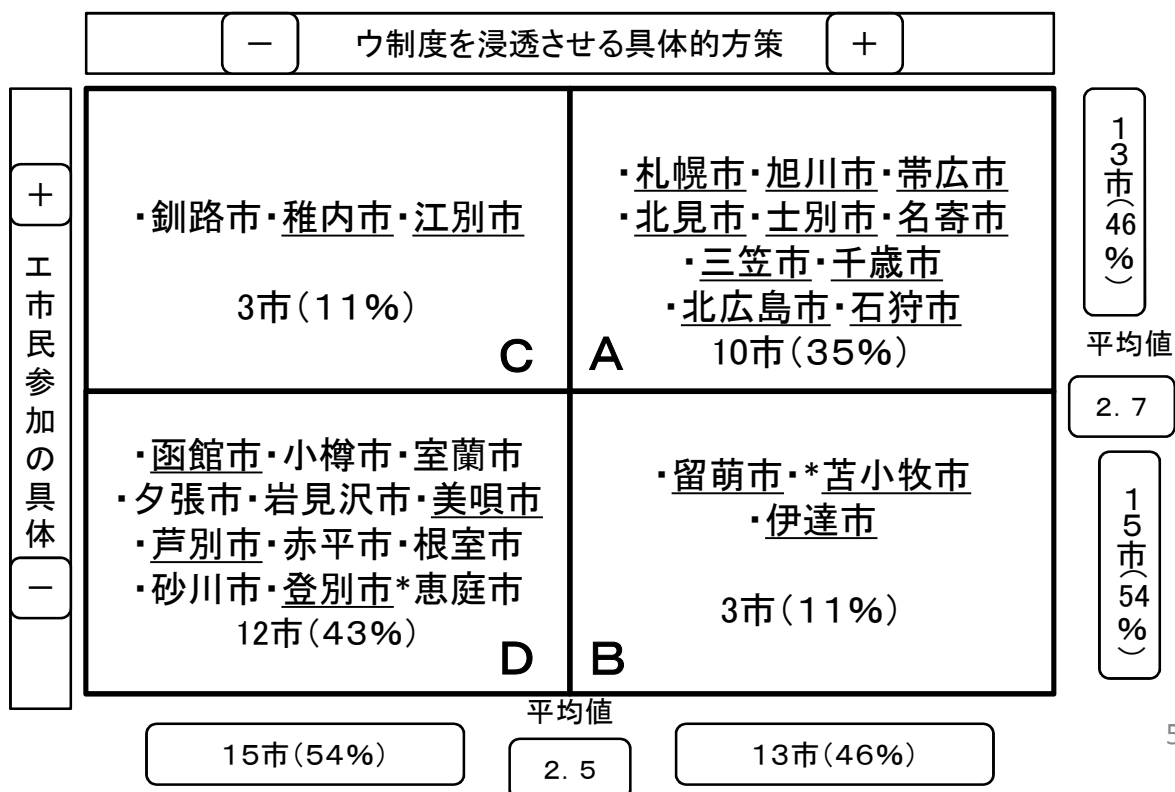
(注)アンダーラインは自治基本条例・参加条例制定市

1. 市のポジショニング

ア:情報共有とイ:庁内の取組に見る市のポジショニング

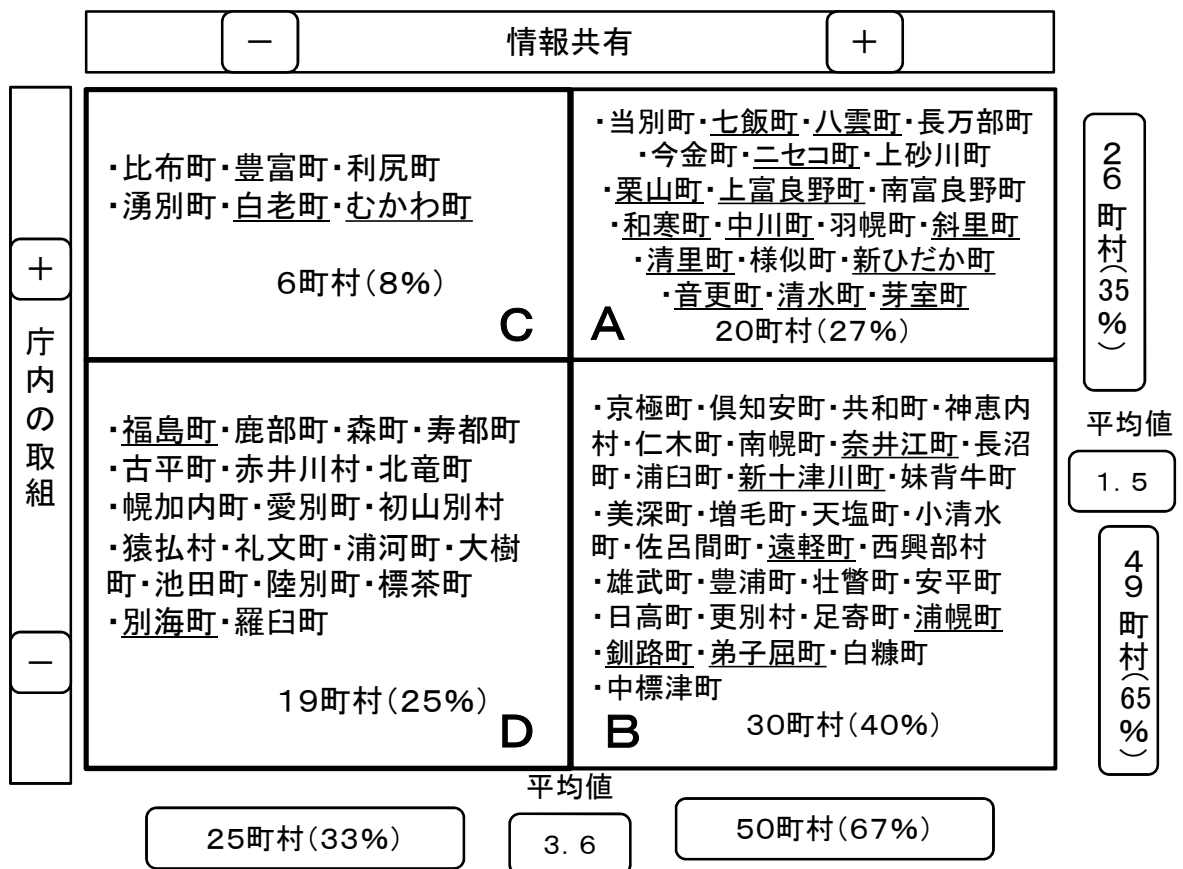


ウ:制度を浸透させる具体的方策とエ:市民参加の具体に見る市のポジショニング

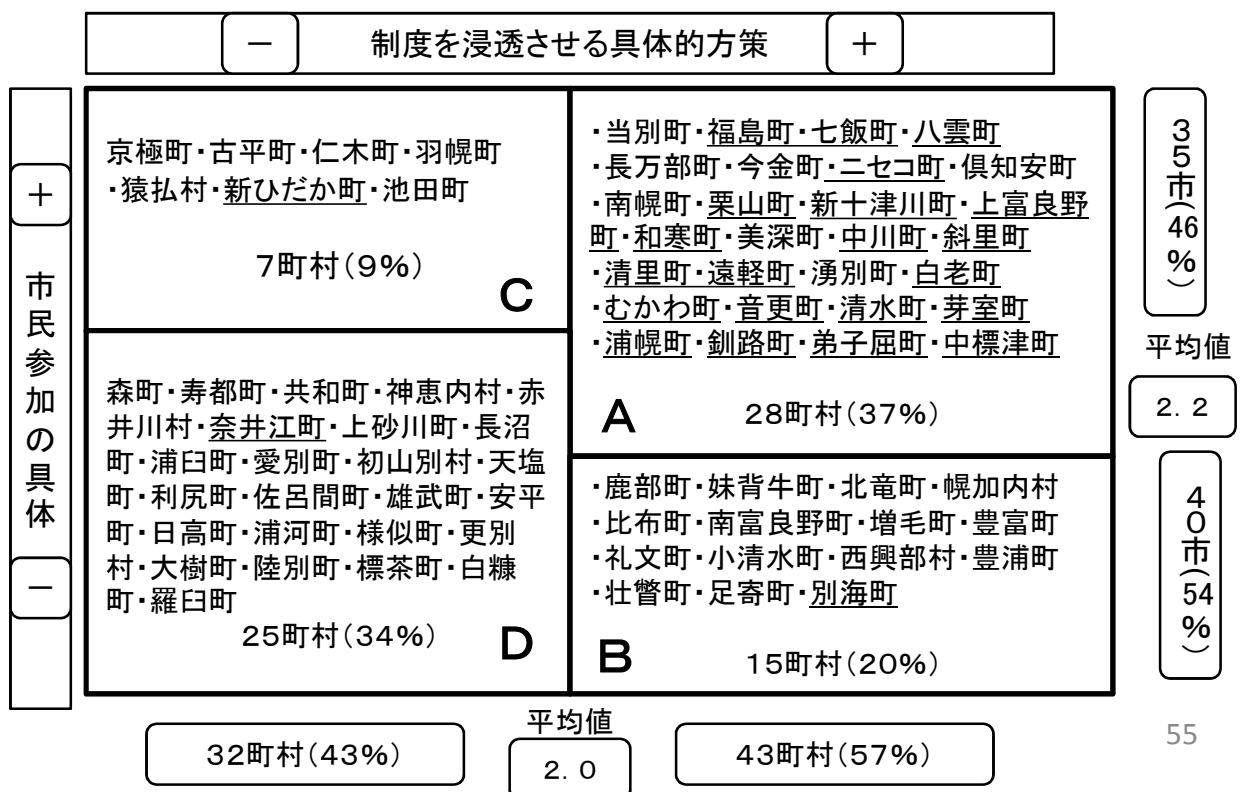


2. 町村のポジショニング (注)アンダーラインは自治基本条例・参加条例制定町村

情報共有と庁内の取組に見る町村のポジショニング



制度を浸透させる具体的方策と市民参加の具体に見る町村のポジショニング



ポジショニングのコメント

- Aゾーン: ア情報共有とイ庁内の取組及びウ制度を浸透させる具体的方策とエ市民参加の具体(総合計画、行政評価、地域社会への市民参加)が平均以上(維持する努力必要)
- Bゾーン: ア情報共有とウ制度を浸透させる具体的方策は平均以上ではあるが、イ庁内の取組とエ市民参加の具体が平均以下(弱点を抱えている。改善必要)
- Cゾーン: イ庁内の取組とエ市民参加の具体は平均以上ではあるが、ア情報共有とウ制度を浸透させる具体的方策が平均以下(弱点を抱えている。改善必要)
- Dゾーン: : ア情報共有とイ庁内の取組及びウ制度を浸透させる具体的方策とエ市民参加の具体が平均以下(全面的改善が必要)

(1)市のポジショニングコメント 注:()は2011年の調査結果

①市の「ア情報共有」と「イ庁内の取組」のポジショニング

ア情報共有が平均以上が68%(69%)と、市の情報共有に取組んでいる比率が高い。一方、イ庁内の取組は平均以上が50%(53%)と平均的取組となっている。2011年調査と比較するとほとんど変がない。Aゾーン11市のうち10市《91%》が自治基本条例・市民参加条例施行市であった。ただ、Dゾーンに自治基本条例・市民参加条例施行市が3市ある。

②市の「ウ制度を浸透させる具体的方策」と「エ市民参加の具体」のポジショニング

ウ制度を浸透させる具体的方策は平均以上が46%(38%)、エ市民参加の具体は平均以上が46%(37%)と、いずれも、平均的取組となっている。2011年調査と比較すると上昇傾向にある。Aゾーン10市中10市《100%》が自治基本条例・市民参加条例施行市であった。ただ、Dゾーンに自治基本条例・市民参加条例施行市が4市ある。特に、Dゾーンに43%の市が集中しており、市民参加の具体的取組が効果を発揮していないことを表している。

③市のポジショニングコメント

「ア情報共有」と「イ庁内の取組」及び「ウ制度を浸透させる具体的方策」と「エ市民参加の具体」のすべてが、Aゾーンであった市は、7市《25%》のみであった。

(2)町村のポジショニングコメント 注:()は2011年の調査結果

①町村の「ア町村の情報共有」と「イ庁内の取組」のポジショニング

「ア情報共有」が平均以上が67%(56%)、一方、「イ庁内の取組」は平均以上が35%(28%)と、町村の「イ庁内の取組」の比率が低い。この傾向は2011年調査と同じ傾向であった。Aゾーンの20町村中13町村《65%》が自治基本条例・市民参加条例施行市であった。ただ、Dゾーンに自治基本条例・市民参加条例施行町村が2町村あった。

②町村の「ウ制度を浸透させる具体的方策」と「エ市民参加の具体」のポジショニング

「ウ制度を浸透させる具体的方策」は平均以上が57%(47%)、「エ市民参加の具体」は平均以上が46%(45%)と、「エ市民参加の具体」の取組が低い。Aゾーンの28町村中21町村《72%》が自治基本条例・市民参加条例施行市でした。ただ、Dゾーンに自治基本条例・市民参加条例施行町村が1町村ある。特に、Dゾーンに34%(35%)の町村が集中しており、市民参加の具体的取組が効果を発揮していないことを表している。この傾向は2011年調査と変化がない。

③町村のポジショニングコメント

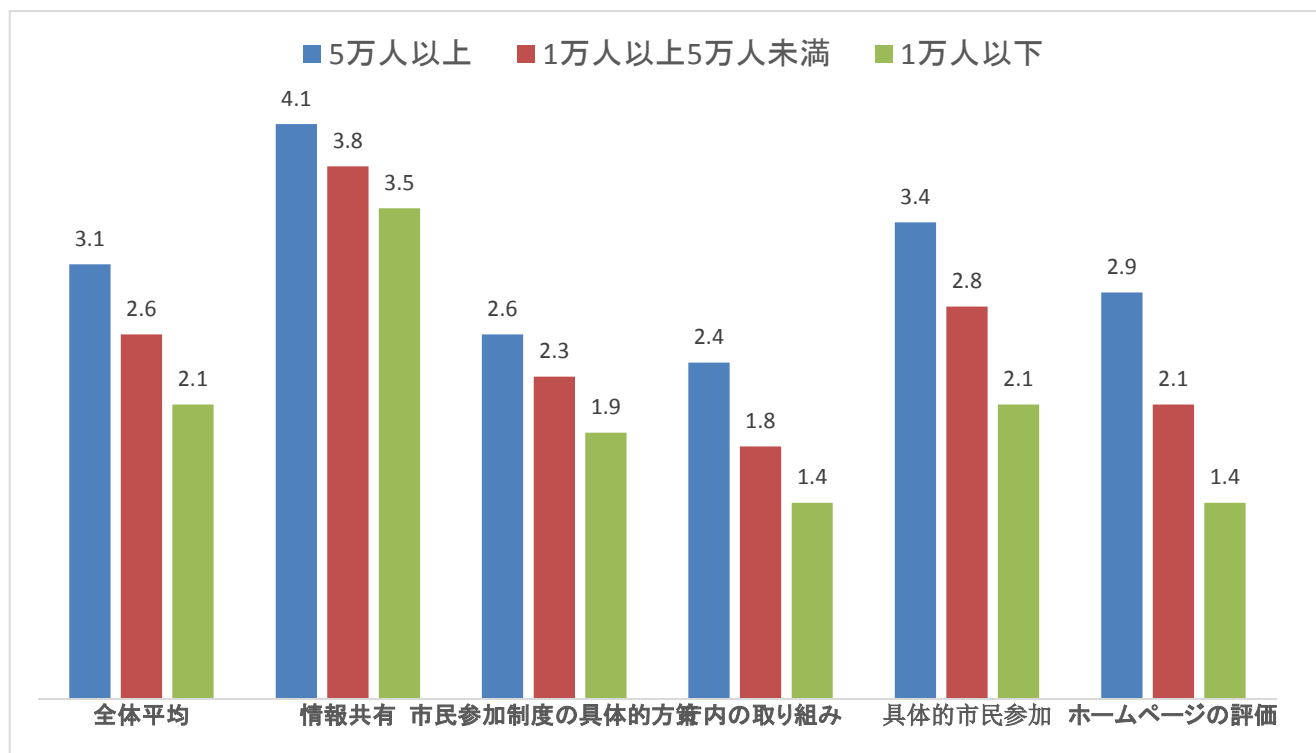
「ア情報共有」と「イ庁内の取組」及び「ウ制度を浸透させる具体的方策」と「エ市民参加の具体」が、すべて、Aゾーンであった町村は15町村《20%》のみであった。

12. 人口規模での情報共有と市民参加の関係

(1) 人口規模別の情報共有と市民参加の現状

人口規模	現在の市町村数	構成比	項目	全体平均	情報共有	の市民参加制度	庁内の取り組み	具体的市民参加	ホームページの評価
5万人以上	16	9%	評価値	3.1	4.1	2.6	2.4	3.4	2.9
			倍率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
1万人以上5万人未満	43	24%	評価値	2.6	3.8	2.3	1.8	2.8	2.1
			倍率	0.84	0.93	0.88	0.75	0.82	0.72
1万人以下	120	67%	評価値	2.1	3.5	1.9	1.4	2.1	1.4
			倍率	0.7	0.9	0.7	0.6	0.6	0.5

(注)現在の市町村数は平成25年3月31日現在(住民基本台帳ネットワークシステムより)



コメント:人口規模が小さくなるにしたがって、それぞれの項目の評価が下がる。人口規模が小さくなれば、情報共有と市民参加(自治)も縮小する。人口規模が情報共有と市民参加(自治)を可能とする環境を与えているように見える。特に、ホームページ、庁内の取組、具体的市民参加ではかなりの差が確認できる。北海道は1万人以下の市町村数の構成比は67%と高く、情報共有と市民参加(自治)の縮小が広範にわたっている。

13. H23とH25とのデータ比較

1. H20年・H23年・H25年の35市における情報共有と市民参加の環境調査結果比較

自治体名		2(2) 3(1) 3(2) 3(3) 3(4) 3(5)							4(1) 4(2) 4(3)			5(1) 5(2) 5(3)			6(1)		差 (H23 とH25 の差)	評価				
大項目		制度を浸透させるための具体的方策							制度が効果的に活用されるための庁内の取り組み			総合計画と行政評価、地域社会への市民参加			ホームページの活用	平均			合計			
小項目		実施年	行政情報発信	市民参加手法の整備	審議会委員の公募委員選任	審議会委員への女性登用	審議会委員選考機関への市民参加	ふりかえり	平均	市民参加の庁内体制	職員の育成	庁内での事例活用	平均	総合計画への市民参加						行政評価への市民参加	地域社会への市民参加	平均
1	札幌市	H20	4	4	2	4	2	3	3.2	4	5	5	4.7	4	4	3	3.7	3	3.6	47	-1	→
		H23	5	4	2	4	2	4	3.5	4	3	4	3.7	5	4	3	4.0	4	3.8	48		
		H25	4	4	2	4	2	4	3.3	4	3	4	3.7	5	5	3	4.3	3	3.6	47		
2	函館市	H20	5	3	3	3	1	1	2.7	2	2	2	2.0	5	2	1	2.7	2	2.3	32	4	↗
		H23	4	3	2	2	1	1	2.2	3	2	2	2.3	5	1	1	2.3	2	2.2	29		
		H25	4	4	2	3	1	1	2.5	3	2	2	2.3	5	3	1	3.0	2	2.5	33		
3	小樽市	H20	4	3	2	4	1	1	2.5	1	1	2	1.3	3	1	1	1.7	1	1.6	25	2	→
		H23	4	4	2	4	1	1	2.7	2	3	2	2.3	5	1	1	2.3	2	2.3	32		
		H25	4	4	2	4	1	1	2.7	2	3	2	2.3	5	3	1	3.0	2	2.5	34		
4	旭川市	H20	4	4	2	4	2	5	3.5	3	3	3	3.0	4	4	1	3.0	5	3.6	44	-6	↘
		H23	5	3	3	4	1	4	3.3	5	3	2	3.3	5	5	3	4.3	2	3.3	45		
		H25	5	3	2	4	1	4	3.2	3	3	2	2.7	5	2	3	3.3	2	2.8	39		
5	室蘭市	H20	2	2	2	2	1	1	1.7	2	1	2	1.7	2	2	1	1.7	1	1.5	21	-4	↘
		H23	4	3	2	3	1	3	2.7	3	2	3	2.7	2	5	1	2.7	3	2.8	35		
		H25	3	3	2	3	1	2	2.3	3	2	1	2.0	2	5	1	2.7	3	2.5	31		
6	釧路市	H20	3	4	2	4	1	1	2.5	4	2	2	2.7	4	2	4	3.3	5	3.4	38	2	→
		H23	4	3	2	2	2	2	2.5	3	3	1	2.3	4	2	1	2.3	2	2.3	31		
		H25	3	4	2	3	1	2	2.5	3	2	1	2.0	5	2	4	3.7	1	2.3	33		
7	帯広市	H20	3	3	2	4	1	2	2.5	4	3	4	3.7	5	2	1	2.7	3	3.0	37	11	↗
		H23	5	4	2	4	1	2	3.0	3	2	1	2.0	5	2	1	2.7	2	2.4	34		
		H25	5	4	2	4	2	5	3.7	4	3	4	3.7	5	2	3	3.3	2	3.2	45		
8	北見市	H20	4	3	2	2	1	1	2.2	1	2	2	1.7	4	4	4	4.0	1	2.2	31	-6	↘
		H23	5	4	2	4	3	3	3.5	3	3	3	3.0	5	4	5	4.7	2	3.3	46		
		H25	3	4	2	4	2	2	2.8	3	3	2	2.7	5	4	4	4.3	2	3.0	40		
9	夕張市	H20																				
		H23																				
		H25	3	3	1	2	1	2	2.0	1	1	1	1.0	1	1	1	1.0	1	1.3	19		
10	岩見沢市	H20	3	3	2	3	1	1	2.2	1	3	2	2.0	4	1	1	2.0	1	1.8	26	1	→
		H23	4	3	2	2	1	1	2.2	2	1	1	1.3	4	2	1	2.3	2	2.0	26		
		H25	3	3	2	2	1	2	2.2	2	1	1	1.3	4	1	4	3.0	1	1.9	27		
11	網走市	H20	2	2	2	3	1	1	1.8	2	2	2	2.0	3	2	1	2.0	1	1.7	24		
		H23																				
		H25																				
12	留萌市	H20																				
		H23	3	3	2	2	2	2	2.3	2	1	1	1.3	4	2	1	2.3	1	1.8	26	5	↗
		H25	3	3	2	4	2	2	2.7	2	2	1	1.7	5	2	1	2.7	2	2.3	31		
13	苫小牧市	H20	4	3	2	3	1	4	2.8	2	3	2	2.3	4	1	1	2.0	2	2.3	32		
		H23	5	4	4	3	1	4	3.5	3	3	1	2.3	5	2	1	2.7	5	3.4	41		
		H25	3	4	2	3	2	4	3.0	3	3	2	2.7	5	2	1	2.7	5	3.3	39		
14	稚内市	H20	3	5	2	3	3	1	2.8	4	3	2	3.0	3	3	3	3.0	3	3.0	38	0	→
		H23	5	3	2	3	3	1	2.8	2	1	1	1.3	5	5	3	4.3	1	2.4	35		
		H25	3	2	2	2	3	2	2.3	2	3	1	2.0	5	5	3	4.3	2	2.7	35		
15	美唄市	H20	4	4	2	2	1	1	2.3	3	3	2	2.7	2	5	1	2.7	2	2.4	32	-3	↘
		H23	4	4	2	3	1	2	2.7	3	2	1	2.0	5	5	1	3.7	1	2.3	34		
		H25	3	4	2	3	1	2	2.5	3	2	1	2.0	5	2	1	2.7	2	2.3	31		
16	芦別市	H20	2	2	2	2	1	1	1.7	2	3	1	2.0	4	1	1	2.0	1	1.7	23	-3	↘
		H23	4	5	2	2	2	2	2.8	2	3	2	2.3	3	2	1	2.0	4	2.8	34		
		H25	4	5	2	2	2	1	2.7	3	1	1	1.7	4	2	1	2.3	3	2.4	31		
17	江別市	H20	4	3	2	3	1	1	2.3	3	3	2	2.7	5	5	4	4.7	2	2.9	38	3	↗
		H23	5	3	2	3	2	1	2.7	2	3	1	2.0	5	5	1	3.7	1	2.3	34		
		H25	5	3	2	3	1	1	2.5	2	3	1	2.0	5	5	1	3.7	5	3.3	37		
18	赤平市	H20	2	2	1	2	1	1	1.5	2	1	1	1.3	2	1	1	1.3	1	1.3	18	-2	→
		H23	4	4	2	4	1	1	2.7	2	1	1	1.3	5	1	1	2.3	1	1.8	28		
		H25	3	1	2	2	1	1	1.7	2	3	1	2.0	5	1	1	2.3	3	2.3	26		
19	紋別市	H20	2	2	2	2	1	1	1.7	1	1	1	1.0	3	1	1	1.7	1	1.3	19		
		H23	3	3	2	2	2	2	2.3	2	2	1	1.7	4	1	1	2.0	1	1.8	26		
		H25																0.0	0			

NO	自治体名		2(2)	3(1)	3(2)	3(3)	3(4)	3(5)		4(1)	4(2)	4(3)		5(1)	5(2)	5(3)		6(1)					
大項目			制度を浸透させるための具体的方策								制度が効果的に活用されるための庁内の取り組み				総合計画と行政評価、地域社会への市民参加								
小項目		実施年	行政情報発信	市民参加手法の整備	審議会委員の公募委員選任	審議会委員への女性登用	審議会委員選考機関への市民参加	ふりかえり	平均	市民参加の庁内体制	職員の育成	庁内での事例活用	平均	総合計画への市民参加	行政評価への市民参加	地域社会への市民参加	平均	ホームページの活用	平均	合計	差 (H23とH25の差)	評価	
20	士別市	H20	3	2	2	4	2	1	2.3	2	1	1	1.3	5	2	3	3.3	1	2.0	29	7		
		H23	4	3	2	4	2	2	2.8	2	1	1	1.3	5	2	1	2.7	3	2.5	32			
		H25	4	4	4	4	1	2	3.2	2	2	1	1.7	5	4	1	3.3	5	3.3	39			
21	名寄市	H20	3	2	2	4	1	1	2.2	2	3	1	2.0	5	1	2	2.7	1	2.0	28	11		
		H23	4	3	2	4	1	1	2.5	1	2	1	1.3	5	2	3	3.3	1	2.0	30			
		H25	4	4	2	3	1	3	2.8	3	3	2	2.7	5	5	3	4.3	3	3.2	41			
22	三笠市	H20	2	1	2	2	1	1	1.5	1	1	1	1.0	2	2	1	1.7	1	1.3	18	2		
		H23	4	3	3	2	2	2	2.7	2	1	2	1.7	5	3	3	3.7	1	2.3	33			
		H25	2	3	2	3	3	2	2.5	2	3	2	2.3	5	3	3	3.7	2	2.6	35			
23	根室市	H20																					
		H23																					
		H25	3	4	1	2	1	2	2.2	2	1	1	1.3	3	2	1	2.0	2	1.9	25			
24	千歳市	H20	2	3	2	4	1	4	2.7	4	4	2	3.3	2	2	1	1.7	1	2.2	32	7		
		H23	4	3	2	2	1	3	2.5	3	2	2	2.3	5	3	1	3.0	2	2.5	33			
		H25	4	3	2	4	1	3	2.8	3	3	4	3.3	5	4	1	3.3	3	3.1	40			
25	滝川市	H20	2	2	4	5	1	1	2.5	2	1	1	1.3	1	3	2	2.0	1	1.7	26			
		H23	5	3	2	3	1	1	2.5	2	1	1	1.3	3	1	2	2.0	1	1.7	26			
		H25																	0.0	0			
26	砂川市	H20	3	3	2	2	2	1	2.2	1	2	2	1.7	5	2	1	2.7	1	1.9	27	5		
		H23	3	3	3	3	2	2	2.7	2	1	1	1.3	5	2	1	2.7	1	1.9	29			
		H25	3	3	2	2	2	2	2.3	4	1	2	2.3	5	2	4	3.7	2	2.6	34			
27	歌志内市	H20																					
		H23	3	3	1	2	1	1	1.8	1	1	1	1.0	5	2	1	2.7	1	1.6	23			
		H25																	0.0	0			
28	深川市	H20	1	2	2	3	1	1	1.7	4	2	2	2.7	2	2	3	2.3	1	1.9	26			
		H23	4	4	2	4	1	1	2.7	1	1	1	1.0	3	1	1	1.7	4	2.3	28			
		H25																	0.0	0			
29	富良野市	H20	5	4	2	3	1	5	3.3	4	3	4	3.7	3	2	1	2.0	5	3.5	42			
		H23	5	3	2	2	1	3	2.7	3	3	2	2.7	5	2	1	2.7	4	3.0	36			
		H25																	0.0	0			
30	登別市	H20	3	2	2	4	1	2	2.3	2	2	2	2.0	3	4	1	2.7	2	2.3	30	-4		
		H23	5	4	2	3	1	2	2.8	2	1	1	1.3	5	2	1	2.7	2	2.2	31			
		H25	4	3	2	2	1	2	2.3	1	1	1	1.0	5	2	1	2.7	2	2.0	27			
31	恵庭市	H20	4	3	3	2	3	1	2.7	2	2	1	1.7	5	2	1	2.7	3	2.5	32	-5		
		H23	5	3	2	4	2	2	3.0	3	2	1	2.0	5	5	2	4.0	2	2.8	38			
		H25	3	3	2	3	2	2	2.5	2	2	1	1.7	5	2	2	3.0	4	2.8	33			
32	伊達市	H20	5	3	2	2	1	4	2.8	4	3	2	3.0	5	1	4	3.3	5	3.5	41	-3		
		H23	5	4	2	3	1	4	3.2	3	1	1	1.7	4	2	1	2.3	5	3.0	36			
		H25	5	3	2	3	1	5	3.2	4	3	2	3.0	4	2	1	2.3	3	2.9	38			
33	北広島市	H20	3	3	5	4	1	1	2.8	4	3	2	3.0	3	4	1	2.7	3	2.9	37	3		
		H23	5	5	2	4	1	4	3.5	3	2	2	2.3	5	5	1	3.7	3	3.1	42			
		H25	5	5	2	4	1	5	3.7	3	3	2	2.7	5	5	1	3.7	4	3.5	45			
34	石狩市	H20	5	4	3	4	1	5	3.7	4	3	4	3.7	5	5	1	3.7	2	3.3	46	-3		
		H23	5	4	3	4	1	5	3.7	4	3	4	3.7	5	5	1	3.7	4	3.8	48			
		H25	5	4	2	4	1	4	3.3	4	3	2	3.0	5	5	2	4.0	4	3.6	45			
35	北斗市	H20	2	2	2	2	2	2	2.0	2	1	2	1.7	3	1	4	2.7	1	1.8	26			
		H23	3	2	1	2	1	1	1.7	2	1	1	1.3	2	1	1	1.3	1	1.3	19			
		H25																	0.0	0			
平均		H20	3.2	2.8	2.2	3.1	1.3	1.8	2.4	2.5	2.3	2.1	2.3	3.5	2.4	1.8	2.6	2.0	2.3	31	2		
		H23	4.3	3.4	2.1	3.0	1.4	2.2	2.8	2.5	1.9	1.6	2.0	4.5	2.7	1.5	2.9	2.2	2.5	33			
		H25	3.7	3.5	2.0	3.1	1.4	2.5	2.7	2.7	2.3	1.7	2.2	4.6	3.0	1.9	3.2	2.7	2.7	35			

(注1) H20年度調査に賛同いただけなかった市は、夕張市、歌志内市、留萌市、根室市であった。

(注2) H23年度調査に賛同いただけなかった市は、夕張市、網走市、根室市であった。

(注3) H25年度調査に賛同いただけなかった市は、網走市、紋別市、滝川市、歌志内市、深川市、富良野市、北斗市であった。

(注4) H20年の調査とH23年の調査の評価項目が異なるので、H20年の評価項目をH23・H25年の評価項目に合わせ評価項目を整理した。

(注5) 「変わらず」(→)は合計値の差が＋－2とした。

2. H23から進展状況分析

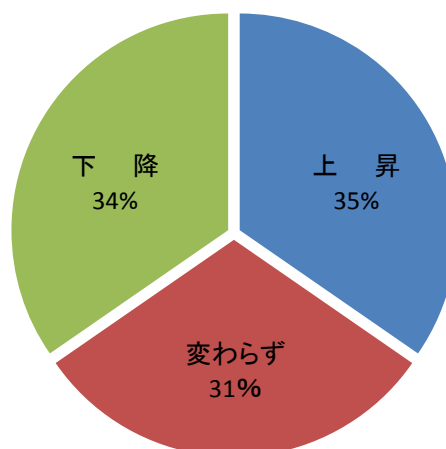
状況	市の数	比率
上昇	9	35%
変わらず	8	31%
下降	9	34%
計	26	100%

(注1)「変わらず」は合計値の差が ± 2 とした

(注2)市の対象数26

コメント

下降の比率(34%)と上昇の比率(35%)がほぼ同じという比較結果から、市民参加の環境はトータルでは変わっていないと言える。



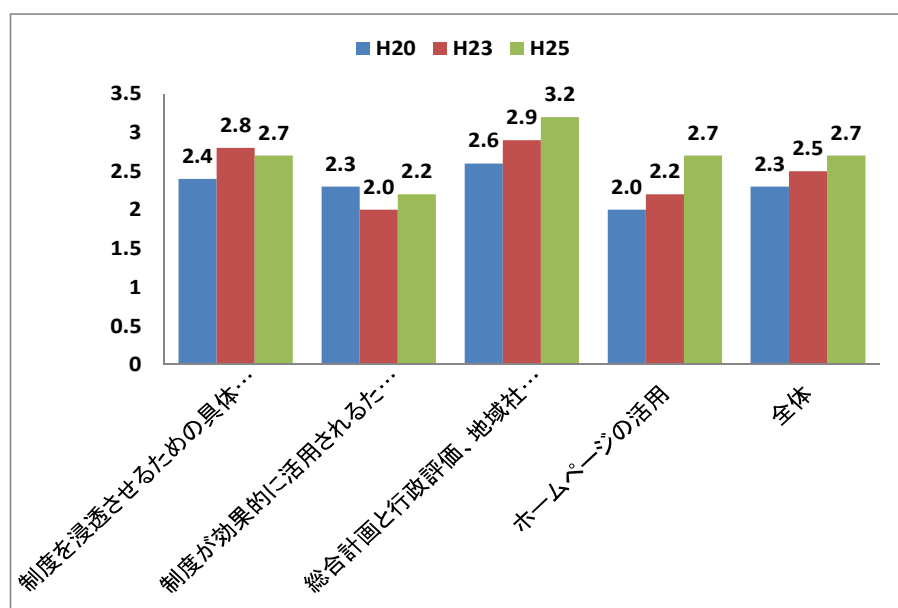
(注)35市中9市は、比較のデータがなかったため、対象市を26市とした。

3. 項目別の進展状況(平均値)

項目	H20	H23	H25
制度を浸透させるための具体的方策	2.4	2.8	2.7
制度が効果的に活用されるための庁内の取り組み	2.3	2.0	2.2
総合計画と行政評価、地域社会への市民参加	2.6	2.9	3.2
ホームページの活用	2.0	2.2	2.7
全体	2.3	2.5	2.7

コメント

H23とH25を比較すると「制度を浸透させるための具体的方策」のみがマイナスを示している。このことは、市民参加制度の運用が形式的になっているのではないかと考えられる。市では全体的に右肩上がりの傾向を示しており、市民参加が進んでいるように見える。

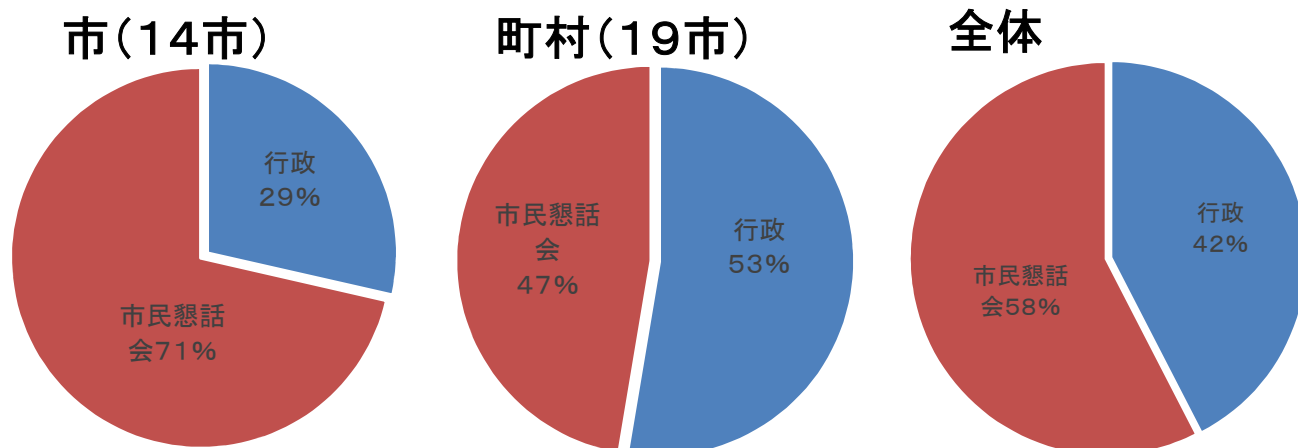


14. 自治基本条例施行後の状況

(1) 自治基本条例素案策定に向けて主導した主体

項目	市	町村	計	比率
行政	4	10	14	42%
市民懇話会	10	9	19	58%
計	14	19	33	100%

(注)今回回答の数値を優先し、ない数値はH22.5実施の調査の数値を使用した。

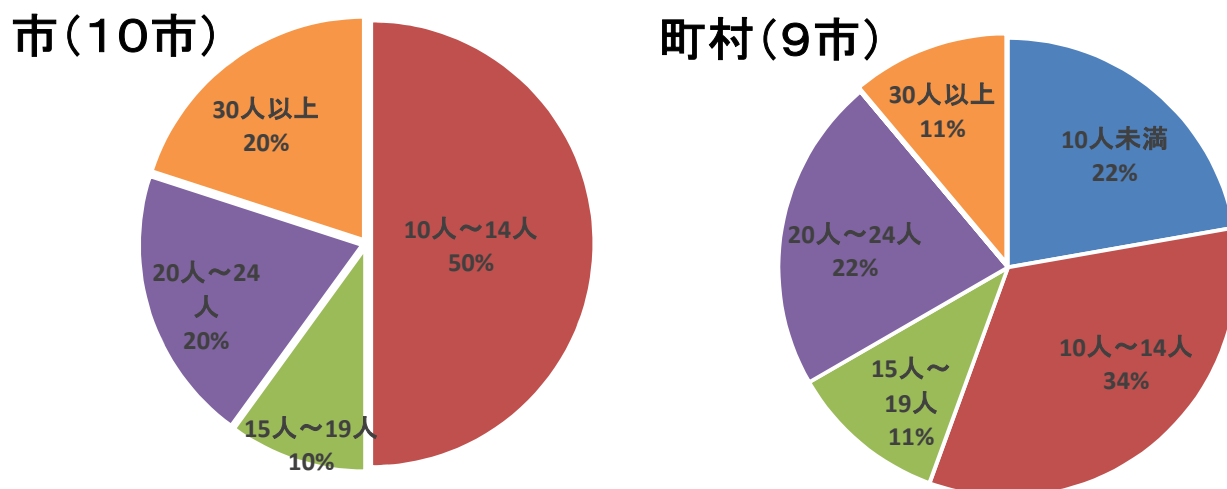


コメント:自治基本条例素案づくりは、市は市民懇話会が、町村は行政が中心となって策定しているようだ。全体では行政が4割、市民懇話会が6割というのが実態である。

(2) 市民懇話会の人数

人数	市	町村	計	比率
10人未満	0	2	2	11%
10人～14人	5	3	8	41%
15人～19人	1	1	2	11%
20人～24人	2	2	4	21%
25人～29人	0	0	0	0%
30人以上	2	1	3	16%
計	10	9	19	100%

(注)今回回答の数値を優先し、ない数値はH22.5実施の調査の数値を使用した。



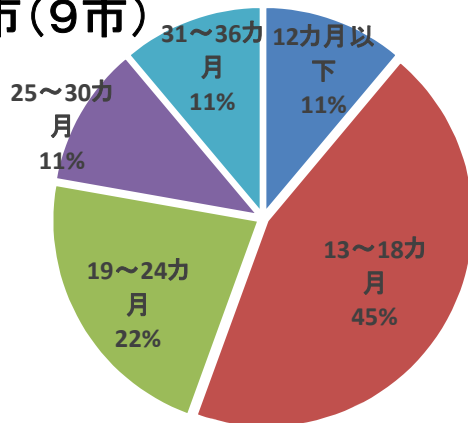
コメント:市民懇話会の人数は、市と町村共に10人～14人が多いようだ。

(3) 市民懇話会の検討期間

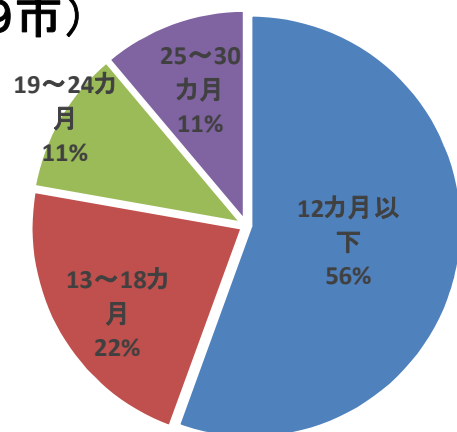
期間	市	町村	計	比率
12カ月以下	1	5	6	33%
13～18カ月	4	2	6	33%
19～24カ月	2	1	3	17%
25～30カ月	1	1	2	11%
31～36カ月	1	0	1	6%
計	9	9	18	100%

(注)今回回答の数値を優先し、ない数値はH22.5実施の調査の数値を使用した。

市(9市)



町村(9市)

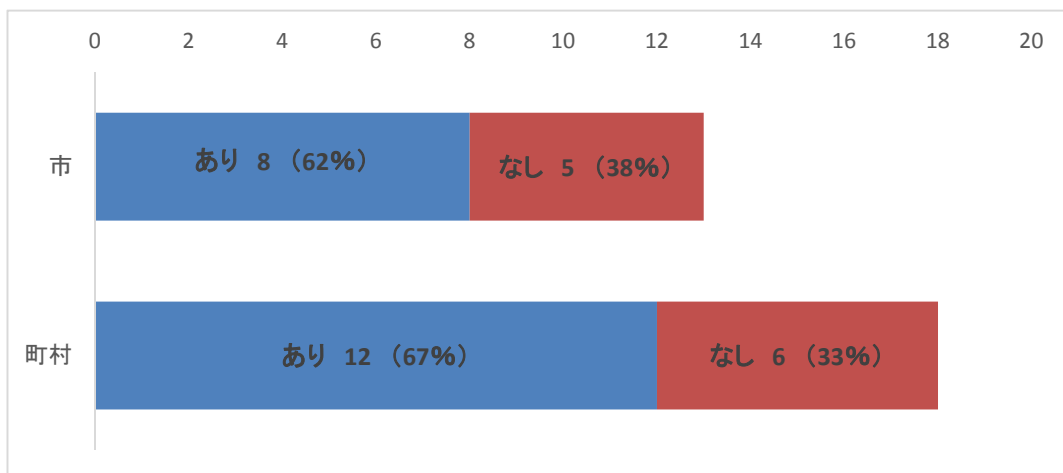


コメント:市民懇話会の設置期間は、市は13～18カ月が、町村は12カ月以下が中心となって策定しているようだ。町村の市民懇話会設置期間は市より短い。

(4) 自治基本条例策定時に議会との対話の有無

議会との対話	市	町村	計	比率
あり	8	12	20	65%
なし	5	6	11	35%
計	13	18	31	100%

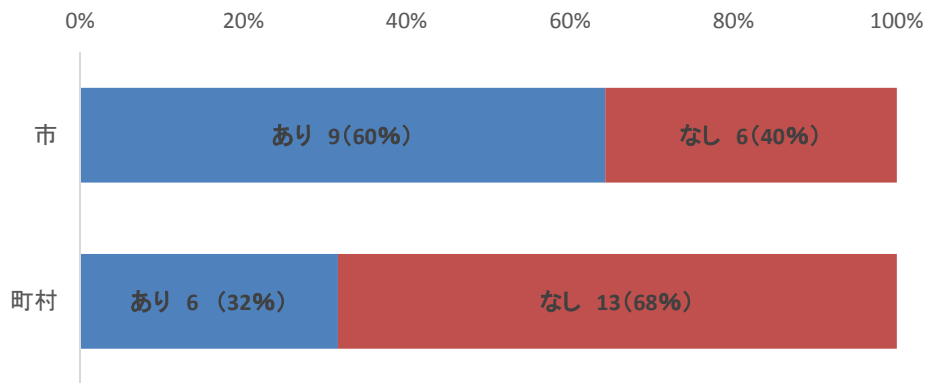
(注)今回回答の数値を優先し、ない数値はH22.5実施の調査の数値を使用した。



コメント:自治基本条例策定時に議会との対話が6割以上が行われている。

(5) 自治基本条例施行後の市民の意識の変化

市民意思の変化	市	町村	計	比率
あり	9	6	15	44%
なし	6	13	19	56%
計	15	19	34	100%



コメント:市民意識の変化は、市と町村では逆の結果となっている。市は変化ありが60%に対し、町村では変化なしが68%と、町村では市民意識の変化が伴っていないようだ。全体では市民意識の変化なしが56%となっている。

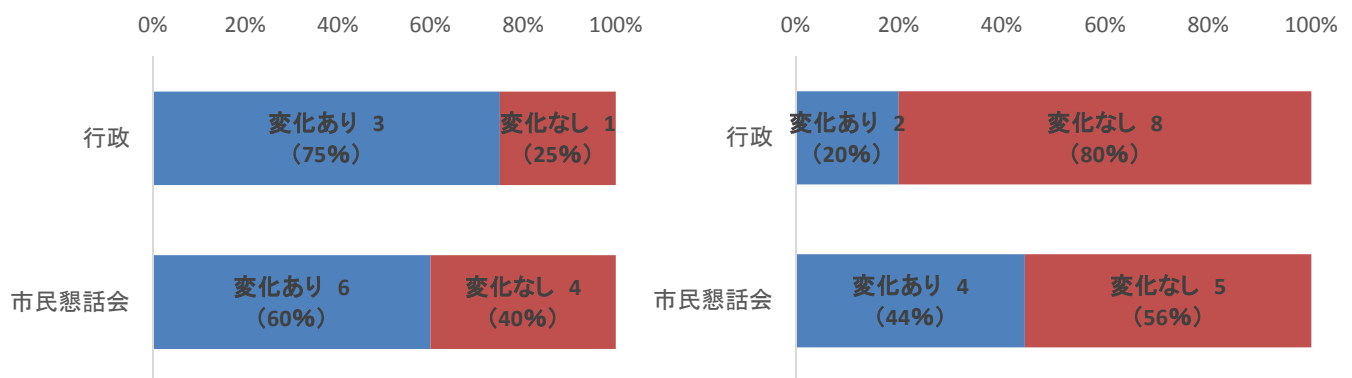
(6) 自治基本条例施行後の市民の意識の変化と策定主体とのクロス

市の場合

作成主体	変化あり	変化なし	計
行政	3	1	4
市民懇話会	6	4	10
計	9	5	14

町村の場合

作成主体	変化あり	変化なし	計
行政	2	8	10
市民懇話会	4	5	9
計	6	13	19

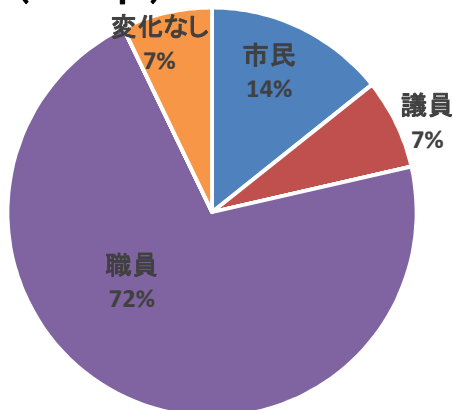


コメント:市民意識の変化は、市では市民の意識の変化なしは市民懇話会が策定した場合が多い。町村では行政が策定した場合の方が市民の意識の変化なしが多い。

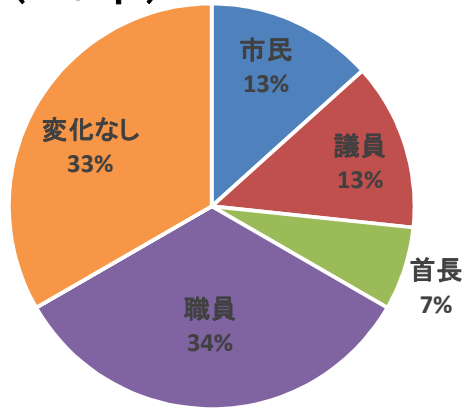
(7) 自治基本条例施行後、一番変化のあった担い手

担い手	市	町村	計	比率
市民	2	2	4	14%
議員	1	2	3	10%
首長	0	1	1	3%
職員	10	5	15	52%
その他	0	0	0	0%
変化なし	1	5	6	21%
計	14	15	29	100%

市(14市)



町村(15市)

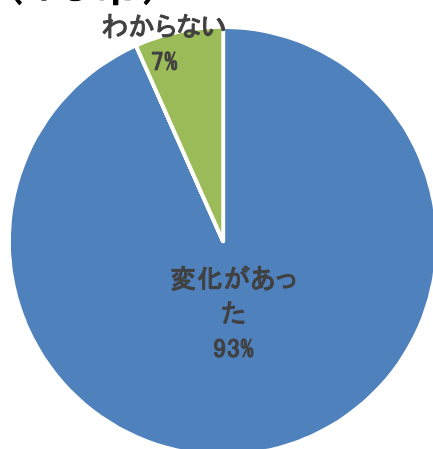


コメント: 自治基本条例施行後、一番変化のあった担い手は、市では「職員」が72%と一番変化があった。町村では「職員」と「変化なし」が67%であった。自治基本条例制定による一番の影響は行政職員であることは理解できる。しかし、町村で「変化なし」が33%と多いということは、市民や職員への施行された自治基本条例の周知が継続的でないためや自治基本条例による運用がされていないことから「変化なし」が多い結果になったのではないかな。

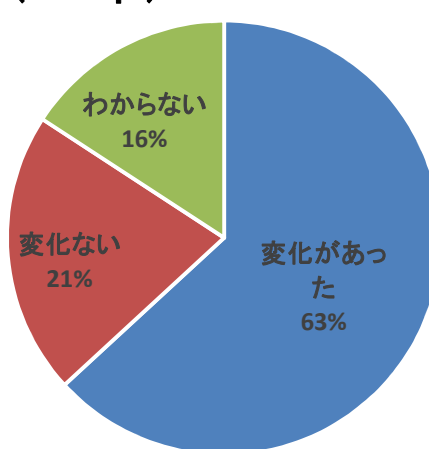
(8) 行政(役所)の変化

行政の変化	市	町村	計	比率
変化があった	14	12	26	76%
変化ない	0	4	4	12%
わからない	1	3	4	12%
計	15	19	34	100%

市(15市)



町村(19市)



コメント: 自治基本条例施行後、行政の変化については、市の93%が、また、町村の63%が変わったと答えている。町村の21%が「変化ない」と答えている。

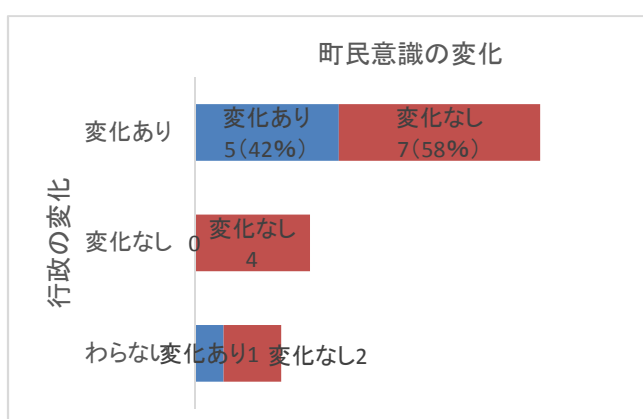
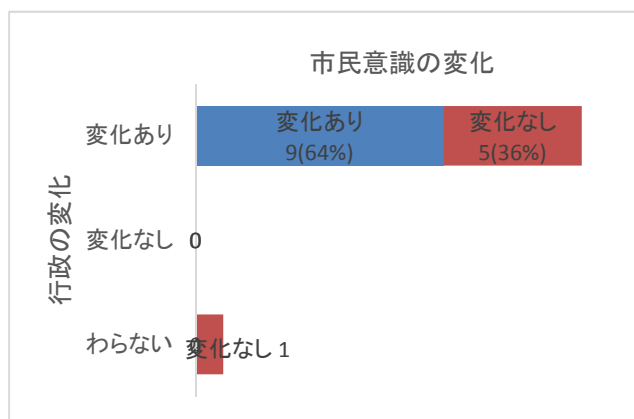
(9) 行政の変化と市民意識の変化のクロス

市の場合

クロス	市民意識の変化		計
	変化あり	変化なし	
行政の変化 変化あり	9	5	14
変化なし	0	0	0
わからない	0	1	1
計	9	6	15

町村の場合

クロス	町民意識の変化		計
	変化あり	変化なし	
行政の変化 変化あり	5	7	12
変化なし	0	4	4
わからない	1	2	3
計	6	13	19



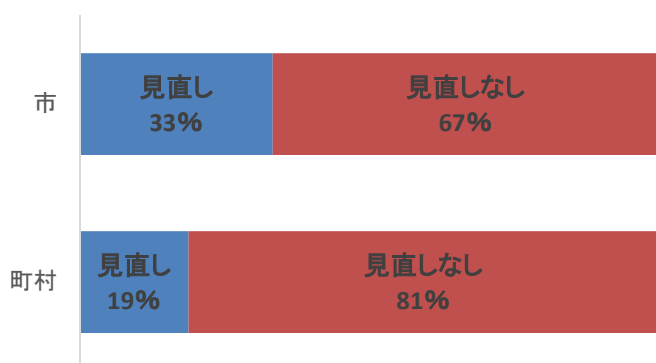
コメント: 行政の変化あり(自分は変化した)で、市民の変化ありは、市の64%、町村の42%であり、逆に、行政の変化ありで、市民の変化なしは、市の36%、町村の58%と町村には俺ら行政は変わろうとしているのに、お前ら町民は変わろうとしていないという不満があるように思える。また、行政の変化なしに対し、町民意識の変化もないが21%(4/19)と自治基本条例への期待を初めからしていないというようにとれる。

(10) 自治基本条例施行後、見直しの実施状況

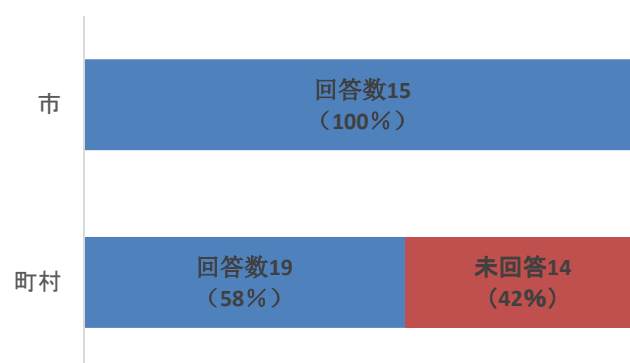
項目	市	町村	計
見直しあり	5	3	8
見直しなし	10	13	23
計	15	16	31

(11) 自治基本条例施行数(H25.4現在)と回答数

項目	施行数	回答数	回答率
市	15	15	100%
町村	33	19	58%
計	48	34	71%



コメント: 市の見直しが町村より行われていることがわかる。



コメント: 自治基本条例施行の市は100%回答があったが、町村は58%の回答であった。町村の回答率が低い。

(12) 自治基本条例施行自治体の市民意識及び行政の変化

市民意識の変化

市	市民意識の変化	市民意識の変化の内容
札幌市	変化があった	ごみの減量化など、市民一人ひとりがまちづくりの当事者であるという意識をもち、取り組むことができています
函館市	変化があった	条例素案策定過程において、ワークショップやフォーラムを開催し、多数の市民が参加していることから、市民自治への意識は条例施行前より確実に高まっているとは思いますが、市民意識についてのアンケート調査など、具体的な変化の追跡まではできていない
帯広市	変化がない	条例の主旨が浸透するまでには、時間を要するため
北見市	変化があった	市民活動団体が増加傾向にある
留萌市	変化がない	効果的な意識の啓発・浸透が課題
苫小牧市	変化があった	市民自治についての認識が広がったと考えられる
稚内市	変化があった	市民と行政が一緒になる場が増えた
美唄市	変化がない	条例の市民への周知不足。また、市民活動を支援するための体制が庁内でいまだ確立されていない
芦別市	変化があった	
江別市	変化がない	自治基本条例の認知度が低い
士別市	変化がない	行政からの情報提供の拡充などについて評価することもあるが、自ら市民自治を推進していくといった主体性の発揮などの変化には結びついていない状況があり、実質的な浸透度合いが浅いことが原因と思われる
名寄市	変化があった	パブリック・コメント等による市民参加が徐々に進んできている
三笠市	変化があった	住民参加の高揚
登別市	変化がない	登別市まちづくり基本条例の目的や、まちづくりの理念等について市民全体に浸透していないこと
石狩市	変化があった	市民のまちづくりへの参画の機運が醸成された

行政にどんな変化があったか

市	行政の変化	変化の具体的内容
札幌市	変化があった	事業実施にあたり、常に情報共有・市民参加の意識を持つようになった
函館市	変化があった	積極的な情報提供、市民参加の会議や市民公募枠の拡大など市民協働に対する意識向上
帯広市	変化があった	施行5年を迎えた平成23年度に、各条項の適合状況等に対する点検作業を行った市民検討委員会の提言を受け、まちづくり基本条例推進委員会において、概ね5年後の次の点検時期までの既存の取り組みの継続や改善・拡充を中心に、対応の考え方や方向性、具体的な取り組みなどをとりまとめた。その後、各取り組みにおいて改善や拡充などが図られるなど、条例に基づく取り組みは、一層浸透・充実が図られてきている。
北見市	変化があった	条例の趣旨に沿った市政運営を行っている
留萌市	わからない	
苫小牧市	変化があった	市民自治についての認識が広がったと考えられる
稚内市	変化があった	
美唄市	変化があった	市職員が一市民として率先してボランティアで草刈等を実施している
芦別市	変化があった	
江別市	変化があった	パブリックコメントの実施など、政策形成等に市民参加を取り入れる機会が増加した
士別市	変化があった	情報発信や市民の参加・参画に係わる意識の向上
名寄市	変化があった	より市民の意見を反映したまちづくりを進めてきている
三笠市	変化があった	職員の責務の明確化
登別市	変化があった	登別市まちづくり基本条例に設置を謳っている市民自治推進委員会を設置し、条例の目的達成のため、「協働のまちづくり」等の促進を図った
石狩市	変化があった	地域の団体や市民も地域自治におけるパートナーとして認識するようになった

町村	町民意識の変化	市民の意識の変化又は原因
福島町	変化がない	全く変化が無いわけではないが、大半の町民は関心が無い状況
七飯町	変化があった	積極的な市民参加が見られるようになった
八雲町	変化があった	・少しずつではあるが、町政へ参加する機運が芽生えてきた ・地域の課題解決に向け、それぞれの役割が理解されてきた
二セコ町	変化がない	条例策定時において実践していたことを中心に作成していたため
奈井江町	変化があった	まちづくり町民委員会を中心として、住民と行政がそれぞれの役割や責任をともに考え、行動する仕組みが構築された
栗山町	変化がない	条例制定により、行政の情報公開、町民参加の機会充実の取組を理解した段階である
新十津川町	変化があった	協働によるまちづくり、住民参加
上富良野町	変化があった	自治基本条例に対する認知度は低いと思われるが、認知している方の中では、まちに興味をもち、まちを良くするために様々な情報を意識し、まちづくりの活動に参加していると思われる
和寒町	変化がない	
斜里町	変化がない	施行から時間が経過していないため
遠軽町	変化がない	認知度の不足
白老町	変化がない	従前から協働のまちづくりとして取り組んできたものを、ルールとして明文化・制度化したものであるため
むかわ町	変化がない	一部の町民からは、施策提案があったが、自分たちに関わるものであるという意識が低い。人ごととして捉えられている。また、協働、町民参加の仕組みがまだ不十分である
新ひだか町	変化がない	現在、協働のまちづくりを円滑に進めて行けるような手法等を庁内で検討しており、検討結果をもとに今後、町民へ周知していく予定
音更町	変化があった	環境整備や公共施設の管理等、町民の参加、協議の動きを感じている
清水町	変化がない	町民参加の関心度、意欲が低調かと思われる。反応がわからない
芽室町	変化がない	町民拘束する条例ではないため
別海町	変化がない	条例の趣旨が町民に浸透していない
中標津町	変化がない	平成24年4月に条例施行されたところであり、住民に浸透していないためと思われる

町村	行政の変化	変化の具体的内容
福島町	変化があった	行政、議会ともに、まちづくり基本条例に基づき、町民の参画、情報共有に努めている
七飯町	変化があった	市民参加の増加に伴う対応窓口の再構築
八雲町	変化があった	・町民の目線で業務を検討・実施するようになった ・積極的に情報を共有する姿勢が表れてきた ・議会基本条例が制定された(25年9月制定)
二セコ町	変化があった	各種計画策定の際には、パブコメを始め町民参加を取り入れることが必須であるといった意識の変化
奈井江町	変化があった	住民参画による開かれた行政を実現するため、情報の公開・共有を図っている
栗山町	変化があった	各計画策定のプロセスにおいて町民との情報共有と町民参加の機会充実、審議会等の委員公募の拡大等
新十津川町	変化があった	協働によるまちづくりの推進、情報の共有化
上富良野町	わからない	
和寒町	変化がない	
斜里町	わからない	
遠軽町	変化がない	
白老町	変化がない	
むかわ町	変化があった	各種委員会や事業実施の際に町民からの意見公募や情報提供が意識されるようになった
新ひだか町	変化があった	庁内で検討委員会を設置し、協働のまちづくりを円滑に推進していくために必要な行政運営の手法等を検討中である
音更町	変化があった	町民目線、町民の立場を意識しての業務遂行
清水町	変化があった	町民参加の手続きを踏む職員の意識が徹底された
芽室町	わからない	
別海町	変化があった	町民参加の手法を意識するようになった
中標津町	変化がない	

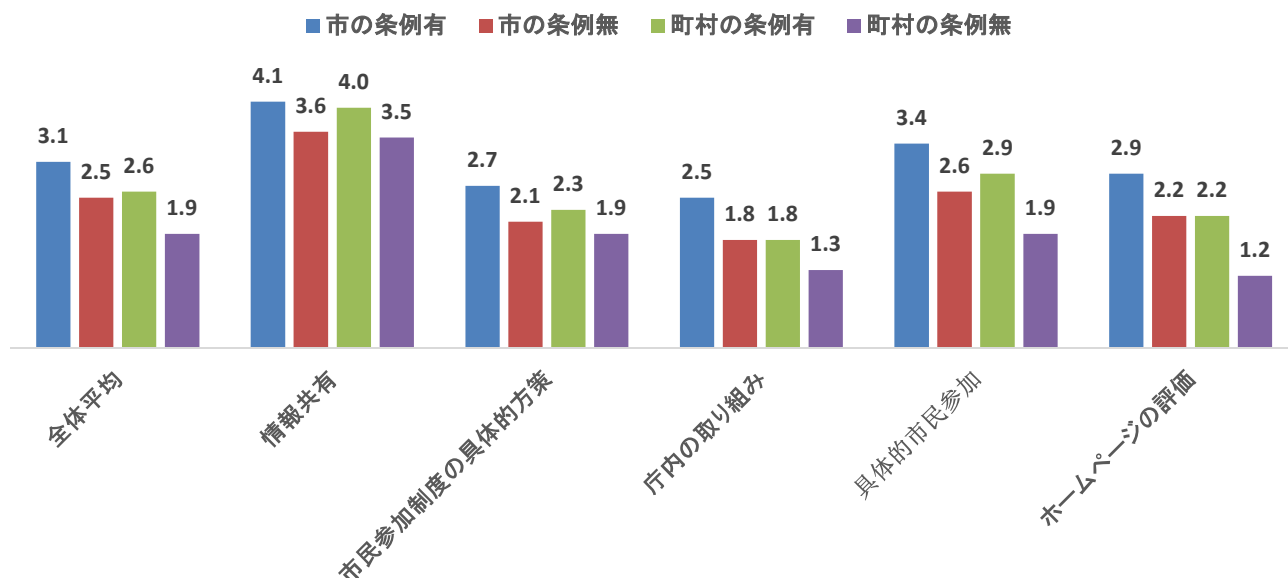
(13) 自治基本条例の見直しの状況

市	見直し	時期	条例の見直し内容
札幌市	なし		
函館市	なし		
帯広市	なし		
北見市	なし		
留萌市	あり	H23.11	見直しを検討し検証作業を実施した結果、見直しには至らなかった
苫小牧市	あり	H24.3	条例に基づき、4年に1度の見直しを行ったが、条例改正の必要はないとされた
稚内市	なし		
美唄市	あり	H24.4	(安全・安心の確保)について、執行機関の努力義務として、守るものに市民の「財産」を加え、「緊急時に、迅速かつ適切な対応ができる体制を確立する」と定められていた箇所を「危機管理体制の充実、強化に努める」に改めた
芦別市	あり	H25.7	
江別市	あり	H24.8	見直しは行わなかった
士別市	なし		但し、審議会で毎年度チェックすることとしている
名寄市	なし		
三笠市	なし		
登別市	なし		
石狩市	あり	H25.3	地方自治法第2条第4項の改正を受けた所要の改正(総合計画の議決事項からの削除)

町村	見直し	時期	条例の見直し内容
福島町	なし		付属機関であるまちづくり審議会において検証を行った結果、条例の見直しは不要となった
七飯町	なし		
八雲町	なし		
ニセコ町	あり	H22.3	新規条例策定時における手続詳細の明文化、審議会委員の性の偏りへの配慮
奈井江町	なし		
栗山町	なし		町民参加の仕組みを検討中
新十津川町	なし		
上富良野町	あり		現在見直し中
和寒町	なし		
斜里町	なし		
遠軽町	あり		現在見直し中
白老町	あり	H24.1	自治基本条例の現状と課題を確認し、各条文の内容も含めた検証作業を行った結果、第11条(町政活動への参加)及び第36条(条例の見直し)の改正を行った
むかわ町	なし		今年度施行された条例であるため、まだ見直し行為は行われていない
新ひだか町	なし		
音更町	なし		
清水町	あり	H23.7	条例施行後、3年以内に見直しを行い、まちづくり基本条例審査会に諮問しているが、改正は行なっていない
芽室町	あり	H25.3	議会項目の修正
別海町	なし		
中標津町	なし		

(14) 自治基本条例・市民参加条例の有無による情報共有と市民参加の比較

条例有無		項目	全体平均	情報共有	市民参加制度	市内の取り組み	具体的市民参加	ホームページの評価
市	条例有	評価値	3.1	4.1	2.7	2.5	3.4	2.9
		倍率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	条例無	評価値	2.5	3.6	2.1	1.8	2.6	2.2
		倍率	0.81	0.88	0.78	0.72	0.76	0.76
町村	条例有	評価値	2.6	4.0	2.3	1.8	2.9	2.2
		倍率	0.84	0.98	0.85	0.72	0.85	0.76
	条例無	評価値	1.9	3.5	1.9	1.3	1.9	1.2
		倍率	0.61	0.85	0.70	0.52	0.56	0.41



(注1)市の条例有は、(自治基本条例)札幌市、函館市、帯広市、北見市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、芦別市、江別市、士別市、名寄市、三笠市、登別市、石狩市(15市) (市民参加条例)旭川市、千歳市、伊達市、北広島市(4市)

(注2)町村の条例有は、(自治基本条例)福島町、七飯町、八雲町、ニセコ町、奈井江町、栗山町、新十津川町、上富良野町、和寒町、斜里町、遠軽町、白老町、むかわ町、新ひだか町、音更町、清水町、芽室町、別海町、中標津町(19町) (町民参加条例)中川町、清里町、浦幌町、釧路町、弟子屈町(5町)

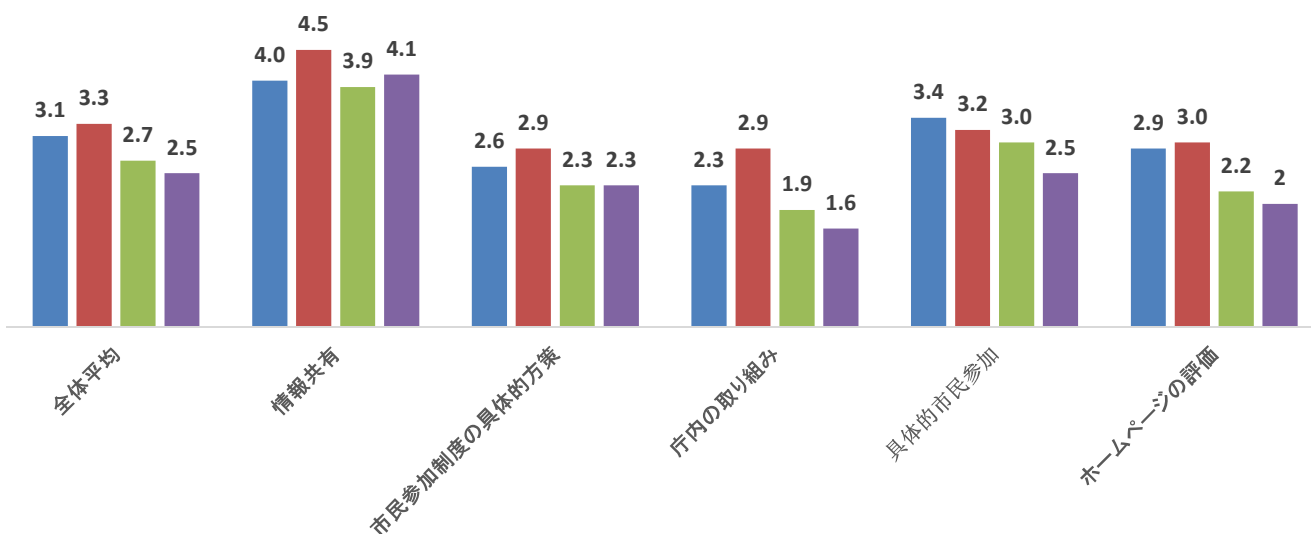
コメント: 自治基本条例・市民参加条例を制定している市町村と制定していない市町村で、情報共有と市民参加に顕著な差があるか検証してみた。全体平均では、市の条例有を1とすると、条例無は0.81、町村の条例有は0.84に対し、条例無は0.61と条例有と条例無では顕著な差があると言える結果であった。条例の制定が情報共有と市民参加(自治)に効果があると言える。

また、市の条例有(1.0)と町村の条例有(0.84)では「市内の取り組み」「ホームページの評価」に大きな差がある。また、市の条例無(0.81)と町村の条例有(0.84)ではほとんど差はない。条例無の市も情報共有と市民参加をある程度行うことが意識されている。しかし、気がかりは、条例無の町村である。情報共有と市民参加、すなわち、自治力にかなりの差があり、自治力を高めなければ、高齢化、人口減少への対応力をなくする恐れがあるのではないかと。

(15) 自治基本条例と市民参加条例の情報共有と市民参加の比較

条例		項目	全体平均	情報共有	市民参加制度	市内の取り組み	具体的市民参加	ホームページの評価
市	自治基本条例	評価値	3.1	4.0	2.6	2.3	3.4	2.9
		倍率	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
	市民参加条例	評価値	3.3	4.5	2.9	2.9	3.2	3.0
		倍率	1.06	1.13	1.12	1.26	0.94	1.03
町村	自治基本条例	評価値	2.7	3.9	2.3	1.9	3.0	2.2
		倍率	0.87	0.98	0.88	0.83	0.88	0.76
	町民参加条例	評価値	2.5	4.1	2.3	1.6	2.5	2
		倍率	0.81	1.03	0.88	0.70	0.74	0.69

■市の自治基本条例 ■市の市民参加条例 ■町村の自治基本条例 ■町村の町民参加条例



(注1)市の自治基本条例有は、札幌市、函館市、帯広市、北見市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美唄市、芦別市、江別市、士別市、名寄市、三笠市、登別市、石狩市(15市)

(注2)市の市民参加条例有は、旭川市、千歳市、伊達市、北広島市(4市)

(注3)町村の自治基本条例有は、福島町、七飯町、八雲町、ニセコ町、奈井江町、栗山町、新十津川町、上富良野町、和寒町、斜里町、遠軽町、白老町、むかわ町、新ひだか町、音更町、清水町、芽室町、別海町、中標津町(19町)

(注4)町村の町民参加条例有は、中川町、清里町、浦幌町、釧路町、弟子屈町(5町)

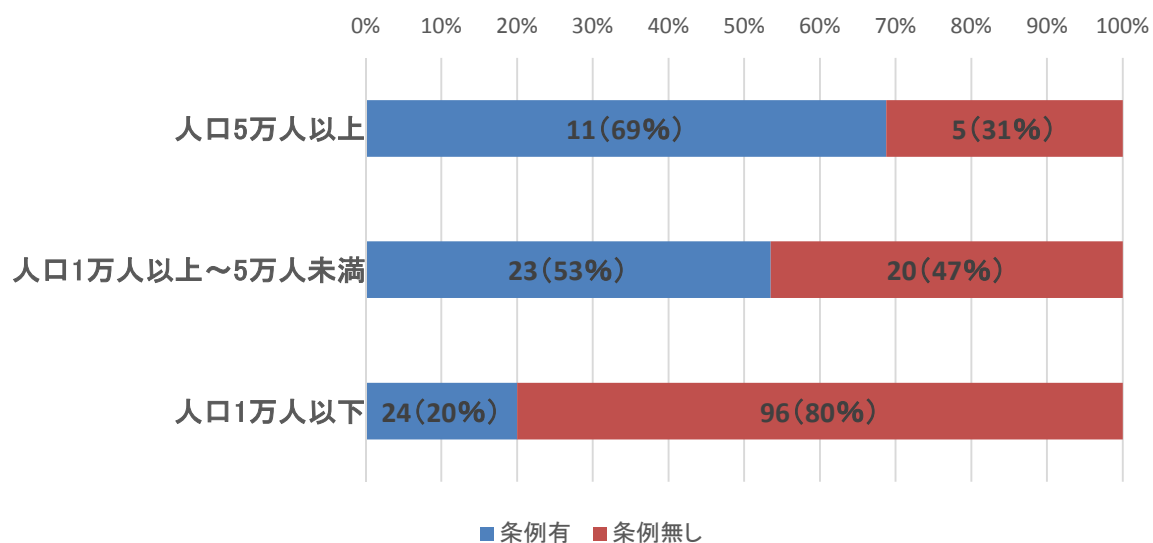
コメント: 自治基本条例と市民参加条例施行自治体で、情報共有と市民参加で顕著な差があるか検証してみた。全体平均では、自治基本条例施行市の平均を1とした場合、市民参加条例施行市は1.06とほぼ同程度の結果であった。また、自治基本条例施行町村は0.87、町民参加条例施行町村は0.81とほぼ同程度の結果であった。したがって、自治基本条例と市民参加条例施行市町村で、情報共有と市民参加では、顕著な差はないと言える。ただし、市民参加条例は市民と行政の参加の仕組みが具体的に規定されているので、自治基本条例に参加の仕組みが具体的に規定されていなければ、差が生まれる結果になるので条例制定時には注意が必要である。

(16) 人口規模と条例の関係

人口規模	市町村数	条例施行 市町村数	比率
人口5万人以上	16	11	69%
人口1万人以上～5万人未満	43	23	53%
人口1万人以下	120	24	20%
計	179	58	32%

(注1)現在の市町村数は平成25年3月31日現在(住民基本台帳ネットワークシステムより)

(注2)条例とは自治基本条例と市民参加条例(平成25年4月1日現在)



コメント:人口規模が小さくなるにつれて条例数が減少する傾向がはっきりしている。

資料編

1. 回答データ

NO	自治体	1. 基礎情報			2. 情報共有				3. 市民参加制度の具体的方策										4. 庁内の取り組み				5. 具体的市民参加				6. HP		全体平均
		①		②	(1)	(2)	(3)	平均	(1)	(2)		(3)		(4)	(5)	平均	(1)	(2)	(3)	平均	(1)	(2)	(3)	平均	備 ホーム ページ の評				
		市町村区分	代表産業	人口区分	市民との行政課題共有	市民参加のための情報提供	総合計画の共有のための情報提供		市民参加手法の整備	審議会委員への公募比率	女性の登用比率	審議会等委員への登用比率	女性登用比率	審議会委員の選考機関への市民参加	市民参加結果のまとめと公表		市民参加を推進する庁内体制	職員の育成	市民参加実践事例		市民参加計画への市民参加	総合計画への市民参加	行政評価への市民参加			地域社会への市民参加			
1	札幌市	1	5	6	5	4	4	4.3	4	2	4.0	4	36.2	2	4	3.2	4	3	4	3.7	5	5	3	4.3	3	3.7			
2	函館市	1	5	5	4	4	4	4	4	2	5.9	3	22.5	1	1	2.2	3	2	2	2.3	5	3	1	3.0	2	2.7			
3	小樽市	1	5	5	4	4	4	4	4	2	2.0	4	31.0	1	1	2.4	2	3	2	2.3	5	3	1	3.0	2	2.7			
4	旭川市	1	4	6	5	5	4	4.7	3	2	9.0	4	34.3	1	4	2.8	3	3	2	2.7	5	2	3	3.3	2	3.1			
5	室蘭市	1	4	4	3	3	3	3	3	2		3	21.8	1	2	2.2	3	2	1	2	2	5	1	2.7	3	2.6			
6	釧路市	1	2	5	5	3	4	4	4	2		3	22.2	1	2	2.4	3	2	1	2	5	2	4	3.7	1	2.6			
7	帯広市	1	1	5	5	5	5	5	4	2	6.1	4	34.7	2	5	3.4	4	3	4	3.7	5	2	3	3.3	2	3.5			
8	北見市	1	1	5	4	3	3	3.3	4	2		4	30.4	2	2	2.8	3	3	2	2.7	5	4	4	4.3	2	3.0			
9	夕張市	1	1	3	3	3	2	2.7	3	1		2		1	2	1.8	1	1	1	1	1	1	1	1.0	1	1.5			
10	岩見沢市	1	1	4	5	3	4	4	3	2		2	18.6	1	2	2.0	2	1	1	1.3	4	1	4	3.0	2	2.5			
11	留萌市	1	4	3	5	3	4	4	3	2		4	31.9	2	2	2.6	2	2	1	1.7	5	2	1	2.7	2	2.6			
12	苫小牧市	1	4	5	5	3	4	4	4	2	10.5	3	25.3	2	4	3.0	3	3	2	2.7	5	2	1	2.7	5	3.5			
13	稚内市	1	2	3	3	3	4	3.3	2	2		2		3	2	2.2	2	3	1	2	5	5	3	4.3	2	2.8			
14	美唄市	1	1	3	5	3	3	3.7	4	2		3	21.4	1	2	2.4	3	2	1	2	5	2	1	2.7	2	2.5			
15	芦別市	1	1	3	5	4	4	4.3	5	2		2		2	1	2.4	3	1	1	1.7	4	2	1	2.3	3	2.7			
16	江別市	1	1	5	3	5	4	4	3	2	2.8	3	24.9	1	1	2.0	2	3	1	2	5	5	1	3.7	5	3.3			
17	赤平市	1	4	3	5	3	5	4.3	1	2		2		1	1	1.4	2	3	1	2	5	1	1	2.3	3	2.6			
18	士別市	1	1	3	3	4	5	4	4	4	31.6	4	34.8	1	2	3.0	2	2	1	1.7	5	4	1	3.3	5	3.4			
19	名寄市	1	1	3	4	4	5	4.3	4	2		3	27.1	1	3	2.6	3	3	2	2.7	5	5	3	4.3	3	3.4			
20	三笠市	1	5	2	5	2	2	3	3	2	8.0	3	24.0	3	2	2.6	2	3	2	2.3	5	3	3	3.7	2	2.7			
21	根室市	1	2	3	2	3	2	2.3	4	1		2		1	2	2.0	2	1	1	1.3	3	2	1	2.0	2	1.9			
22	千歳市	1	5	4	5	4	5	4.7	3	2		4	32.3	1	3	2.6	3	3	4	3.3	5	4	1	3.3	3	3.4			
23	砂川市	1	4	3	3	3	5	3.7	3	2	17.5	2	16.7	2	2	2.2	4	1	2	2.3	5	2	1	2.7	2	2.6			
24	登別市	1	5	4	3	4	3	3.3	3	2		2		1	2	2.0	1	1	1	1	5	2	1	2.7	2	2.2			
25	恵庭市	1	1	4	5	3	5	4.3	3	2	3.98	3	27.7	2	2	2.4	2	2	1	1.7	5	2	2	3.0	4	3.1			
26	伊達市	1	1	3	3	5	4	4	3	2	14.0	3	22.0	1	5	2.8	4	3	2	3	4	2	1	2.3	3	3.0			
27	北広島市	1	5	4	5	5	4	4.7	5	2	12.32	4	33.61	1	5	3.4	3	3	2	2.7	5	5	1	3.7	4	3.7			
28	石狩市	1	5	4	5	5	4	4.7	4	2	15.0	4	33.0	1	4	3.0	4	3	2	3	5	5	2	4.0	4	3.7			
29	当別町	2	1	3	3	4	5	4	3	2		2		1	2	2.0	3	2	1	2	5	5	1	3.7	2	2.7			
30	福島町	2	2	1	2	4	3	3	4	3	22.0	2	17.0	1	2	2.4	1	1	1	1	5	5	1	3.7	2	2.4			
31	七飯町	2	1	3	5	4	3	4	3	2		2		1	3	2.2	2	2	2	2	3	5	3	3.7	2	2.8			
32	鹿部町	2	2	1	1	3	5	3	3	2		2		1	3	2.2	2	1	1	1.3	3	2	1	2.0	1	1.9			
33	森町	2	2	3	3	3	2	2.7	3	2		2		1	1	1.8	2	1	1	1.3	2	2	1	1.7	1	1.7			
34	八雲町	2	1	3	3	5	5	4.3	3	2	5.3	3	20.5	1	5	2.8	4	5	3	4	5	5	1	3.7	5	4.0			
35	長万部町	2	2	2	3	3	5	3.7	3	2		2		1	2	2.0	2	2	1	1.7	4	2	1	2.3	2	2.3			
36	今金町	2	1	2	4	3	5	4	3	2		2		2	3	2.4	2	2	1	1.7	3	3	1	2.3	1	2.3			
37	寿都町	2	2	1	4	2	2	2.7	2	2		1		1	1	1.4	1	1	1	1	2	1	1	1.3	1	1.5			
38	ニセコ町	2	5	1	5	4	3	4	4	2		2		1	1	2.0	2	3	1	2	5	1	1	2.3	3	2.7			
39	京極町	2	1	1	5	3	5	4.3	3	2		2		1	1	1.8	1	1	1	1	5	1	1	2.3	1	2.1			
40	倶知安町	2	1	3	5	3	5	4.3	3	2		3	23.0	1	1	2.0	2	1	1	1.3	5	1	1	2.3	1	2.2			
41	共和町	2	1	2	5	1	5	3.7	3	1		2		1	1	1.6	1	2	1	1.3	2	1	1	1.3	1	1.8			
42	神恵内村	3	2	1	5	2	5	4	2	1		2		1	1	1.4	2	1	1	1.3	2	1	1	1.3	1	1.8			
43	古平町	2	2	1	2	1	5	2.7	3	1		2		1	2	1.8	1	1	1	1	5	2	1	2.7	1	1.8			
44	仁木町	2	1	1	3	3	5	3.7	3	2	17.7	2	11.8	1	1	1.8	1	1	1	1	5	1	1	2.3	1	2.0			
45	赤井川村	3	1	1	1	4	3	2.7	3	2		2		1	1	1.8	1	1	1	1	3	1	1	1.7	1	1.6			
46	南幌町	2	1	2	2	4	5	3.7	3	2	2.0	2	14.9	2	4	2.6	2	1	1	1.3	3	4	1	2.7	3	2.7			
47	奈井江町	2	1	2	3	3	5	3.7	2	2		2		2	1	1.8	2	1	1	1.3	4	1	1	2.0	1	2.0			
48	上砂川町	2	4	1	4	2	5	3.7	2	1		2		1	2	1.6	2	1	2	1.7	2	1	1	1.3	1	1.9			
49	長沼町	2	1	3	5	3	5	4.3	3	2		2		1	1	1.8	2	1	1	1.3	2	1	1	1.3	1	2.0			
50	栗山町	2	1	3	5	4	5	4.7	3	2		2		1	2	2.0	2	2	2	2	5	5	3	4.3	2	3.0			
51	浦臼町	2	1	1	5	1	5	3.7	3	1		1		1	1	1.4	2	1	1	1.3	2	2	1	1.7	1	1.8			

NO	自治体	1. 基礎情報			2. 情報共有				3. 市民参加制度の具体的方策										4. 庁内の取り組み				5. 具体的市民参加				6. HP		全体平均
		①		②	(1)	(2)	(3)	平均	(1)	(2)		(3)		(4)	(5)	平均	(1)	(2)	(3)	平均	(1)	(2)	(3)	平均	評価 ホーム ページの 評				
		市町村 区分	代表 産業	人口 区分	市民 との 行政 課題 の共有	市民 参加 のための 情報提供	総合 計画 の共有 のための 情報提供		市民 参加 手法の 整備	審議会 委員への 選任	公募 比率	女性 の登用 比率	審議会 等委員への 登用比率	女性 登用 比率	機関 への 市民 参加		審議会 委員の 選考	市民 参加 結果の まとめ と公表	市民 参加を 推進す る 庁内 体制		職員の 育成	市民 参加 実践 事例	市民 参加 総合 計画 への 市民			参加 行政 評価 への 市民	地域 社会 への 市民		
52	新十津川町	2	1	2	5	3	5	4.3	3	4	33.0	4	39.0	1	1	2.6	1	1	1	1	3	5	1	3.0	1	2.4			
53	妹背牛町	2	1	1	5	3	5	4.3	3	2	6.0	2	19.0	1	2	2.0	2	1	1	1.3	3	1	1	1.7	1	2.1			
54	北竜町	2	1	1	3	1	2	2	3	1		4	30.4	1	2	2.2	1	1	1	1	2	1	1	1.3	1	1.5			
55	幌加内町	2	1	1	5	2	2	3	2	2		2		2	2	2.0	1	1	1	1	2	1	1	1.3	1	1.7			
56	比布町	2	1	1	2	3	5	3.3	2	1		4	33.3	1	3	2.2	2	1	2	1.7	2	2	1	1.7	2	2.2			
57	愛別町	2	1	1	2	3	2	2.3	3	2		2		1	1	1.8	2	1	1	1.3	3	2	1	2.0	2	1.9			
58	上富良野町	2	1	3	5	4	3	4	3	2		2		2	3	2.4	2	2	2	2	4	2	1	2.3	2	2.5			
59	南富良野町	2	1	1	3	3	5	3.7	3	2		2		3	2	2.4	2	2	1	1.7	4	1	1	2.0	2	2.3			
60	和寒町	2	1	1	5	3	5	4.3	3	2	12.7	3	22.2	1	1	2.0	1	3	1	1.7	5	2	1	2.7	2	2.5			
61	美深町	2	1	1	3	3	5	3.7	3	2		2		2	2	2.2	2	1	1	1.3	3	4	1	2.7	2	2.4			
62	中川町	2	1	1	5	3	5	4.3	4	2		2		1	2	2.2	4	1	1	2	3	3	1	2.3	2	2.6			
63	増毛町	2	2	1	4	2	5	3.7	5	1		3	21.9	1	2	2.4	1	1	1	1	2	2	1	1.7	1	1.9			
64	羽幌町	2	1	2	5	3	5	4.3	3	2		2		1	1	1.8	2	2	1	1.7	4	2	1	2.3	1	2.2			
65	初山別村	3	1	1	5	1	2	2.7	3	1		2		1	1	1.6	1	1	1	1	1	1	1	1.0	1	1.5			
66	天塩町	2	1	1	5	3	3	3.7	1	1		2		1	1	1.2	1	1	1	1	2	1	1	1.3	1	1.6			
67	猿払村	3	2	1	2	3	3	2.7	3	2		1		1	2	1.8	1	2	1	1.3	4	2	1	2.3	2	2.0			
68	豊富町	2	1	1	5	3	2	3.3	3	2		2		1	2	2.0	1	3	1	1.7	3	2	1	2.0	1	2.0			
69	礼文町	2	2	1	3	2	2	2.3	3	1		2		2	2	2.0	2	1	1	1.3	2	2	1	1.7	1	1.7			
70	利尻町	2	2	1	3	3	2	2.7	2	2		2		1	1	1.6	2	2	1	1.7	2	2	1	1.7	1	1.7			
71	斜里町	2	2	3	5	4	2	3.7	3	2		2		1	2	2.0	2	2	1	1.7	4	2	1	2.3	1	2.1			
72	清里町	2	1	1	3	4	5	4	4	2		2		1	2	2.2	2	3	1	2	4	2	1	2.3	3	2.7			
73	小清水町	2	1	2	3	4	5	4	3	2		2		2	2	2.2	1	1	1	1	3	1	1	1.7	1	2.0			
74	佐呂間町	2	2	2	3	3	5	3.7	1	2		2		1	1	1.4	1	1	1	1	3	1	1	1.7	1	1.7			
75	遠軽町	2	1	3	3	4	5	4	5	2		2		1	1	2.2	2	1	1	1.3	5	5	3	4.3	1	2.6			
76	湧別町	2	1	2	3	4	3	3.3	3	2		2		2	2	2.2	2	3	1	2	5	2	1	2.7	2	2.4			
77	西興部村	3	1	1	5	3	5	4.3	3	2		2		1	2	2.0	1	1	1	1	4	1	1	2.0	1	2.1			
78	雄武町	2	2	1	5	3	3	3.7	3	2		2		1	1	1.8	2	1	1	1.3	3	2	1	2.0	1	2.0			
79	豊浦町	2	1	1	5	1	5	3.7	3	2		2		1	2	2.0	1	1	1	1	3	1	1	1.7	1	1.9			
80	壮瞥町	2	1	1	3	3	5	3.7	3	2		2		1	2	2.0	1	1	1	1	2	1	1	1.3	2	2.0			
81	白老町	2	4	3	3	3	3	3	4	2	11.6	3	25.0	1	2	2.4	2	2	1	1.7	5	5	2	4.0	2	2.6			
82	安平町	2	1	2	5	3	5	4.3	2	2		2		1	1	1.6	2	1	1	1.3	3	2	1	2.0	1	2.1			
83	むかわ町	2	1	2	2	3	5	3.3	4	2		2		1	2	2.2	3	3	1	2.3	5	2	4	3.7	4	3.1			
84	日高町	2	1	3	3	4	5	4	3	1		3	25.0	1	1	1.8	1	1	1	1	4	1	1	2.0	1	2.0			
85	浦河町	2	1	3	5	1	2	2.7	3	1		2		1	2	1.8	2	1	1	1.3	2	1	1	1.3	1	1.6			
86	様似町	2	2	1	3	3	5	3.7	3	2	15.0	2	20.0	1	1	1.8	1	3	1	1.7	3	2	1	2.0	1	2.0			
87	新ひだか町	2	1	3	5	3	4	4	2	2		2	18.8	1	2	1.8	2	2	1	1.7	3	3	1	2.3	1	2.2			
88	音更町	2	1	3	3	4	5	4	4	2	9.8	3	23.3	2	3	2.8	3	3	2	2.7	4	5	1	3.3	3	3.2			
89	清水町	2	1	3	3	4	5	4	4	2		3	27.7	2	4	3.0	3	4	2	3	5	1	1	2.3	2	2.9			
90	芽室町	2	1	3	5	4	5	4.7	3	2		4	32.4	1	4	2.8	3	3	1	2.3	2	4	1	2.3	5	3.4			
91	更別村	3	1	1	5	3	5	4.3	3	1		2		1	1	1.6	1	1	1	1	3	2	1	2.0	1	2.0			
92	大樹町	2	1	2	2	3	5	3.3	2	2		2		1	2	1.8	2	1	1	1.3	3	2	1	2.0	1	1.9			
93	池田町	2	1	2	4	3	3	3.3	3	2		2		1	1	1.8	2	1	1	1.3	5	5	1	3.7	1	2.2			
94	足寄町	2	1	2	5	2	5	4	3	2		2		1	2	2.0	2	1	1	1.3	2	1	1	1.3	2	2.1			
95	陸別町	2	1	1	1	1	5	2.3	1	1		2		1	1	1.2	1	1	1	1	2	1	1	1.3	1	1.4			
96	浦幌町	2	1	2	3	4	5	4	3	2		2	19.2	1	2	2.0	2	1	1	1.3	5	1	1	2.3	2	2.3			
97	釧路町	2	2	3	5	4	5	4.7	4	2	18.0	3	26.0	2	4	3.0	2	1	1	1.3	5	2	1	2.7	2	2.7			
98	標茶町	2	1	2	3	3	4	3.3	3	2		2		1	1	1.8	1	1	1	1	2	2	1	1.7	1	1.8			
99	弟子屈町	2	5	2	3	3	5	3.7	3	2		3	21.8	1	2	2.2	2	1	1	1.3	5	3	1	3.0	1	2.2			
100	白糠町	2	2	2	2	4	5	3.7	2	2		2		1	2	1.8	2	1	1	1.3	3	2	1	2.0	1	2.0			
101	別海町	2	1	3	3	3	3	3	3	2		2	19.0	1	2	2.0	2	1	1	1.3	2	1	1	1.3	1	1.7			
102	中標津町	2	1	3	5	4	5	4.7	4	4	30.8	2	14.2	1	1	2.4	1	1	1	1	5	5	2	4.0	2	2.8			
103	羅臼町	2	2	2	2	1	5	2.7	2	1		2	13.2	1	1	1.4	1	1	1	1	4	1	1	2.0	1	1.6			

2. 調査票

2013 行政との情報共有と市民参加を推進するための環境整備に関する調査

自治体名	
------	--

ご記入日	2013 年 月 日	
アンケート回答 対象部局（正式名称）		
回答者職名・氏名		
ご連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

1. 基礎事項（補足設問）

① 市町村区分

該当欄に○印		
1		市
2		町
3		村

まちの代表的産業（代表的なもの 1 つ）を選択（該当欄に○印）

1		農・林業	2		漁業	3		鉱業
4		製造業	5		サービス業	6		その他

② 人口区分

該当欄に○印	
1	人口 5 千人以下
2	人口 5 千人以上～1 万人未満
3	人口 1 万人以上～5 万人未満
4	人口 5 万人以上～10 万人未満
5	人口 10 万人以上～30 万人未満
6	人口 30 万人以上

③ 貴自治体で既に制定済みの条例を選択願います。

該当欄に○印（複数選択可）		
1		自治基本条例
2		市民参加条例
3		パブリックコメント条例（要綱）
4		常設型住民投票条例
5		議会基本条例
6		地域自治組織の設置に関する条例
7		1～6に該当なし

④ 自治体の一番の課題

該当欄に○印（複数選択可、ただし、そのうち1番の課題を1つ選択し◎印）		
1		高齢化対策
2		財政健全化対策
3		災害対策
4		行政事務の効率化
5		職員の意識改革
6		市民参加・協働
7		子育て支援
8		病院経営
9		雪対策
10		その他（以下具体的に記入願います）

（注）項目10は1～9以外の課題を自由記入でお願いいたします。

2. 情報共有

（1） 市民との行政課題の共有

評価指標（1～5のうち一つ選択）	
5	首長が一般市民向けに年1回以上行政執行方針や自治体の政策課題を直接説明や意見交換する会合を設けている（広報紙やホームページではなく）
4	首長がホームページや記者会見で、自治体の政策課題を説明することを行っている（行政執行方針以外）
3	首長が「首長室開放」や町内会等との懇談のための「ふれあいトーク」を行っている（市民要望時）

2	職員による行政情報を説明する出前講座がある（市民要望時）
1	首長等（行政）と市民との課題共有の具体的方法がない
【自治体の取り組み記入欄】	
【評価指標「5」を選択の場合：意見交換等の実施日をご記入下さい 平成24年 月 日実施】	
選択欄	

【補足設問】

- ⑤ H24年度予算（議会の議決後）の公表（選択し先頭に○印をつける）
- （ A公表している B公表していない）
- ・具体的な公表方法（Aを回答の方）
- （ A広報紙 Bホームページ Cその他[]）
- ⑥ 平成23年度の決算結果（議会の認定後）の公表（選択し先頭に○印をつける）
- （ A公表している B公表していない）
- ・具体的な情報共有方法（Aを回答の方）
- （ A広報紙 Bホームページ Cその他[]）

（2）市民参加のための情報提供

評価指標（1～5のうち一つ選択）	
5	前年度の年間の審議会の開催結果やパブリックコメントの実施状況等市民参加の状況が集計され、ホームページや広報紙で、すべて公表がされている
4	公募委員の募集やパブリックコメントなど市民参加のための情報がホームページや広報紙に <u>すべて</u> 公表されている
3	公募委員の募集やパブリックコメントなど市民参加のための情報がホームページや広報紙に <u>一部のみ</u> 公表されている
2	市民が行政に参加のための情報がホームページのみに公表されている（広報紙の発行をしていない）
1	市民が行政に参加のための情報がホームページや広報紙で公表されていない
【自治体の取り組み記入欄】	
【評価指標「5」を選択の場合：広報紙： 年 月号 ホームページアドレス： 】	
選択欄	

(3) 総合計画の共有のための情報提供

評価指標（１～５のうち一つ選択）	
5	総合計画のダイジェスト版（単独冊子）を住民に配布している （広報紙とは別）
4	総合計画を閲覧又は配布する情報コーナーが庁内にある
3	総合計画の策定時、パブリックコメントを行い、結果をホームページや広報紙で公表している
2	広報紙で総合計画の概要等の行政情報を提供している
1	総合計画の公表を行っていない
【自治体の取り組み記入欄】	
【評価指標「5」を選択の場合：実施年月： 年 月】	

3. 市民参加制度を浸透させるための具体的方策について

(1) 市民参加手法の整備

(注) 2～4の例に該当しても常設型住民投票条例を定めている場合は5を選択

評価指標（１～５のうち一つ選択）	
5	常設型住民投票条例を定めている
4	2つ以上の市民参加手法を組み合わせ市民参加を行っている。(例：審議会と市民説明会、さらに、パブリックコメントと市民参加手法が3つ)
3	意見交換会、アンケート調査、説明会、パブリックコメントといった市民の意見を求めることを行っている（市民参加手法が1つ）
2	首長への手紙等市民からの意見を伝える機会が設けられている
1	市民参加手法を講じていない
【自治体の取り組み記入欄】	

【補足設問】 市民参加手法の整備の具体としてお答え願います。

⑦ 参加手法として具体的に実施している事項

該当欄に○印（複数選択可）		
1	☐	パブリックコメント（意見公募）への参加
2	☐	アンケート調査への参加
3	☐	審議会の公募委員として参加
4	☐	意見交換会、説明会、公聴会への参加
5	☐	その他（ ）

⑧ 審議会委員の選考方式

該当欄に○印（複数選択可）		
1	☐	準公選方式（選挙により選ばれた者を行政が任命する）
2	☐	首長推薦方式
3	☐	団体推薦方式
4	☐	公募方式

⑨ 公募方式の選考型

該当欄に○印（複数選択可）		
1	☐	行政選考型（行政側に判断で選考）
2	☐	審議委員会型（委員の選考をする審議委員会で選考）
3	☐	抽選型
4	☐	全数参加型（応募者全員参加）

⑩ 審議会委員の再任制限

該当欄に○印（一つ選択）		
1	☐	ある（条例・規則にある）
2	☐	ある（条例・規則にはないが、運用で行っている）
3	☐	なし

⑪ パブリックコメントの実施

該当欄に○印（一つ選択）		
1	☐	パブリックコメントを実施している
2	☐	パブリックコメントを実施していない

・パブリックコメント実施の根拠

（ A 条例 B 要綱 C その他[] ）

・具体的なパブリックコメントへの回答の媒体（1 を回答の方）

（ A 広報紙 B ホームページ C その他[] ）

(2) 審議会委員への公募市民の選任状況 (比率は全審議会の平均値とします)

評価指標 (1～5のうち一つ選択)	
5	審議会委員に公募市民が選任されている比率が40%以上である
4	審議会委員に公募市民が選任されている比率が30%以上40%未満である
3	審議会委員に公募市民が選任されている比率が20%以上30%未満である
2	審議会委員に公募市民を選任されている (公募市民が一部の審議会にはいる程度)
1	審議会委員への公募は行っていない
【自治体の取り組み記入欄】	
選択欄	
(公募市民比率 %) ※平成 年 月 日時点	

(注) 審議会とは首長が設置する機関をいいます。比率が把握されていない場合は1又は2を選択

【補足設問】

⑫ 審議会における年齢制限を設けていますか。

(例えば、70歳以上 等)

(Aはい [歳以上] Bいいえ)

⑬ 審議会の開催日時・場所の公表

(A全ての審議会の開催日時・場所を公表している B一部の審議会の開催日時・場所を公表している C審議会の開催日時・場所を公表していない)

・具体的な審議会の開催日時・場所の公表方法 (ABを回答の方)

(A広報紙 Bホームページ C掲示板 Dその他[])

⑭ 審議会の審議結果の公表

(A非公開以外のすべての審議会の審議結果を公表している B非公開以外の一部の審議会の審議結果を公表している C公表していない)

⑮ 公表の範囲

(A議事録・提出資料すべて B議事録・提出資料の一部 C議事録のみ)

⑯ 具体的な公表方法 (⑭でA又はBを回答の自治体)

(A広報紙 Bホームページ C掲示板 Dその他[])

(3) 審議会等委員への女性の登用状況（比率は全審議会の平均値とします）

評価指標（１～５のうち一つ選択）	
５	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の４０％以上である
４	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の３０％以上４０％未満である
３	審議会等委員に女性が選任されている比率が全体の２０％以上３０％未満である
２	審議会等委員に女性が選任されている（女性が一部の審議会にはいる程度）
１	審議会等委員への女性の登用は行っていない
【自治体の取り組み記入欄】	
選択欄	
（女性登用比率 ％）※平成 年 月 日時点	

（注）比率が把握されていない場合は１又は２を選択

(4) 審議会等委員の選考機関への市民参加

評価指標（１～５のうち一つ選択）	
５	審議会等委員の選考機関（条例・規則）に、公募の市民が参加している
４	審議会等委員の選考機関（条例・規則）に、公募ではないが市民が参加している
３	審議会等委員の選考機関（条例・規則）の制度がある（行政職員のみ）
２	条例・規則に基づかない選考機関が庁内にある（行政職員のみ）
１	審議会等委員の選考機関はない
【自治体の取り組み記入欄】	
選択欄	

(5) 市民参加結果のまとめと公開

評価指標（１～５のうち一つ選択）	
5	前年度の全庁の市民参加の結果が報告書にまとめられ、報告書は全庁で共有、研修が行われ、次年度の市民参加事業に活用されている。さらに、ホームページに公開されている。
4	公募市民などが入る審議会で、前年度の全庁の市民参加結果が審議され、審議会の評価結果を全庁で共有されている
3	各担当課で前年度の市民参加結果のまとめが行われ、全庁で市民参加結果を文書レベルで共有している
2	各担当課で市民参加結果がまとめられている
1	市民参加結果がまとめられていない
【自治体の取り組み記入欄】	
【評価指標「5」を選択の場合：ホームページアドレス： 】	

【補足設問】

市民参加を行っている例を選択してください。

⑰ 市民に義務を課し、又は市民の権利を制限することを内容とする条例制定、改正若しくは廃止をするような場合で市民参加が行われましたか。

（ A はい[条例制定・ 改正・ 廃止] B いいえ）

・ 具体的な条例名[] 実施時期[年 月 日]

・ 市民参加の方法（ A パブリックコメント B 市民説明会 C 審議会 D その他）（複数可）

⑱ 広く市民が利用する公の施設の利用方法に関する事項で市民参加が行われましたか

（ A はい[施設名（一例）： どのような事項：] B いいえ）

・ 市民参加の方法（ A パブリックコメント B 市民説明会 C 審議会 D その他）（複数可）

⑲ 市民の生活に大きく影響を及ぼす施設（図書館やプール、市民活動センター等）の利用方法の決定に関し市民参加が行われましたか。

（ A はい[どのような事項（一例）：] B いいえ）

・ 市民参加の方法（ A パブリックコメント B 市民説明会 C 審議会 D その他）（複数可）

4. 市民参加制度が効果的に活用されるための庁内の取り組みについて

(1) 市民参加を推進するための庁内体制の確立

評価指標（１～５のうち一つ選択）	
５	各部署に市民参加推進担当者を置き、市民参加案件を検討するための調整会議等が定期的開催されている
４	市民参加を推進するための全庁的な会議または学習会を定期的開催している
３	市民参加を推進するための手引き（事務マニュアル）を作成している
２	全庁的な推進体制の整備について検討中または準備中である
１	全庁的な推進体制の整備については全く考えていない
【自治体の取り組み記入欄】	
【評価指標「５」を選択の場合：担当課名： 】	

(2) 情報共有と市民参加の重要性を知る職員の育成

評価指標（１～５のうち一つ選択）	
５	全職員が、毎年１回以上、情報共有と市民参加の制度等に関する研修を受けている
４	全職員が、過去２年以内に、１回以上、情報共有と市民参加の制度等に関する研修を受けている
３	一部の職員に対し、情報共有と市民参加の制度等に関する資料を配布し、かつ、職員研修を行っている
２	一部の職員に、情報共有と市民参加の制度等に関する資料を配布した
１	特に何もしていない
【自治体の取り組み記入欄】	

【補足設問】

⑳ 市民参加に関する事務マニュアル等の職員研修を行っておりますか。

(Aはい ・ Bいいえ) はいの場合の直近実施日（平成 年 月 日）

研修会の主催担当課（ 担当課）

(3) 庁内における市民参加の実践事例の共有及び活用

評価指標（１～５のうち一つ選択）	
5	市民参加のアイデア事例集（他自治体の事例を含む）を教材として、庁内で定例の学習会が開催されている
4	市民参加に関するアイデアや事例がデータベース化されており、すべての職員が情報を入手できる状態になっている
3	市民参加で行った施策の事例等について毎年度とりまとめを行い、全職員に配布されている
2	市民参加で行った施策の取り組みのリストを作成し、公表している
1	特に何もしていない
【自治体の取り組み記入欄】	
【評価指標「５」を選択の場合：直近開催日： 年 月 日 】	

(注) 市民参加で行った施策事例集がありましたらメール添付（koukyou-seisaku@goo.jp）送付願います。

5. 総合計画と行政評価、地域社会への市民参加

(1) 総合計画への市民参加

(直近の総合計画)

評価指標（１～５のうち一つ選択）	
5	市民アンケート調査、分野別団体及び中・高校生との意見交換、市民ワークショップ、市民及び職員による提案機会を設けるなど総合的な調査及び検討を行い、総合計画を策定している
4	総合計画審議会による総合計画案市民説明会の開催やパブリックコメントを実施し、総合計画を策定している
3	総合計画審議会に市が公募する市民が参加している（総合計画審議会条例に明記）
2	総合計画審議会に市長が指名する市民が委員として参加している
1	総合計画の策定に市民参加の機会を設けていない（庁内のみで策定）
【自治体の取り組み記入欄】	

【補足設問】

②① 総合計画関連

- ・総合計画審議会の設置年度（ 年度）
- ・総合計画審議会設置根拠（ A 条例 B 規則・要綱 C その他[]）
- ・総合計画審議会の委員の範囲（ A 公募 B 指名 C 職員 D 議員 E 学識経験者
F その他）（複数可）

②② 市民参加を行っている総合計画の範囲を選択してください。

項番	選択欄	内容
1		基本構想
2		基本計画
3		実施計画

（注）選択欄に○印を付けてください（複数可）

（２）行政評価への市民参加

評価指標（１～５のうち一つ選択）	
5	市長が指名する学識経験者（専門家）及び公募の市民が行政評価（外部評価）を行っている
4	市長が指名する学識経験者（専門家）が行政評価（外部評価）を行っている
3	行政評価（外部評価）の実施を <u>検討</u> している
2	行政評価（内部評価）を行っている
1	行政評価を行っていない
【自治体の取り組み記入欄】	
【評価指標「５」を選択の場合：外部評価組織名：	

（注）行政評価とは政策評価・施策評価・事務事業評価の総称である。

【補足設問】

②③ 上記設問で評価指標「２」以上を選択した場合のみ回答

行政評価（内部評価）結果の公表（選択し先頭に○印をつける）

- （ A 公表している B 公表していない ）
- ・具体的な情報共有方法（Aを回答の方）
 - （ A 広報紙（ 年 月号） B ホームページ C その他[]）
 - ・市民向け説明会の開催
 - （ A 開催している（ 年 月 日実施） B 開催していない）

②④ 上記設問で評価指標「4」「5」を選択した場合のみ回答

行政評価（外部評価）結果の公表（選択し先頭に○印をつける）

(A公表している B公表していない)

- ・具体的な情報共有方法（Aを回答の方）

(A広報紙 (年 月号) Bホームページ Cその他[])

- ・外部評価に関する会議の公開 (A公開 B非公開)

- ・市民向け説明会の開催

(A開催している (年 月 日実施) B開催していない)

(3) 地域社会への市民参加の取り組みについて

(注) 地域協議会とは、小・中学校区等単位に地域社会の課題を検討する協議機関を指す。

（注）地域協議会とは、市・町・村長等が中心に地域社会の課題を検討し、協議機関と指す。 評価指標（１～５のうち一つ選択）	
５	条例によって、公募市民による地域協議会が設置され、地域計画の策定、行政から予算化され、地域協議会で執行がされている
４	条例によって、地域協議会が設置され、地域課題が話し合われ、地域計画が策定され、これを基に行政の実施計画に反映され予算化される
３	条例によらず、自主的に小・中学校区単位の地域協議会が設置され、地域課題が話し合われている。
２	地域協議会の設置が検討されている
１	地域協議会の設置がされていない
【自治体の取り組み記入欄】	
選択欄	

6. 市民参加のためのホームページの活用について

(注1)「市民参加」のコーナーとは、審議会委員の公募情報、審議会の開催日時場所の案内、審議会の審議内容等の公表を指します。

(注2) 検索による発見は該当しない。

評価指標（１～５のうち一つ選択）	
５	トップページに「市民参加」に関するコーナーがあり、市民参加情報が見つけやすい工夫や配慮がされている
４	トップページに「市民参加」のキーワードがあり、市民参加情報が１クリックで該当ページが開ける
３	トップページから「市民参加」のキーワードで、市民参加情報が２クリック以上で該当ページが開ける
２	トップページの部局名やメニューから類推すれば、市民参加情報にたどり着ける

1	ホームページに市民参加に関するページがない。(市民参加情報がない) または作成中である
【自治体の取り組み記入欄】	
選択欄	

【補足設問】

②⑤ ホームページの「市民参加」に関するページの更新頻度

(A 2週間に1回程度 B 毎月 C 半年に1回程度 D 年に1回程度 E 更新しない)

7 貴自治体において、市民参加により行われた取り組み（成功事例の取り組み）がありましたら、下記に記入してください。

【自治体の取り組み記入欄】

8 貴自治体における市民参加により施策を推進する上でとくに今後の課題、あるいは解決したい問題点と思われる事柄を挙げてください。

【自治体の取り組み記入欄】

【補足設問】

②⑥ 次の担当課の設置 (該当欄に○印 (1つ選択))

市民参加の担当						協働の担当					
窓口			専担課			窓口			専担課		
1		あり	1		あり	1		あり	1		あり
2		なし	2		なし	2		なし	2		なし

(例) 市民参加の担当の窓口はあるが専担課ではない場合 (窓口について1に○、専担課については2に○となります)

②⑦ NPO等の活動を支援する中間支援組織の有無

該当欄に○印（1つ選択）								
1		あり	2		検討中	3		なし

（注）中間支援組織の例：函館市地域交流まちづくりセンター

②⑧ 中間支援組織が拠点としている施設の設置・運営等の形態

中間支援組織が「ある」と回答した方のみ選択願います。

該当欄に○印（1つ選択）								
設置形態			運営形態			条例等の設置		
1		公設	1		公営	1		あり
2		民設	2		民営	2		なし

②⑨ 行政と定期的に情報共有を行っている団体を選択してください。

該当欄に○印（複数選択可）		
1		連合町内会（連合自治会）
2		NPO
3		社会福祉協議会
4		その他（ 経済・観光・福祉等各関係団体 ）
5		なし

③⑩ 行政が行っているNPO等への活動支援の内容

該当欄に○印（複数選択可）		
1		補助・助成金による資金援助
2		事業委託（指定管理者等）
3		活動の場の提供
4		事業共催・後援
5		その他（ ）
6		なし

③⑪ 自治基本条例を施行している自治体のみ回答お願いいたします。

（注）次の市町村は（4）～（7）のみ回答。（既に、調査済みです）

ニセコ町、奈井江町、苫前町、登別市、清水町、遠別町、沼田町、音更町、白老町、芽室町、下川町、札幌市、苫小牧市、留萌市、帯広市、稚内市、中札内村、遠軽町、美瑛市、七飯町、平取町、上川町、石狩市、芦別市、上富良野町、幌延町、福島町、厚沢部町、三笠市、江別市

(1)自治基本条例の素案は主に誰が中心となり作りましたか。（ ①行政 ②市民懇話会 ③議会 ）

（注）原案を行政が作成した場合は①行政を、素案のほとんどを市民が作成した場合は②市民懇話会（市民会議等）を、議会が中心となって素案をまとめた場合は③議会を選択願います）

(2)市民懇話会の場合は 何人で、期間はどれ位ですか。

人数 人（そのうち公募市民 人、推薦市民 人、行政職員 人、議員 人）

検討期間（ 年 月）

(3)条例素案策定過程で議会との対話がありましたか。（ ①あり ②なし ）

具体的に（ ①懇話会と議会による中間報告の意見交換

②その他[]）

(4)条例施行後、市民の意識に変化があったと思いますか。

（ ①変化があった ②変化がない）

変化があった場合は具体的に、どんなところが違いますか。

--

変化がない場合の原因として、どんなことが考えられますか。

--

(5)条例を施行後、一番変化のあった担い手は誰ですか。

（ ①市民 ②議会（議員） ③首長 ④職員 ⑤その他 ⑥変化なし ）

(6)条例施行後、行政（役所）にどんな変化がありましたか。

（①変化があった ②変化ない ③わからない）

変化の具体的内容

--

(7)貴市（貴町）は自治基本条例の見直しが行われましたか。（ ①はい ②いいえ ）

直近の見直し実施時期（ 年 月）

条例見直しの組織は（ ①自治推進委員会 ②審議会 ③行政 ④その他[] ）

見直しを行った場合、具体的にどのような箇所を見直しされましたか。

--

調査にご協力いただきありがとうございました。

3. 参考

北海道における条例施行状況(H25.10.1現在)

NO	自治体	自治基本条例	議会基本条例	市民参加条例
1	二セコ町	平成13年4月1日		
2	北海道	平成14年10月18日	平成21年7月10日	
3	奈井江町	平成17年4月1日		
4	苫前町	平成17年10月1日		
5	登別市	平成17年12月21日	平成23年5月1日	
6	清水町	平成18年4月1日		
7	遠別町	平成18年4月1日		
8	沼田町	平成18年4月1日		
9	音更町	平成18年10月1日		
10	白老町	平成19年1月1日		
11	芽室町	平成19年3月5日	平成25年4月1日	平成16年5月1日
12	下川町	平成19年4月1日		
13	札幌市	平成19年4月1日	平成25年4月1日	
14	苫小牧市	平成19年4月1日		平成21年4月1日
15	留萌市	平成19年4月1日		
16	帯広市	平成19年4月1日	平成22年4月1日	
17	稚内市	平成19年4月1日		
18	中札内村	平成19年4月1日		
19	遠軽町	平成19年4月1日	平成25年7月1日	平成19年4月1日
20	美唄市	平成19年9月1日		
21	七飯町	平成19年10月1日		
22	平取町	平成20年4月1日		
23	上川町	平成20年4月1日		
24	石狩市	平成20年4月1日		平成14年4月1日
25	芦別市	平成20年10月1日		
26	上富良野町	平成21年4月1日		
27	幌延町	平成21年4月1日		平成21年4月1日
28	士幌町	平成21年4月1日		
29	福島町	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
30	厚沢部町	平成21年4月1日		
31	三笠市	平成21年4月1日	平成21年4月1日	
32	江別市	平成21年7月1日	平成25年4月1日	
33	名寄市	平成22年4月1日	平成21年4月1日	
34	八雲町	平成22年4月1日	平成25年9月18日	
35	鹿追町	平成22年4月1日	平成22年3月25日	
36	和寒町	平成22年4月1日	平成22年4月1日	
37	置戸町	平成22年4月1日		
38	北見市	平成22年12月21日		
39	新十津川町	平成23年1月1日		
40	函館市	平成23年4月1日		
41	美幌町	平成23年4月1日		
42	別海町	平成23年4月1日		
43	中標津町	平成24年4月1日		
44	士別市	平成24年4月1日	平成24年4月1日	
45	大空町	平成24年6月21日	平成24年6月21日	
46	新ひだか町	平成25年1月7日		
47	斜里町	平成25年4月1日		
48	栗山町	平成25年4月1日	平成18年5月18日	
49	むかわ町	平成25年4月1日		
50	今金町		平成19年5月1日	
51	知内町		平成20年4月1日	
52	白糠町		平成22年10月1日	
53	豊浦町		平成22年12月1日	
54	旭川市		平成22年12月10日	平成15年4月1日
55	釧路市		平成23年4月1日	
56	北竜町		平成23年4月1日	
57	足寄町		平成23年5月1日	
58	根室市		平成25年3月1日	
59	夕張市		平成25年4月1日	
60	浦幌町		平成25年4月1日	平成24年4月1日
61	清里町			平成17年3月25日
62	富良野市			平成17年7月1日
63	弟子屈町			平成18年4月1日
64	伊達市			平成19年4月1日
65	中川町			平成19年4月1日
66	千歳市			平成19年4月1日
67	釧路町			平成21年4月1日
68	北広島市			平成21年6月1日
計		49	27	15

あとがき

この調査は、当NPOが評価する方法では自治体自らの改善努力につながらないと考え、その方法を採用せず、当NPOが定めた基準に基づき自治体が自ら評価をする方法を採用した。このことで、自治体が改善点を自ら発見することができる考えたからである。したがって、自治体の順位付けをすることを目的としていない。

この調査の中で、主に、自治体の企画を担当している部署に回答を依頼し、また、ヒアリングもさせてもらった。市では各課が行う市民参加の状況を一元的に把握をする担当がなかったり、町村では町民参加を担当する人員の配置がないため町民参加が把握されていない実態があった。

今回の調査で、自治体の規模に関係なくパブリックコメントを実施することを重視した評価としたが、ある町村から市ではパブリックコメントが一般的であっても、町村では一般的ではないという意見があった。確かに町村ならではの町民参加の形態があっても良い。膝を交えた町民参加の実践が待たれる。

市民参加は地域課題を解決する重要な仕組みなので、市民に市民参加が楽しいと思える参加の形態をつくる必要がある。市民参加で審議する案件によっては、市民には難しいと思われることでも、市民自ら資料を集め、行政が提供する資料などの説明を受け、理解を深める勉強会を重ねることで、楽しくなる。市民が楽しいと思える市民参加のあり方を再検討すべき時期に来ているのではないか。

最後に、この報告書をまとめるにあたって、北海道内103市町村企画課等の皆さんから積極的にアンケート調査に協力をいただいた。ご多忙のところ、また、調査項目が多かったにも係わらず、調査の目的にご賛同いただき、ご協力いただきましたことに深く感謝申し上げます。

「2013情報共有と市民参加による北海道内
自治体行政の環境整備に関する報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5－401号

電話・FAX:011-836-4315

E-mail : koukyou-seisaku@goo.jp

<http://www16.plala.or.jp/koukyouseisaku/index.htm>